

令和元年度(2019)

# 研究紀要

第二十一輯

Bulletin of  
The Researches

## 人権に関する県民意識調査 結果の分析

平成30年度実施の人権に関する県民意識調査結果の分析  
— クロス表分析を中心に —

障害のある人における就労支援の動向

女性の労働力参加と行政の課題

遺された者への支援と死者の尊厳

実践ノート

兵庫県教育委員会における多文化共生社会の実現をめざす  
教育の取組と今後の展開

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会



## 第二十一輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育及び啓発・研究を進めてきました。

平成30年度、兵庫県では、今後のより効果的な人権に関する施策を検討するための基礎資料に資することを目的として「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

本年度の研究は、この調査結果を総合的に検証・分析し、人権問題に対する県民の現状認識や意識の動向を把握するとともに、個別の今日的な人権課題について研究することにより、人権尊重の文化創造のための新たな啓発の手法やあり方を探求することを主目的としています。これを受けて、本年度の「研究紀要第二十一輯」は、テーマを「人権に関する県民意識調査結果の分析」としています。

本紀要では、県民意識調査の分析に加え、今回の調査において人権課題として県民の関心が高かったもののうちの2つ「障害のある人への就労支援」と「女性の労働力としての社会参加」そして、最近多発する「命」を侵害された方々への対応策として「遺された者への支援と死者の尊厳」をとりあげました。また、新たな試みとして、人権教育・啓発活動を実践する現場からの報告として「実践ノート」を掲載しています。読者の皆様には、この「研究紀要第二十一輯」を、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、この「研究紀要第二十一輯」の刊行にあたり、ご多用の中、研究推進委員会におきましてご協議いただきました委員の皆さま、並びに研究論文をご執筆いただきました先生方に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会



# 研究紀要第二十一輯 目 次

## 「人権に関する県民意識調査」結果の分析

平成30年度実施の人権に関する県民意識調査結果の分析 —クロス表分析を中心に— .....	山本 克典	3
障害のある人における就労支援の動向 .....	井澤 信三	47
女性の労働力参加と行政の課題 .....	筒井 淳也	63
遺された者への支援と死者の尊厳 .....	坂口 幸弘	81
実践ノート		
兵庫県教育委員会における多文化共生社会の実現をめざす 教育の取組と今後の展開.....	樋口 正和	107
あとがき.....	野津 隆志	123
研究推進委員会及び執筆者紹介.....		127



# 人権に関する県民意識調査 結果の分析



# 平成30年度実施の人権に関する県民意識調査結果の分析 —クロス表分析を中心に—

山本 克典

はじめに	4
第1章 性別による有意差	4
第1節 人権問題に関する一般的な意識	
第2節 人権侵害の経験と対応	
第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識	
第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識	
第2章 年代による有意差	12
第1節 人権問題に関する一般的な意識	
第2節 人権侵害の経験と対応	
第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識	
第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識	
第3章 人権への親近感による有意差	26
第1節 人権問題に関する一般的な意識	
第2節 人権侵害の経験と対応	
第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識	
第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識	
第4章 人権侵害を受けた経験による有意差	38
第1節 人権問題に関する一般的な意識	
第2節 人権侵害をした経験	
第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識	
第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識	
第5章 考 察	45
おわりに	46

## はじめに

兵庫県及び（公財）兵庫県人権啓発協会は、2018（平成30）年10月に「人権についての意識調査」を実施し、その結果を2019（平成31）年3月に『人権に関する県民意識調査調査結果報告書』（以下、「報告書」と略す）として刊行した。「報告書」にも示されているように、「主に単純集計及び性別・年代別との関係について図表で説明し、必要に応じて他のフェースシート項目（子どもの成長段階など）や他の設問とのクロス集計についても」<sup>(1)</sup>説明を加えている。

もちろん、この「報告書」でも調査結果の概要は十分理解できうる。しかし、フェースシートとのクロス集計は概観であり、統計的に有意差があるかどうかという観点で分析を行っていない。

本研究では、調査結果のデータを利用し、統計的手法を用いて詳細に分析する。具体的には、性別、年代、人権への親近感、人権侵害を受けた経験と各設問のクロス集計を行い、有意差があると思われるクロス表を抽出し、その要因を考察するという手法である。この論文では、各クロス表の $\chi^2$ 検定<sup>(2)</sup>を行い、有意水準が1%以下のものを有意差があるとした。

筆者は、『研究紀要第11輯』で、性別、年代、人権への親近感と各設問間のクロス集計を行い、その特徴を明らかにした<sup>(3)</sup>。それに加え、今回は人権侵害を受けた経験と各設問間のクロス集計を行い、統計的に有意差があるかどうか検討した。人権侵害を受けた経験が人権意識の形成に影響があるのではないか、という前回の考察で出てきた仮説を実証するためである。

近年の教育において、体験型教育の重要性が指摘されている。例えば、学校教育ではアクティブラーニング（参加体験型教育）の手法を取り入れること、文部科学省が求めるようになってきた。人権教育もそのような体験型教育が有効であると考えられるが、人権侵害を受けた経験を実際に受けさせることはできない。そのため、疑似体験や間接体験、ワークショップ等に参加して、意識を共有するとともに、人権問題について考える機会を持つことが大切である。

なお、調査票や単純集計結果等に関しては、「報告書」を参考にさせていただきたい。

## 第1章 性別による有意差

### 第1節 人権問題に関する一般的な意識

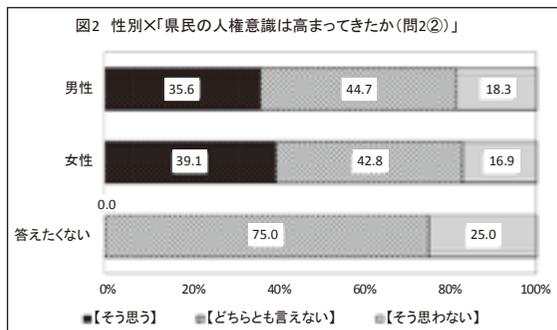
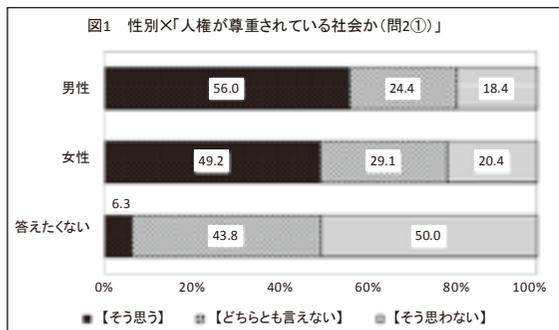
「人権をどのぐらい身近な問題として感じているか（問1）」では、性別による有意差は見られなかった。

「人権が尊重されている社会か（問2①）」という設問においては、有意差が見られた（図1）。【そう思う】の割合は「男性」が高く、【どちらとも言えない】は「女性」の割合が高い。

また、性別を「答えたくない」という人は回答数が少ないこともあり、他とかなり異なっている。ただ、【そう思わない】と答えた人が半数いるのは、注意しておかなければならない。

「県民の人権意識は高まってきたか（問2②）」という設問においては、性別による有意差が見られた（図2）。ただし、「男性」と「女性」の回答の違いは少く、「答えたくない」という人の回答が大きく異なるため、有意差が出てきたものと思われる。

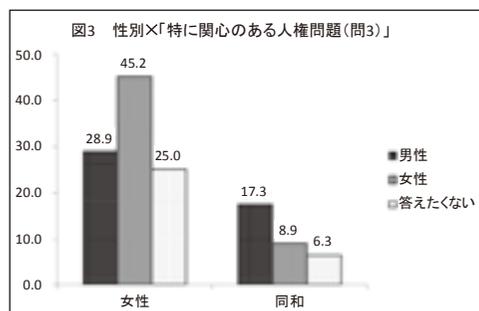
「人権侵害されることは減っているか（問2③）」という設問においては、性別による有意差は見られなかった。



なお、問2の①～③の設問における回答は、「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「どちらかと言うとそう思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【どちらとも言えない】とした。

「特に関心のある人権問題（問3）」において性別による有意差が見られたのは、「女性に関する問題」と「部落差別などの同和問題」であった（図3）。「女性に関する問題」は女性の割合が高いが、「部落差別などの同和問題」は男性の割合が高い。

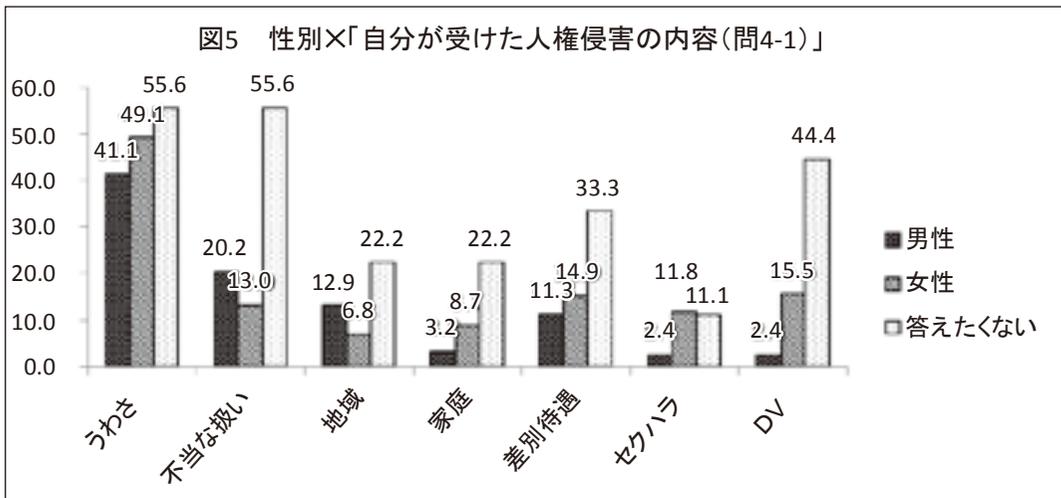
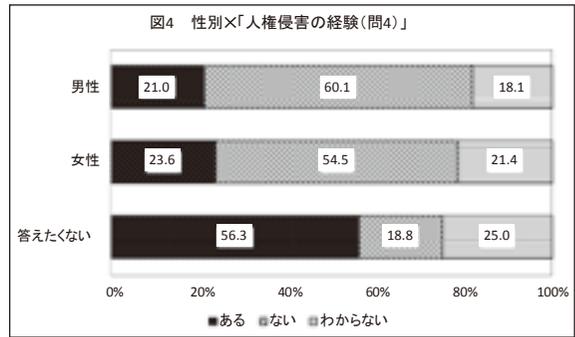
「特に関心のある人権問題（問3）」の中で回答者の割合の高かった「障害のある人に関する問題」「インターネットによる人権侵害の問題」「高齢者に関する問題」「子どもに関する問題」「働く人の権利に関する問題」は、いずれも性別による有意差は見られなかった。



## 第2節 人権侵害の経験と対応

「人権侵害の経験の有無（問4）」において、「男性」と「女性」の差異はあまり見られないが、「答えたくない」という人の回答パターンが大きく異なるため、有意差が現れた（図4）。回答数は少ないが、「答えたくない」と答えた人の半数以上が人権侵害を受けた経験があるのは、注目すべき点である。

「経験した人権侵害の内容（問4-1）」においては、「あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」「公的機関や企業・団体による不当な扱い」「地域での暴力、脅迫、無理じい、仲間はずれ」「家庭での暴力や虐待」「差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い）」「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」「ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者やパートナーからの暴力・暴言など）」の項目において有意差が見られた（図5）。「あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」は、性別が「女性」「答えたくない」と回答した人の割合が高くなっている。それ以外は、「答えたくない」と回答した人の割合がかなり高くなっている。



「人権侵害を受けた時の対応（問4-2）」では、「NPO法人など民間団体に相談した」「相手に抗議した」「どのようにしたらいいのかわからなかった」の項目に有意差がみられた（図6）。「NPO法人など民間団体に相談した」「どのようにしたらいいのかわからなかった」は、性別を「答えたくない」とした人の割合が高い。「相手に抗議した」は、「男性」と回答した人の割合が高く、「答えたくない」と回答した人の割合が低くなっている。

「他人の人権を侵害した経験の有無（問5）」では、性別による有意差は見られなかった。

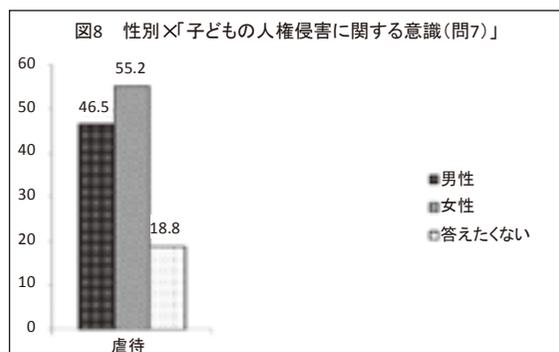
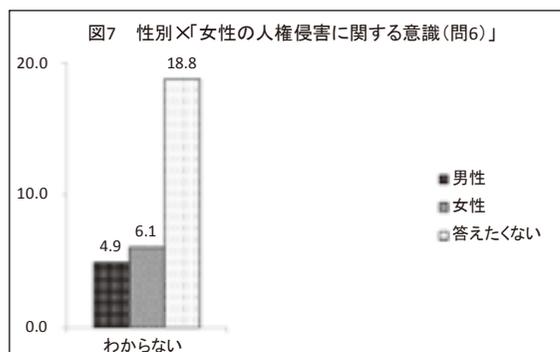
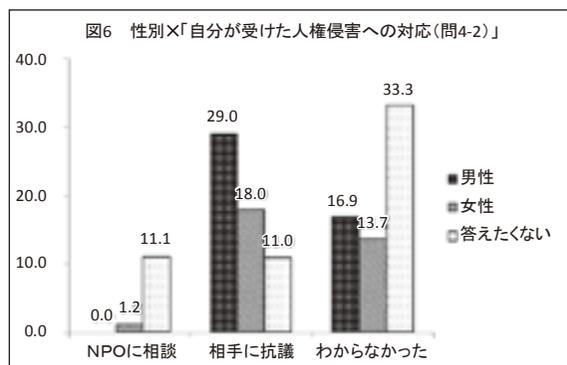
### 第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識

まず、「女性の人権または問題に関する意識（問6）」では、「わからない」の項目に有意差が見られた（図7）。性別に「答えたくない」と回答した人の割合が高かったことで、有

意差が現れたようである。

「子どもの人権侵害（問7）」では、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」の項目で有意差が見られた（図8）。前者は「男性」より「女性」の割合が高い。「答えたくない」と回答した人の割合は低くなっている。

「高齢者の人権（問8）」では、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受け

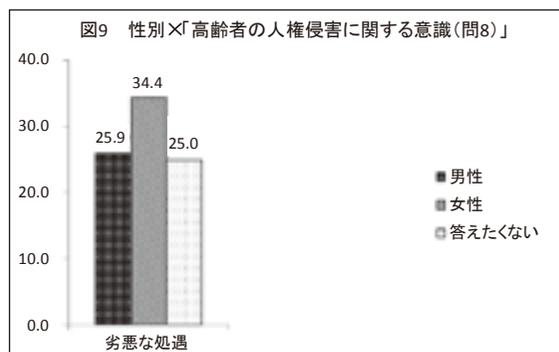


ること」の項目に有意差が見られた（図9）。この項目については、性別が「女性」と回答した人の割合が高い。

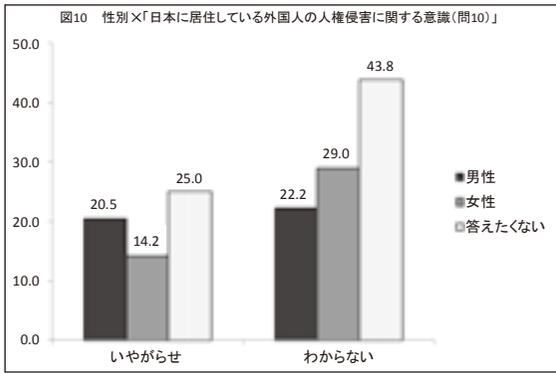
「障害のある人の人権（問9）」では、性別による有意差は見られなかった。

「日本に居住している外国人の人権（問10）」では、「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」「わからない」の項目に有意差が見られた（図10）。

「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」の項目では性別を「女性」と回答した人の割合が低く、「わからない」は性別を「答えたくない」と回答した人の割合が高い。



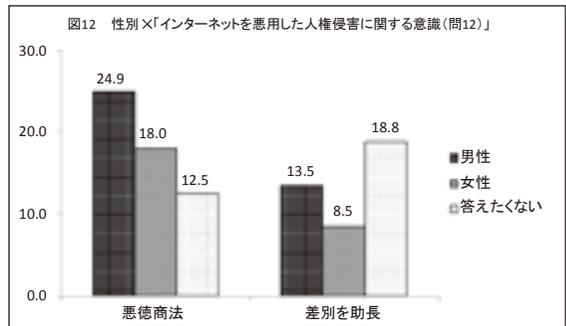
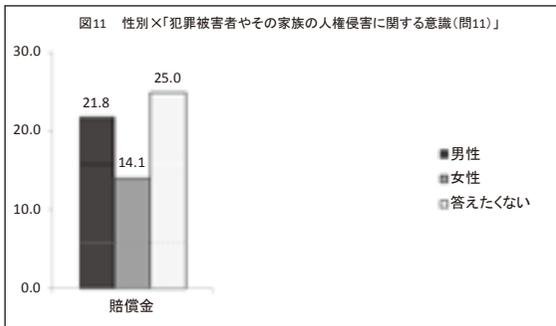
「犯罪被害者やその家族の人権侵害に関する意識（問11）」は、「加害者が裁判所から命じられた賠償金を支払わないこと」という項目に性別による有意差がみられた（図11）。性別が「女性」と回答した人の割合が低く、「男性」「答えたくない」と回答した人の割合は高くなっている。



「インターネットを悪用した人権侵害(問12)」については、「悪徳商法によるインターネット取引での被害があること」「差別を助長するような情報を掲載すること」で性別による差異が見られた(図12)。

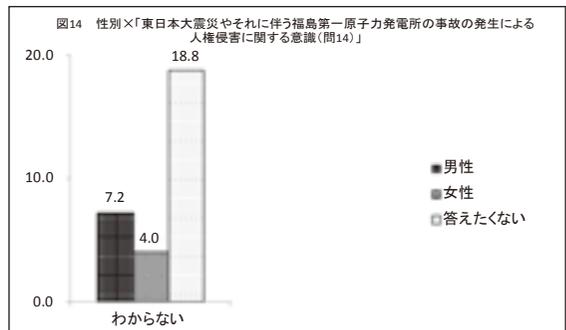
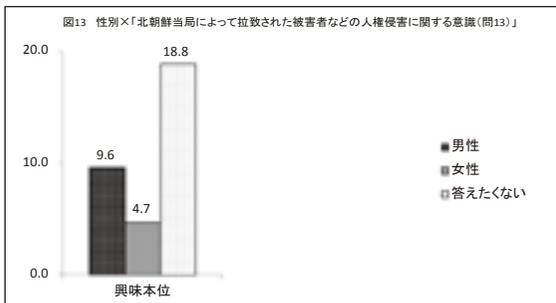
「悪徳商法によるインターネット取引での被害があること」の項目では、性別が「男性」と回答した人の割合が高く、「答えたくない」という人の割合が低くなっている。

一方、「差別を助長するような情報を掲載すること」では、性別が「女性」と回答した人の割合が低く、「男性」「答えたくない」と回答した人の割合は高くなっている。

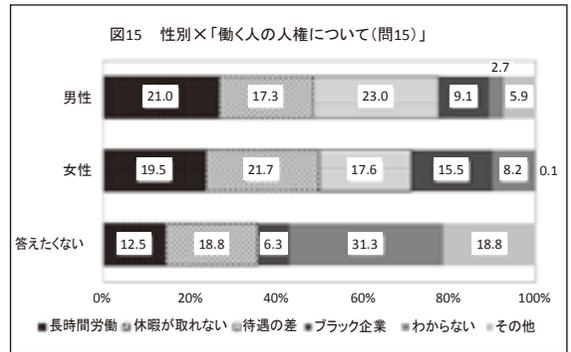


「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題(問13)」については、「被害者及びその家族を興味本位で見ていること」の項目で性別による有意差が見られ、性別を「答えたくない」と回答した人の割合が高かった(図13)。

一方、「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題(問14)」では、「わからない」の項目に有意差が見られたが、回答数が少ないため誤差の範囲と考えられる(図14)。



「働く人の人権について（問15）」も、性別による有意差がみられた（図15）。性別を「男性」と回答した人は「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていくこと」の項目がもっとも多く、次いで「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」となっている。「女性」と回答した人は「休暇制度があっても取れないような実態があること」がもっとも多く、次いで「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」となっている。

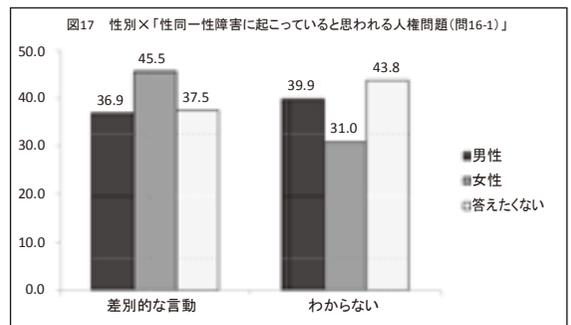
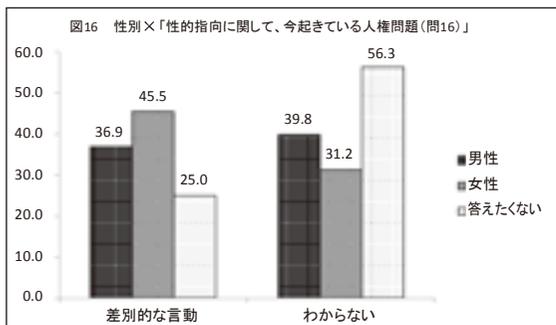


また、「男性」と答えた人と「女性」と答えた人で割合がもっとも異なるのは、「無理なノルマを課したり賃金不払い残業やパワーハラスメントが横行したりといった職場が存在すること」であった。

一方、性別を「答えたくない」とした人は、他のカテゴリーに比べ、回答のパターンがかなり異なっている。

「異性愛、同性愛などといった性的指向に関し、今起きている人権問題（問16）」については、「差別的な言動をされること」「わからない」の項目で性別による有意差がみられた（図16）。「差別的な言動をされること」は「女性」と回答した人が多く、「わからない」では逆に「女性」と回答した人の割合が低い。「答えたくない」と回答した人は、「差別的な言動をされること」では割合がかなり低く、逆に「わからない」では割合がかなり高くなっている。

「性同一性障害者に関して起こっている人権問題（問16-1）」についても、「差別的な言動をされること」「わからない」の項目で性別による有意差がみられた（図17）。「差別的な言動をされること」は「女性」と回答した人が多く、「わからない」では逆に「女性」と回答した人の割合が低い。



「部落差別などの同和問題に関して、今起きている人権問題（問17）」では、「結婚問題での周囲からの反対があること」の項目で性別による有意差が見られた（図18）。この項目は、

性別が「女性」と回答した人の割合が高く、「答えたくない」と回答した人の割合はかなり低くなっている。

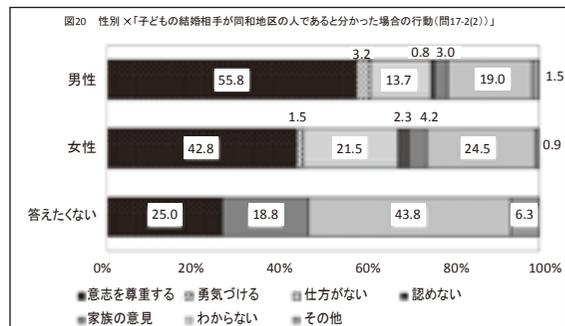
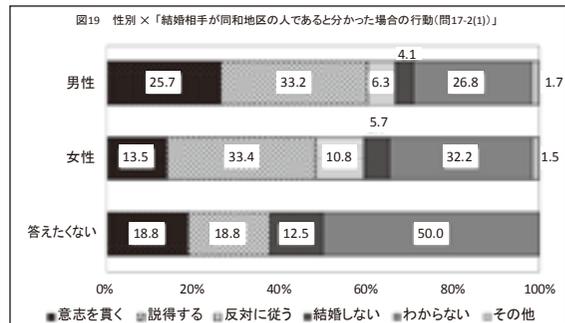
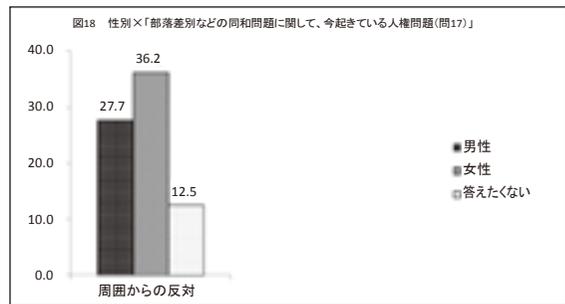
「部落差別などの同和問題が生じる原因や背景として思い当たる事柄（問17-1）」では、性別による有意差は見られなかった。

「結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動（問17-2(1)）」には、性別による有意差がみられる（図19）。性別が「男性」と回答した人は「家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」と答えた人が多い。「女性」と回答した人は「家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」の割合が低く「わからない」の割合が高い。「答えたくない」とした人では、「わからない」が半数を占めている。

「子どもの結婚相手がいわゆる同和地区の人とであるとわかった場合の行動（問17-2(2)）」には、性別による有意差がみられる（図20）。性別が「男性」と回答した人は「子どもの意志を尊重する」と答えた人の割合がかなり高く半数以上となっている。「女性」と回答した人は、「親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」の割合が高くなっている。また、「わからない」とした人の割合は、「男性」よりも高くなっている。性別を「答えたくない」とした人は、他のカテゴリーに比べ、回答のパターンがかなり異なっている。「わからない」とした人が多い一方で、「家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない」とした人の割合も高くなっている。

#### 第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識

「人権尊重の考え方に関する意識（問18）」において、「人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まる（問18①）」「競争社会だから能力による格差が生じるのは仕方がない（問18②）」「家庭や地域で、幼いころからものごとの善悪や決まりごとの大切さを教えることが重要だ（問18③）」「学校で、いじめや差別をなくす人権教育を進めれ



ば人権問題は解決する（問 18 ④）」「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ（問 18 ⑨）」において、性別による有意差が見られた。

なお、問 18 の①～⑨の設問における回答は、「強くそう思う」「そう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「全く思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【どちらとも言えない】とした。

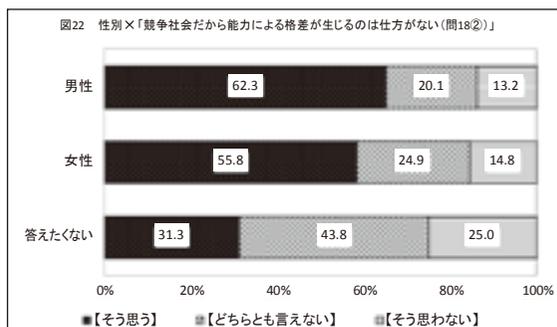
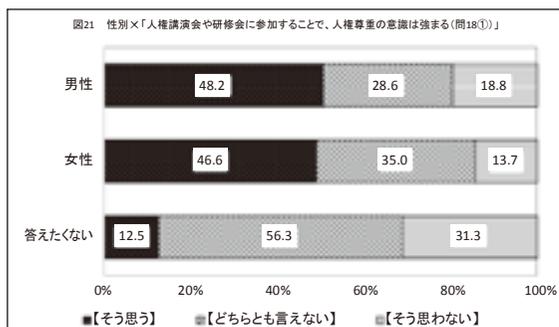
「人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まる（問 18 ①）」では、【どちらとも言えない】は性別の「女性」と回答した人の割合が高く、【そう思う】は「男性」の割合が高い（図 21）。性別を「答えたくない」とした人は、他のカテゴリーに比べ、回答のパターンがかなり異なっている。

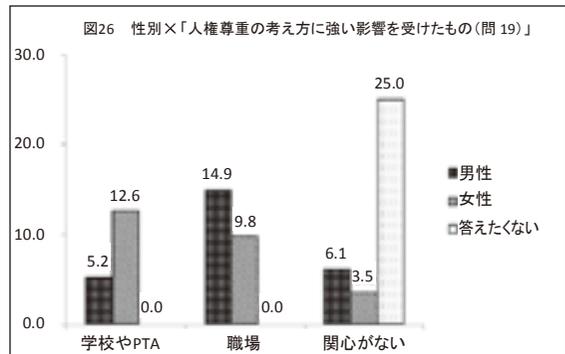
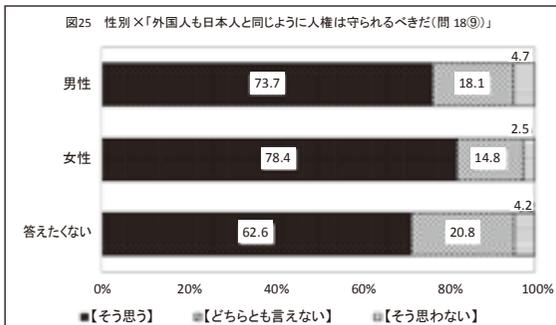
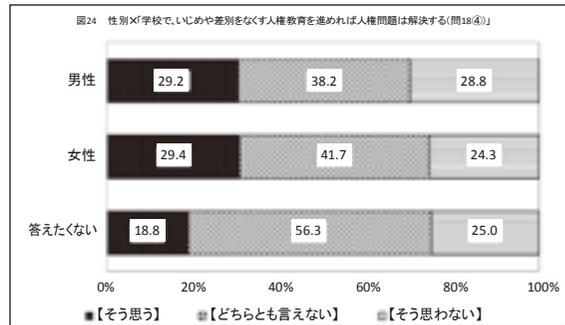
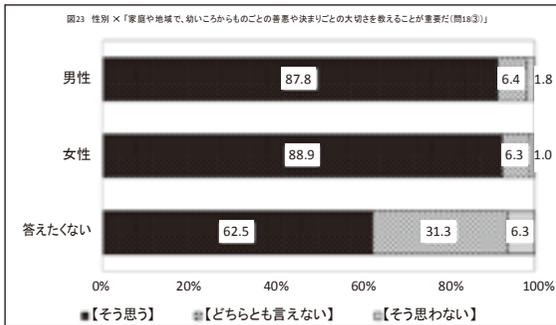
「競争社会だから能力による格差が生じるのは仕方がない（問 18 ②）」では、【そう思う】と答えた人の割合は「男性」の方が若干高い（図 22）。また、性別を「答えたくない」とした人は、他のカテゴリーに比べ、この設問でも回答のパターンがかなり異なっている。

「家庭や地域で、幼いころからものごとの善悪や決まりごとの大切さを教えることが重要だ（問 18 ③）」は、「男性」「女性」はほとんど差異がない（図 23）。性別を「答えたくない」とした人は、【そう思う】の割合が低く、【どちらとも言えない】の割合が高くなっている。

「学校で、いじめや差別をなくす人権教育を進めれば人権問題は解決する（問 18 ④）」においても、「男性」「女性」の差異はほとんどない（図 24）。性別を「答えたくない」とした人は、【そう思う】の割合が低く、【どちらとも言えない】の割合が高くなっている。

「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ（問 18 ⑨）」では、【そう思う】と答えた人の割合は「女性」が若干高く、「答えたくない」は若干低い（図 25）。





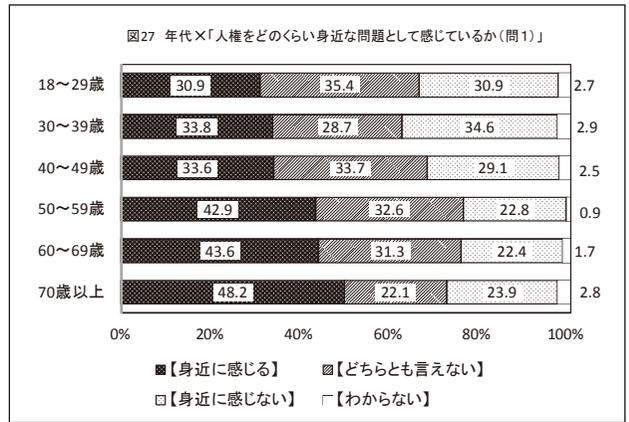
「人権尊重の考え方に強い影響を受けたもの(問19)」において、「学校やPTA主催の講演会や研修会」「職場での人権研修会」「関心がない」の項目に性別による有意差がみられた(図26)。「学校やPTA主催の講演会や研修会」は性別が「女性」と回答した人の割合が高く、「職場での人権研修会」は性別が「男性」と回答した人の割合が高い。これは学習機会との関係があるものと思われる。「関心がない」は性別を「答えたくない」と回答した人の割合が高い。「効果的な人権啓発活動(問19-1)」では、性別による差異は見られなかった。

## 第2章 年代による有意差

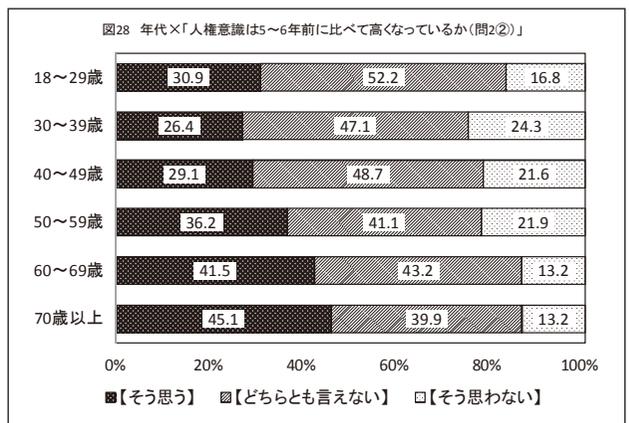
### 第1節 人権問題に関する一般的な意識

「人権をどのぐらい身近な問題として感じているか(問1)」では、年代による有意差がみられた(図27)。「【身近に感じる】」は、年代が上がるほど割合が高くなっている。ここで、「ひじょうに身近に感じる」「かなり身近に感じる」と答えた人を合わせて【身近に感じる】とし、「あまり身近に感じない」「まったく身近に感じない」と答えた人を合わせて【身近に感じない】とした。「どちらとも言えない」「わからない」は、そのまま【どちらとも言えない】【わからない】としている。

「人権意識は5～6年前に比べて高くなっているか(問2②)」という設問において、年代による有意差が見られた(図28)。**【そう思う】**は30～39歳の割合がもっとも低く、凹型になっている。逆に、**【そう思わない】**の割合は、30～39歳の割合が最も高い。**【どちらとも言えない】**の割合は、18～29歳が低くなっている。



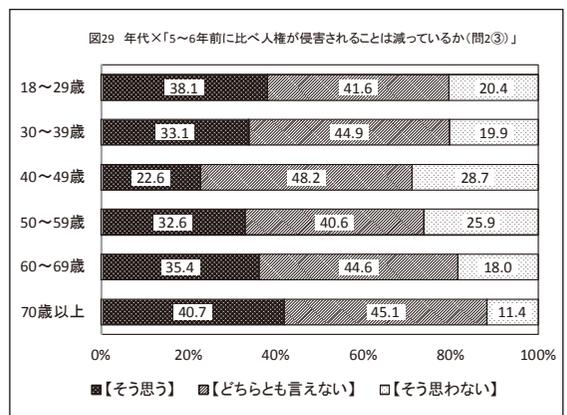
「5～6年前に比べ人権が侵害されることは減っているか(問2③)」という設問においても、年代による有意差が見られた(図29)。**【そう思う】**は40～49歳の割合がもっとも低く、凹型になっている。逆に、**【そう思わない】**の割合は、30～39歳の割合が最も高い。**【どちらとも言えない】**の割合も、40～49歳の割合が高くなっている。



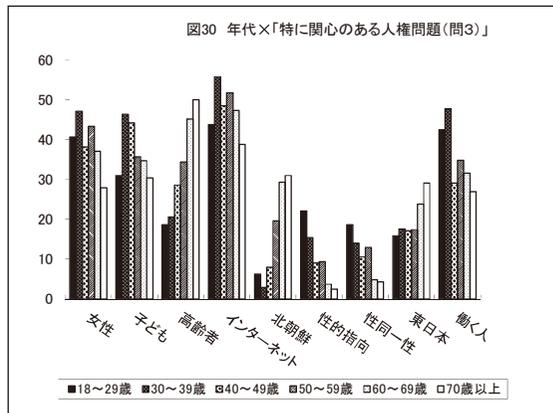
なお、問2の①～③の設問における回答は、「**【そう思う】**」「**【どちらかと言うとそう思う】**」と答えた人を合わせて**【そう思う】**とし、「**【どちらかと言うとそう思わない】**」「**【そうは思わない】**」と答えた人を合わせて**【そう思わない】**とし、「**【どちらとも言えない】**」と答えた人は**【どちらとも言えない】**とした。

「特に関心のある人権問題(問3)」で年代による有意差が見られたのは、「女性に関する問題」「子どもに関する問題」「高齢者に関する問題」「インターネットによる人権侵害の問題」「北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題」「性的指向を理由とした人権侵害の問題」「性同一性障害者に関する問題」「東日本大震災等に伴う人権問題」「働く人の権利に関する問題」であった(図30)。

「女性に関する問題」では、特に「70歳以上」の人の割合が低くなっている。「子どもに関する問題」は、実際に小中学生を子どもに持つ「30～39歳」、「40～49歳」の割合が高

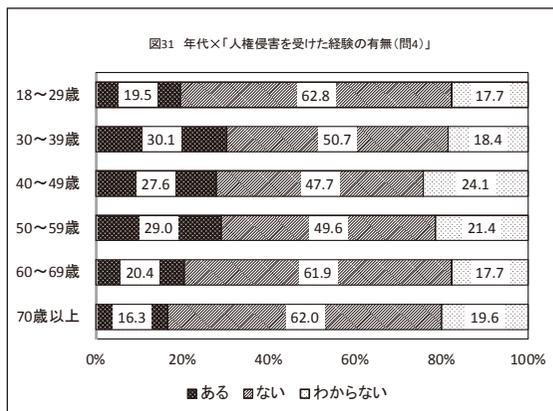


いのが特徴的である。「高齢者に関する問題」では、年代が高くなると割合が高くなる。「インターネットによる人権侵害の問題」では、「30～39歳」の割合が最も高く、「70歳以上」「18～29歳」の割合は低くなっている。「北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題」では、年代が高くなると割合が高くなっている。逆に、「性的指向を理由とした人権侵害の問題」では、年代が高くなるにつれて割合が低くなっている。「性同一性障害者に関する問題」も同様の傾向を示しているが、前の項目に比べて「50～59歳」の割合が高くなっているのが異なる点である。「東日本大震災等に伴う人権問題」は、年代が高くなると割合が高くなる傾向を示しているが、特に「70歳以上」「60～69歳」の割合が高くなっている。「働く人の権利に関する問題」は、特に「30～39歳」「18～29歳」の割合が高くなっている。



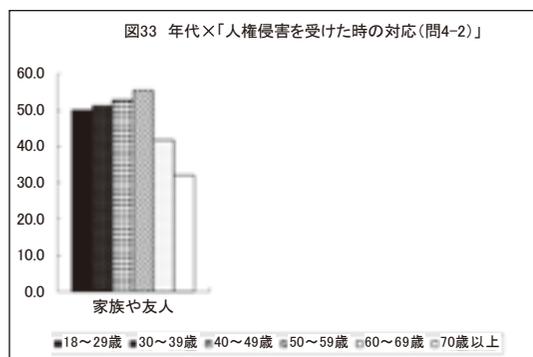
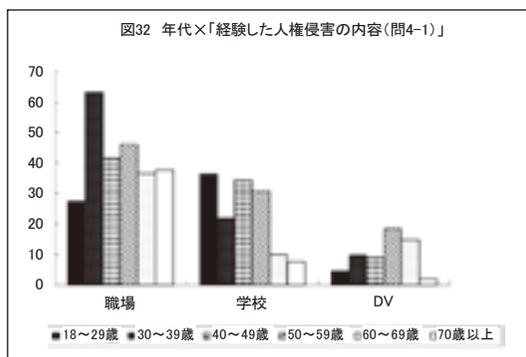
## 第2節 人権侵害の経験と対応

「人権侵害の経験の有無(問4)」において、年代による有意差がみられる(図31)。「ある」と答えた人は、「30～39歳」「50～59歳」「40～49歳」の割合が高くなっている。「ない」と答えた人は、「18～29歳」「70歳以上」「60～69歳」の割合が高くなっている」「わからない」とした人は、「40～49歳」の割合が高くなっている。



「経験した人権侵害の内容(問4-1)」は、「職場でのいじめやいやがらせ」「学校でのいじめや体罰」「ドメスティック・バイオレンス」の項目において、年代による有意差がみられた(図32)。

「職場でのいじめやいやがらせ」は、「30～39歳」の割合が高く、「18～29歳」の割合が低くなっている。「学校でのいじめや体罰」は、

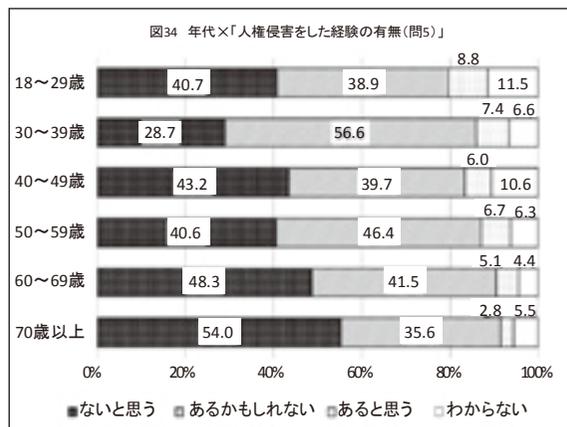


「60～69歳」「70歳以上」の割合が低い。また、「30～39歳」の割合が若干低くなっている。「ドメスティック・バイオレンス」は、「50～59歳」「60～69歳」の割合が高くなっている。

「人権侵害を受けた時の対応(問4-2)」は、「家族や友人など信頼できる人に相談した」の項目において、年代による有意差がみられた(図

33)。「70歳以上」「60～69歳」の割合が低くなっている。

「人権を侵害した経験の有無(問5)」では、「ないと思う」は「30～39歳」がもっとも少なく「70歳以上」がもっとも多い(図34)。逆に、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」は、「30～39歳」がもっとも多く「70歳以上」がもっとも少ない。

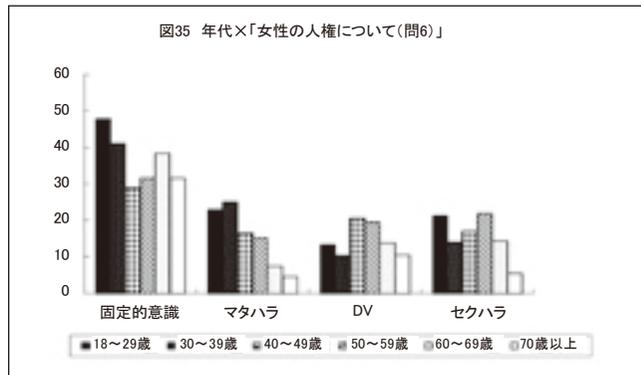


### 第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識

「女性の人権について(問6)」では、「男女の性別による固定的な意識」「マタニティ・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」「セクシュアル・ハラスメント」の各項目に年代による有意差が見られた(図35)。

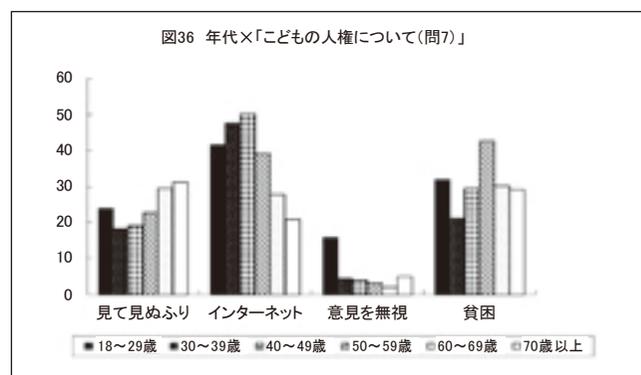
「男女の性別による固定的な意識」は、「18～29歳」「30歳～39歳」「60～69歳」の割合が高い。この世代は、出産や小さい子どもがいるなどして、社会復帰が難しいと現実問題として感じているのであろう。「マタニティ・ハラスメント」は、年代が上がると割合が

低くなる傾向にある。「30～39歳」「18～29歳」の割合が高い。「ドメスティック・バイオレンス」は、「40～49歳」「50～59歳」の割合が高い。



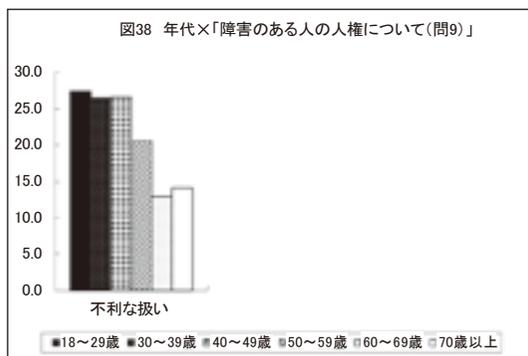
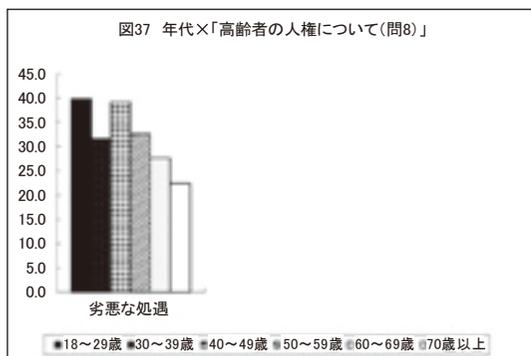
「子どもの人権 (問7)」では、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」「インターネットを使ったいじめが起きていること」「学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視すること」「貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりすること」という項目で、年代による有意差が見られた(図36)。

「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」では、「30～39歳」「40～49歳」の割合が低く、凹型の傾向を示している。「30～39歳」「40～49歳」は、ちょうど子どもが小・中学生という場合が多く、学校でのいじめは見ても見ぬふりをしていないとの自負があるのかもしれない。「インターネットを使ったいじめが起きていること」は、「40～49歳」「30～39歳」の割合が高く、凸型の傾向を示している。親には見えない部分で起こるいじめについて、敏感に反応したものと考えられる。「学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視すること」は、18～29歳の割合だけが高くなっている。ちょうど進路を決定する年代なので、より感じるかも知れない。「貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりすること」は、「30～39歳」の割合が低く、「50～59歳」の割合が高い。



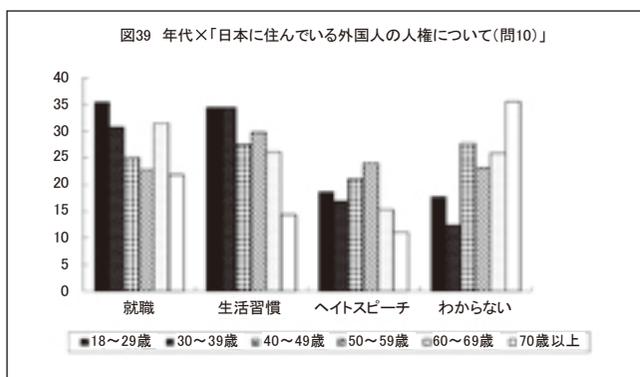
「高齢者の人権（問8）」では、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」の項目に、年代による有意差が見られた（図37）。この項目については、「18歳～29歳」「40～49歳」の割合が高く、「70歳以上」「60～69歳」の割合が低くなっている。

「障害のある人の人権（問9）」では、「学校や職場で不利な扱いを受けたり虐待を受けたりすること」の項目で、年代による有意差がみられた（図38）。この項目については、「60～69歳」「70歳以上」の割合が低くなっている。また、「50～59歳」の割合も若干低くなっている。



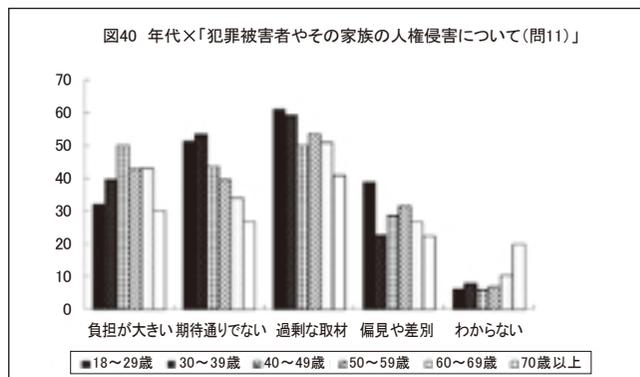
「日本に居住している外国人の人権(問10)」では、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」「わからない」の項目に年代による有意差が見られた（図39）。

「就職・職場で不利な扱いを受けること」は、「18～29歳」「60～69歳」「30～39歳」の割合が高くなっている。「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」では、「18～29歳」「30～39歳」の割合が高く、「70歳以上」の割合がかなり低くなっている。「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」は、「50～59歳」の割合が高く、「70歳以上」の割合が低くなっている。「わからない」と答えた人は、「70歳以上」の割合がかなり高く、「40歳～49歳」「60～69歳」「50～59歳」の割合は若干高い。



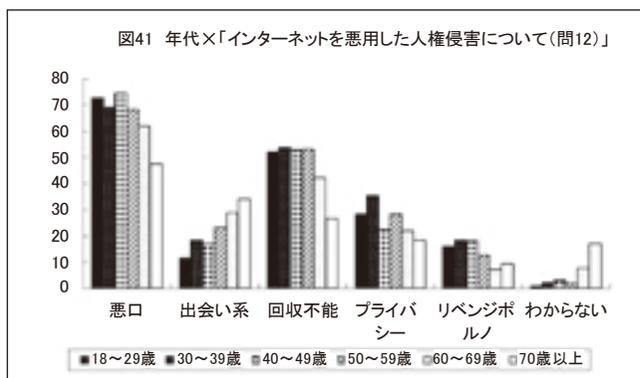
「犯罪被害者やその家族の人権（問11）」は、「犯罪による精神的・経済的負担が大きいこと」「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られないこと」「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害があること」「事件に関して周囲からの偏見や差別があること」「わからない」の項目で、年代による有意差がみられた（図40）。他の設問に比べ、この設問では多くの項目に年代による有意差がみられた。

「犯罪による精神的・経済的負担が大きいこと」では、「40～49歳」の割合がもっとも高く、凸型の傾向を示している。「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られないこと」では「30～39歳」がもっとも割合が高いが、年代とともに割合が低くなる傾向を示している。「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害があること」では、「18～29歳」「30～39歳」の割合が高く、「70歳以上」は低くなっている。「事件に関して周囲からの偏見や差別があること」では、「18～29歳」がもっとも割合が高い。それ以外では、「50～59歳」の割合が高く凸型の傾向を示している。「わからない」は「70歳以上」の割合が高い。



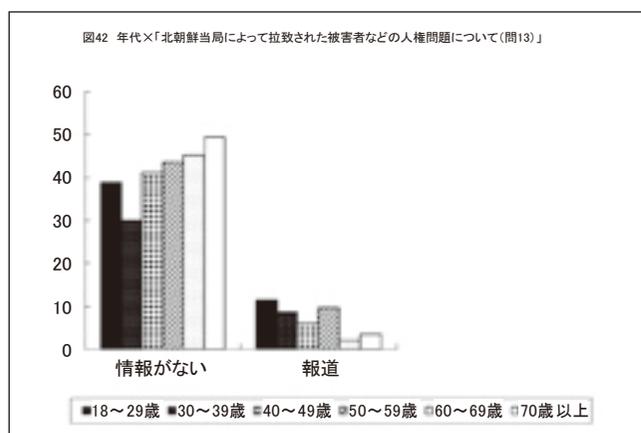
「インターネットを悪用した人権侵害（問12）」については、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」「他人のプライバシーに関する情報を掲載すること」「リベンジポルノが行われていること」「わからない」の項目に、年代による有意差が見られた（図41）。

「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」は、「70歳以上」の割合が低くなっている。また、「60～69歳」の割合が若干低くなっている。「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」は、年代が上がるとう割合が高くなる傾向を示している。「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」は、「70歳以上」の割合が低くなっている。また、「60～69歳」の割合が若干低くなっている。「リベンジポルノが行われていること」は、「30歳～39歳」「40～49歳」の割合が若干高くなっている。「わからない」は、特に「70歳以上」の割合が高くなっている。若い世代はインターネット等をよく利用しているが、年代が高くなると利用する人が少なくなっていることに関連していると思われる。



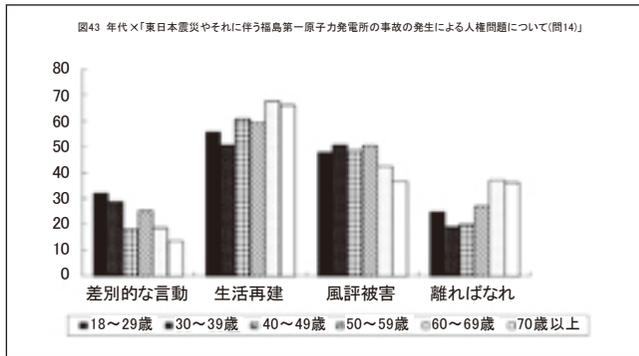
「北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権問題について(問13)」については、「被害者の情報がまったく得られないこと」「被害者およびその家族に対し傷つけるような報道があること」の項目で、年代による有意差が見られた(図42)。

「被害者の情報がまったく得られないこと」では、年代が上がる割合が高くなる傾向を示しているが、「30~39歳」の割合がかなり低いのが特徴的である。「被害者およびその家族に対し傷つけるような報道があること」では、「60~69歳」「70歳以上」の割合が低い。

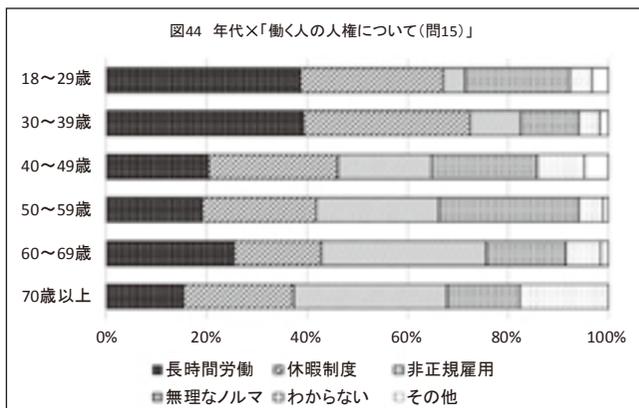


一方、「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題について(問14)」では、「差別的な言動をされること」「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」「被災地に関する風評被害があること」「家族が離ればなれに暮らさなければならないこと」の項目に、年代による有意差が見られた(図43)。

「差別的な言動をされること」では、「18~29歳」「30~39歳」「50~59歳」の割合が高い。「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」では、「60~69歳」「70歳以上」の人の割合が高くなっている。「被災地に関する風評被害があること」では、「70歳以上」「60~69歳」の割合が低い。「家族が離ればなれに暮らさなければならないこと」では、「60~69歳」「70歳以上」の割合が高く、「30~39歳」「40~49歳」の割合が低くなっている。



「働く人の人権 (問 15)」も、年代による有意差がみられた (図 44)。「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が保てないこと」は、「30～39歳」「18～29歳」の割合が高い。「休暇制度があっても取れないような実態があること」は、「30～39歳」の割合が高く、「18～29歳」の割合が若干高くなっている。「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」は、「60～69歳」の割合がもっとも高く、次いで「70歳以上」となっている。また、「無理なノルマを課したり賃金不払い残業やパワーハラスメントが横行したりといった職場が存在すること」は、「40～49歳」の割合がかなり高くなっている。一方、「わからない」は、「70歳以上」の割合が高い。

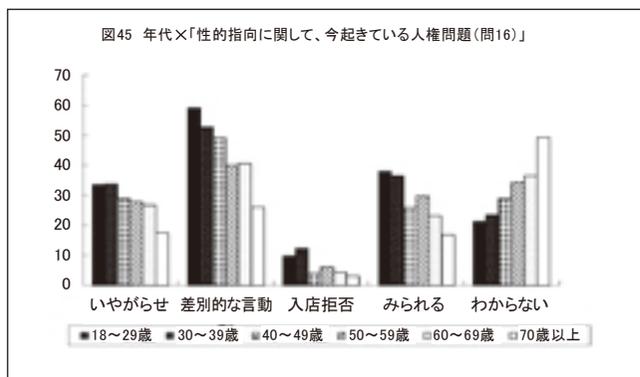


「異性愛、同性愛などといった性的指向に関し、今起きている人権問題 (問 16)」については、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」「差別的な言動をされること」「宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「わからない」の項目で、年代別による有意差がみられた (図 45)。

「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」は、「18～29歳」「30～39歳」の割合が高く、「70歳以上」の割合が低い。「差別的な言動をされること」は、年代が上がるにつれ割合は減少傾向を示しているが、特に「70歳以上」の割合が低くなっている。「宿

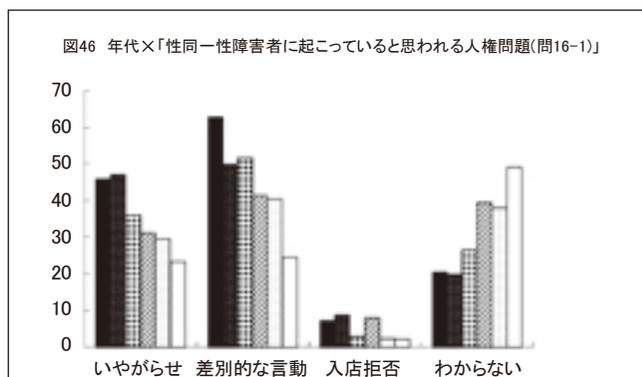
泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること」は、「18～29歳」「30～39歳」の割合が若干高いが、全体的に割合が低いので誤差の範囲かもしれない。「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は、年代が上がるにつれ割合は減少傾向を示している。「わからない」は、逆に年代が上がるにつれ割合は増加傾向を示している。

年代による有意差が見られた項目はかなり多く、性的指向に関しては世代間の意識に大きな差異があるものとみられる。全体的に、若年層の意識が高く、年代が上がるにつれ「わからない」と答える人が多くなっている。



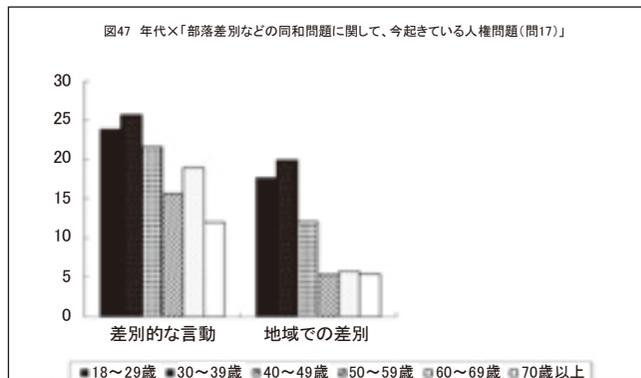
「性同一性障害者に関して今起こっている人権問題(問16-1)」についても、かなりの項目で年代による差異がみられた(図46)。「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」「差別的な言動をされること」「宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること」「わからない」の項目である。

「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」は、「30～39歳」「18～29歳」の割合が高く、「70歳以上」の割合が低い。「差別的な言動をされること」は、年代が上がるにつれ割合は減少傾向を示しているが、特に「70歳以上」の割合が低くなっている。「宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること」は、「18～29歳」「30～39歳」の割合が若干高いが、全体的に割合が低いので誤差の範囲とも考えられる。「わからない」の項目では、年代が上がるにつれ割合は増加傾向を示している。性同一性障害に関しても、世代間の意識に大きな差異があるものと考えられる。



「部落差別などの同和問題に関して、今起きている人権問題（問17）」では、「差別的な言動があること」「地域の活動やつき合いでの差別・不利な扱いがあること」の項目で、年代による有意差が見られた（図47）。

「差別的な言動があること」「地域の活動やつき合いでの差別・不利な扱いがあること」は、「30～39歳」「18～29歳」の割合が高く、「70歳以上」の割合が低い。また、「50～59歳」の割合が若干低いのも特徴的である。「地域の活動やつき合いでの差別・不利な扱いがあること」は、「30～39歳」「18～29歳」の割合が高く、「40～49歳」の割合が若干高くなっている。

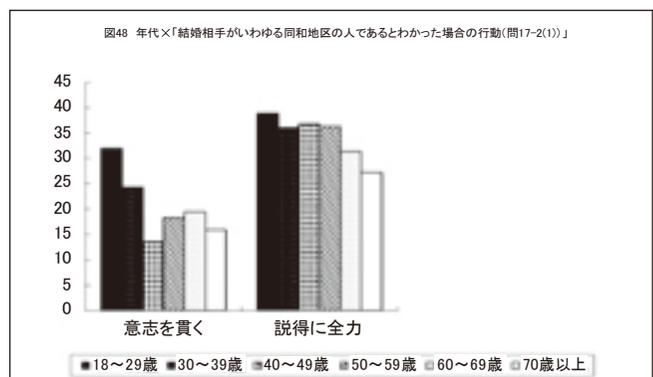


「部落差別などの同和問題が生じる原因や背景として思い当たる事柄（問17-1）」では、年代による有意差は見られなかった。

「結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動（問17-2(1)）」では、「家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」「家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」の項目で、年代による有意差が見られた（図48）。

「家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」では、「30～39歳」「18～29歳」の割合が高く、「40～49歳」の割合が若干低い。「家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」では、「70歳以上」の割合が低く、「60～69歳」の割合が若干低くなっている。

「子どもの結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動（問17-2(2)）」では、年代による有意差は見られなかった。

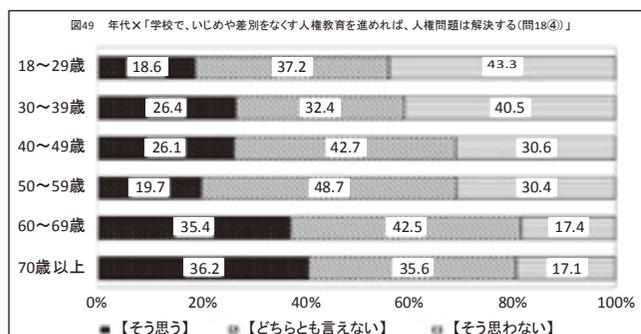


## 第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識

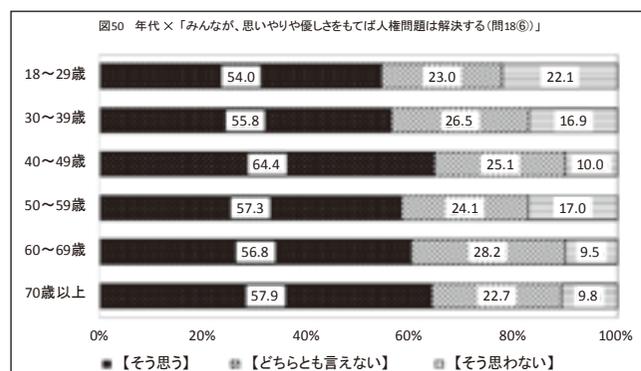
「人権尊重についての考え方（問18）」において、「学校で、いじめや差別をなくす人権教育を進めれば人権問題は解決する（問18④）」「みんなが、思いやりや優しさを持てば人権問題は解決する（問18⑥）」「部落差別などの同和問題は、口に出さないでそっとしていれば自然になくなる（問18⑧）」「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ（問18⑨）」において、年代による有意差が見られた。

なお、問18の①～⑨の設問における回答は、「強くそう思う」「そう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「全く思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【どちらとも言えない】とした。

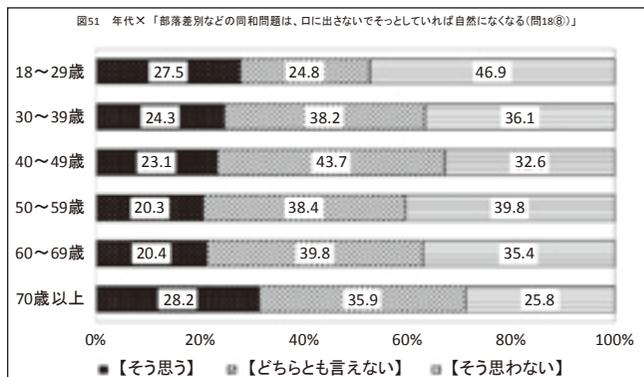
「学校で、いじめや差別をなくす人権教育を進めれば人権問題は解決する（問18④）」では、【そう思う】は「70歳以上」「60～69歳」の割合が高い（図49）。一方、「18～29歳」「50～59歳の割合は低い。また、【そう思わない】とした人は、「18～29歳」「30～39歳」の割合が高い。一方、「70歳以上」「60～69歳」の割合は低い。



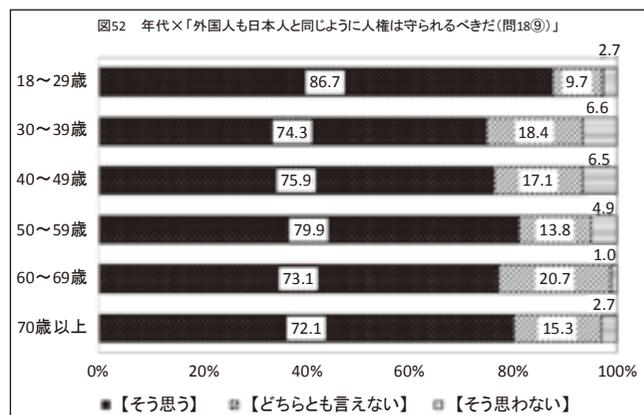
「みんなが、思いやりや優しさを持てば人権問題は解決する（問18⑥）」では、【そう思う】は、「40～49歳」の割合が高い（図50）。また、【そう思わない】は、「18～29歳」の割合が高くなっている。



「部落差別などの同和問題は、口に出さないでそっとしていれば自然になくなる（問18⑧）」では、【そう思う】の割合はあまり変わらない。しかし、「70歳以上」は「回答なし」が多い（10.1%）ので、それを除くとかなり帯が長くなる（図51）。また、【そう思わない】は、「18～29歳」の割合が高くなっている。



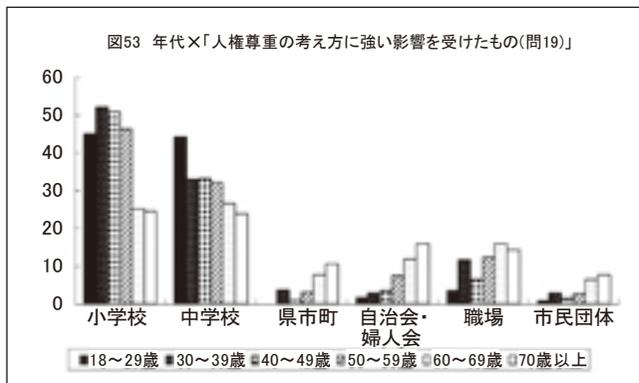
「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ（問18⑨）」では、【そう思う】は全世代において割合が高いが、その中でも「18～29歳」の割合がかなり高くなっている（図52）。



「人権尊重の考え方に強い影響を受けたもの（問19）」においては、「小学校時代の人権教育」「中学校時代の人権教育」「市町や県主催の講演会や研修会」「地域の自治会・婦人会主催の講演会や研修会」「職場での人権研修会」「市民団体主催の講演会や研修会」の各項目に、年代による有意差が見られた（図53）。

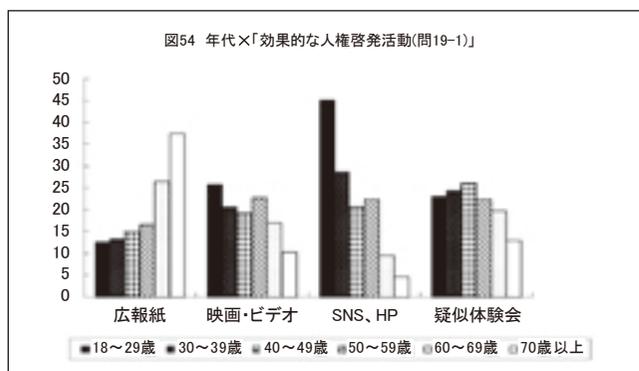
「小学校時代の人権教育」では、「70歳以上」「60～69歳」の割合が極めて低い。「中学校時代の人権教育」は、年代が上がるにつれて割合が低くなる傾向を示しているが、「18～29歳」の割合が極めて高いのが特徴的である。「市町や県主催の講演会や研修会」は、全般に割合が低い、その中で「70歳以上」「60～69歳」の割合が高い。「地域の自治会・婦

人会主催の講演会や研修会」は、年代が上がるにつれて割合が高くなる傾向を示している。「職場での人権研修会」は、「18～29歳」「40～49歳」の割合が低くなっている。「市民団体主催の講演会や研修会」は、全般に割合が低い、その中で「70歳以上」「60～69歳」の人の割合が高い。



「効果的な人権啓発活動（問 19-1）」では、「県・市町の広報紙」「映画・ビデオ」「SNS、メールマガジン、ホームページなどのインターネット」「車イスやアイマスクなどをもちいた障害のある人や高齢者などの疑似体験会」の項目で、年代による有意差が見られた（図 54）。

「県・市町の広報紙」は、年代が高くなると割合が高くなっている。特に、「70歳以上」「60～69歳」の割合が高くなっている。「映画・ビデオ」は「70歳以上」の割合が低くなっている。「SNS、メールマガジン、ホームページなどのインターネット」は、年代が高くなると割合が低くなっている。特に、「18～29歳」の割合は、圧倒的に高くなっている。「車イスやアイマスクなどをもちいた障害のある人や高齢者などの疑似体験会」は、「40～49歳」をピークとして凸型の傾向を示している。中でも、「70歳以上」の割合が低くなっている。



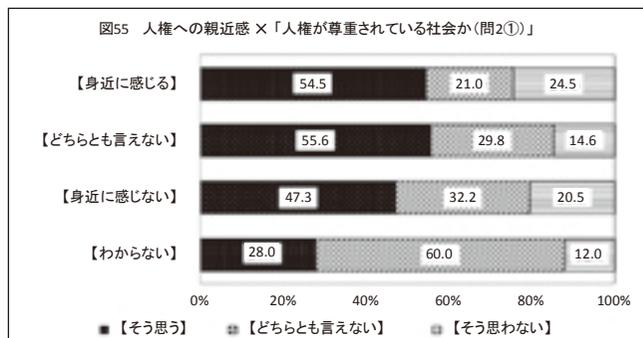
## 第3章 人権への親近感による有意差

### 第1節 人権問題に関する一般的な意識

「あなたは、『人権』を、どのくらい身近な問題として感じておられますか（問1）」という設問に対して、「ひじょうに身近に感じる」と「かなり身近に感じる」と回答した人を合わせて【身近に感じる】とし、「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」と回答した人を併せて【身近に感じない】とした。それに加えて、「どちらとも言えない」「わからない」は、そのまま【どちらとも言えない】【わからない】として、人権への親近感を4つに分類した。そして、各設問間のクロス集計を行い、人権への親近感による有意差が見られるかどうか調べた。ちなみに、【身近に感じる】と回答した人は全体の41.3%、【どちらとも言えない】と回答した人は29.6%、【身近に感じない】と回答した人は25.8%、【わからない】と回答した人は2.1%であった。

「今の日本は人権が尊重されている社会である（問2①）」という設問においては、人権への親近感による有意差が見られた（図55）。

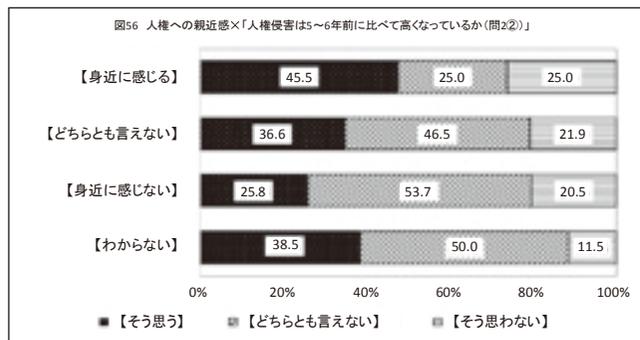
【身近に感じる】と回答した人は、【そう思う】の割合が最も高く、【そう思わない】がそれに続いている。【そう思う】の割合は【どちらとも言えない】と同じぐらいであるが、【そう思わない】の割合は【どちらとも言えない】より多くなっている。また、【身近に感じない】と回答した人も【そう思う】の割合が最も高いが、【身近に感じる】と回答した人よりさらに低くなっている。つまり、人権を身近に感じていない人は人権が尊重されている社会と感じている人が少ない。さらに、人権を身近に感じている人でも人権が尊重されている社会と感じていない人が、かなりの割合（4分の1程度）いる。一方、【わからない】と回答した人は、【どちらとも言えない】の割合が極めて高くなっている。



「人権意識は5～6年前に比べて高くなっている（問2②）」という設問において、人権への親近感による有意差が見られた（図56）。

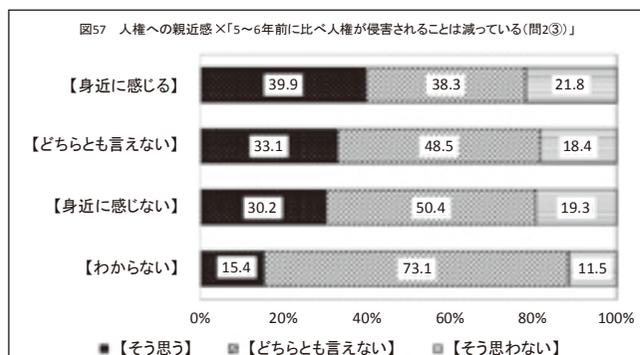
【身近に感じる】と回答した人は、【そう思う】の割合が最も高い。【どちらとも言えない】

と回答した人は【どちらとも言えない】の割合が最も高い。【そう思う】と回答した人の割合は、【身近に感じる】と回答した人の割合より低い。また、【身近に感じない】と回答した人も【どちらとも言えない】の割合が最も高い。【そう思う】の割合は、【身近に感じる】と回答した人の割合より低い。一方、【どちらとも言えない】は、親近感が低くなるほど割合が高くなっている。【わからない】と回答した人は、【どちらとも言えない】の割合が最も高くなっている。



「5～6年前に比べ人権が侵害されることは減っている(問2③)」という設問において、人権への親近感による有意差が見られた(図57)。

【身近に感じる】と回答した人は、【そう思う】の割合が最も高い。【どちらとも言えない】と回答した人は【どちらとも言えない】の割合が最も高い。【そう思う】と回答した人の割合は、【身近に感じる】と回答した人の割合より低い。また、【身近に感じない】と回答した人も【どちらとも言えない】の割合が最も高い。【そう思う】と回答した人の割合は、【身近に感じる】と回答した人の割合より低い。一方、【どちらとも言えない】は、親近感が低くなるほど割合が高くなっている。【わからない】と回答した人は、【どちらとも言えない】の割合が極めて高くなっている。

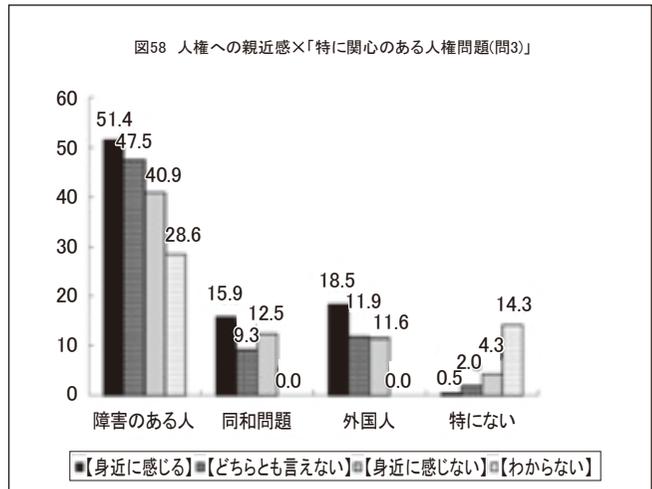


なお、問2の①～③の設問における回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「どちらかといえばそう思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【ど

ちらとも言えない】とした。

「特に関心のある人権問題（問3）」において、人権への親近感による有意差が見られたのは、「障害のある人に関する問題」「部落問題などの同和問題」「日本に居住している外国人に関する問題」「特にない」であった（図58）。

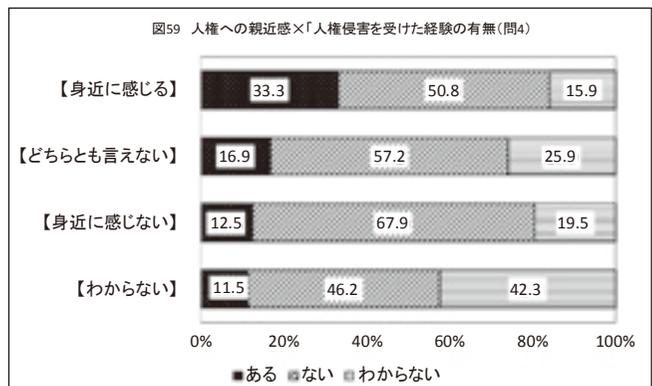
「障害のある人に関する問題」では、【身近に感じる】と答えた人の割合が高く、【わからない】と回答した人の割合がもっとも低い。「部落問題などの同和問題」では、【わからない】と回答した人の割合が0になっており、それによって有意差が現れたものと考えられる。「日本に居住している外国人に関する問題」も同様であるが、【身近に感じる】と答えた人の割合が高くなっているのが特徴的である。「特にない」は、【わからない】と回答した人の割合が高い。



## 第2節 人権侵害の経験と対応

「人権侵害を受けた経験の有無(問4)」において、人権への親近感による有意差が見られた（図59）。人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人は、人権を「身近に感じる」の割合がもっとも高く、「どちらとも言えない」「身近に感じない」という順になっている（図59）。また、人権侵害を受けた経験が「ない」と答えた人は、人権を「身近に感じない」と答えた人の割合がもっとも高く、「どちらとも言えない」「身近に感じる」という順になっている。つまり、人権侵害の経験が、人権を身近に感じる要因の1つになっていると考えられる。

また、人権侵害を受けた経験について「わからない」と答えた人は、人権を身近に感じるかという設問に対して「わからない」と回答した人の割合がかなり高くなっている。



「経験した人権侵害の内容（問4-1）」においては、「あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」「公的機関や企業・団体による不当な扱い」「職場でのいじめやいやがらせ」「差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い）」「プライバシー

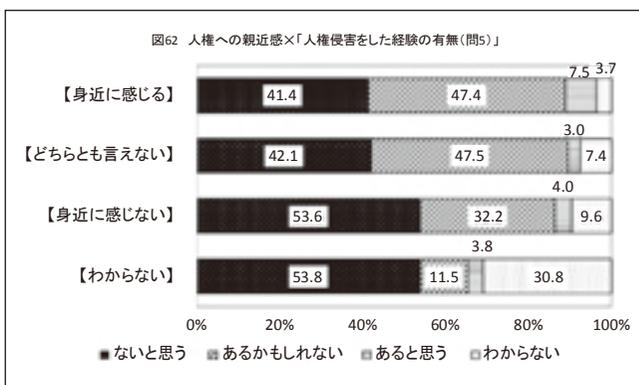
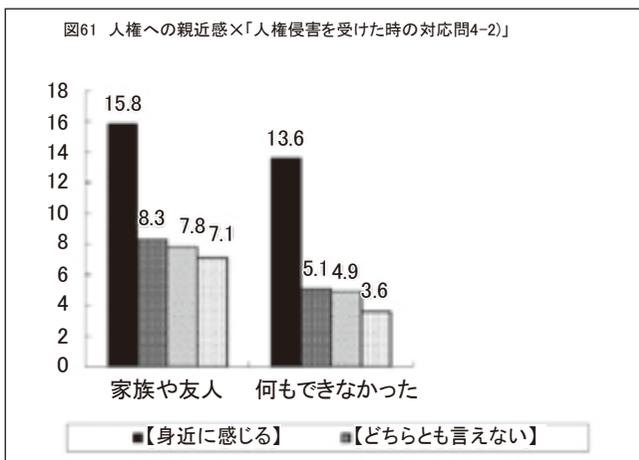
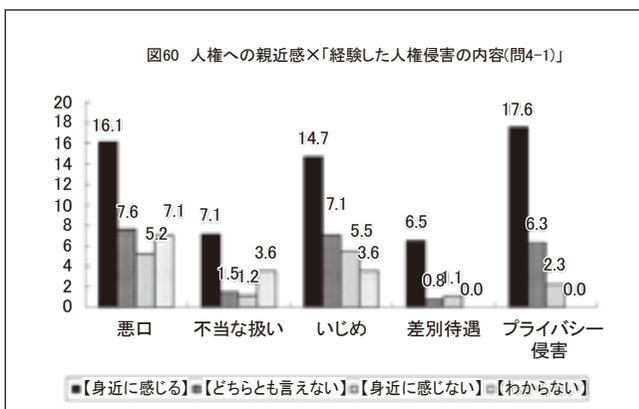
の侵害」の項目において、人権への親近感による有意差が見られた（図60）。

すべての項目において、人権を「身近に感じている」と答えた人の割合が多い。これは、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人は、「身近に感じている」と答えた人の割合が高いためと考えられる。

「人権侵害を受けた時の対応（問4-2）」においては、「家族や友人など信頼できる人に相談した」「何もできなかった」の項目において、人権への親近感による有意差が見られた（図61）。

どちらの項目においても、人権を「身近に感じている」と答えた人の割合が多い。これも、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人は、「身近に感じている」と答えた人の割合が高いためと考えられる。

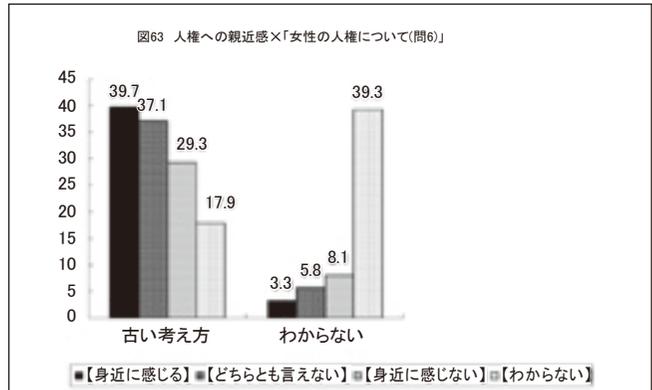
「人権侵害をした経験の有無（問5）」において、人権への親近感による有意差が見られた（図62）。人権を「身近に感じる」「どちらとも言えない」と答えた人は、ほぼ同様の傾向を示している。人権を「身近に感じない」と答えた人は、人権侵害をした経験が「ないと思う」と答えた人の割合がもっとも高い。「わからない」と答えた人も人権侵害をした経験が「ないと思う」と答えた人の割合がもっとも高いが、「わからない」と答えた人の割合が高いのが特徴的である。



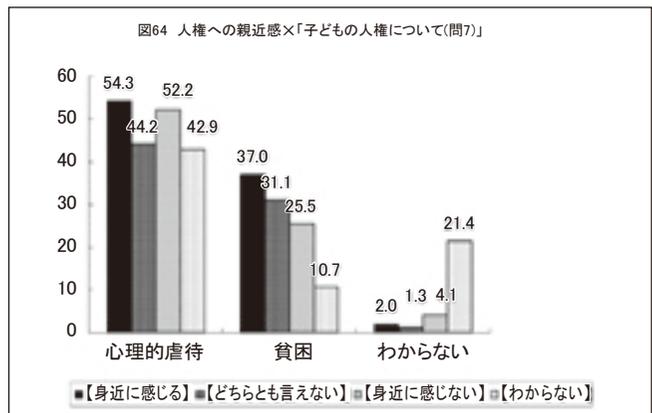
### 第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識

まず、「女性の人権（問6）」では、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」「わからない」において、人権への親近感による有意差が見られた（図63）。

「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」の項目では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合がもっとも高く、【わからない】と回答した人の割合がもっとも低くなっている。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。



「子どもの人権（問7）」では、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」「貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりすること」「わからない」という項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図64）。



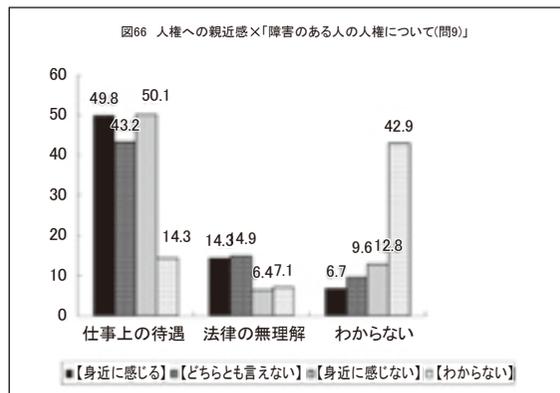
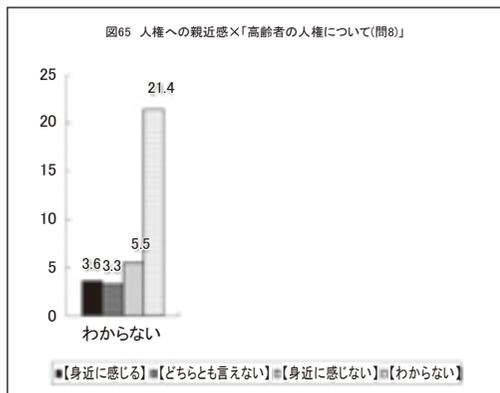
「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」の項目では、人権を【身近に感じる】と答えた人と【身近に感じない】と答えた人の割合が高く、【どちらとも言えない】と答えた人と【わからない】と答えた人の割合が低くなっている。「貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりすること」の項目では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合がもっとも高く、【わからない】と回答した人の割合がかなり低くなっている。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

「高齢者の人権について（問8）」では、「わからない」の項目だけに、人権への親近感による有意差が見られた（図65）。

「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

「障害のある人の人権（問9）」では、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分で

ないこと」「障害者差別解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図66）。



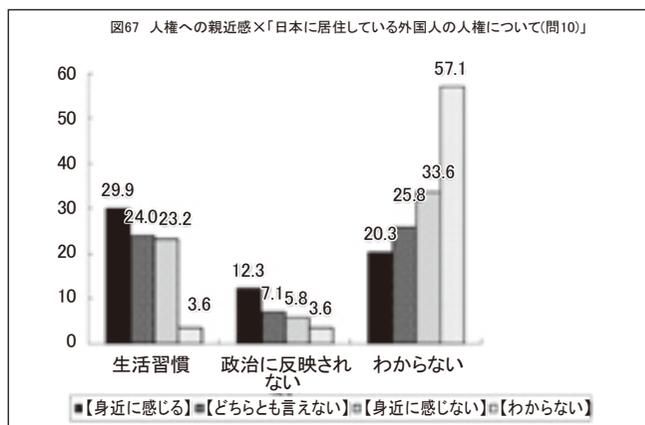
「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」では、【わからない】と回答した人の割合だけが極めて低くなっているのが特徴的である。「障害者差別解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」の項目では、人権を【身近に感じる】と答えた人と【どちらとも言えない】と答えた人の割合が高く、人権を【身近に感じない】と答えた人と【わからない】と答えた人の割合が若干低くなっている。「わからない」では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

「日本に居住している外国人の人権（問10）」では、「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」「政治に意見が十分反映されないこと」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図67）。

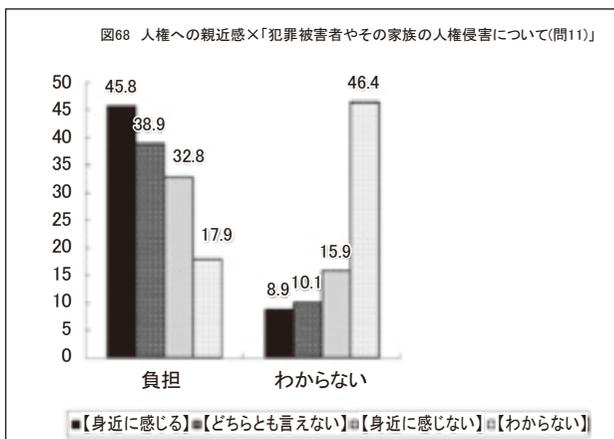
「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」では、【わからない】と回答した人の割合だけが極めて低くなっているのが特徴的である。「政治に意見が十分反映されないこと」では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が若干高くなっている。「わからない」では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が若干低くなっており、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっている。

「犯罪被害者やその家族の人権侵害(問11)」では、「犯罪による精神的・経済的負担が大きいこと」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図68）。

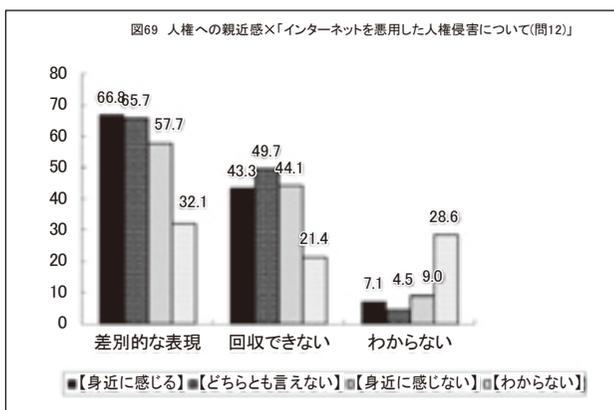
「犯罪による精神的・経済的負担が大きいこと」では、人権を【身近



【感じる】と答えた人の割合がもっとも高く、【どちらとも言えない】、人権を【身近に感じない】の順に低くなっている。【わからない】と答えた人の割合は、極めて低くなっている。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。



「インターネットを悪用した人権侵害(問12)」については、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などを掲載すること」「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた(図69)。「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などを掲載すること」では、【わからない】と回答した人の割合だけが極めて低くなっている。また、人権を【身近に感じない】と答えた人の割合が若干低くなっている。「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」も、【わからない】と回答した人の割合だけが極めて低くなっている。また、【どちらとも言えない】と答えた人の割合が若干高くなっている。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

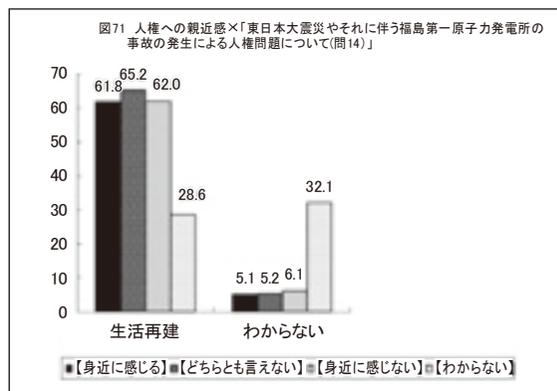
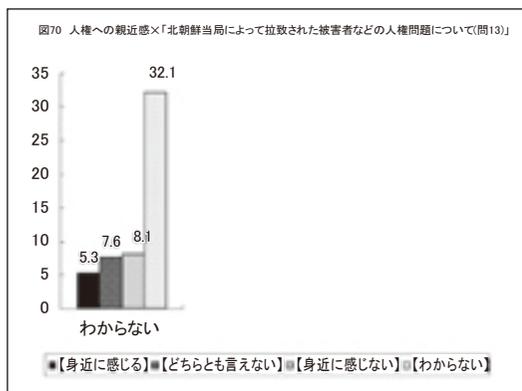


「北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権問題(問13)」については、「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた(図70)。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題(問14)」では、「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた(図71)。

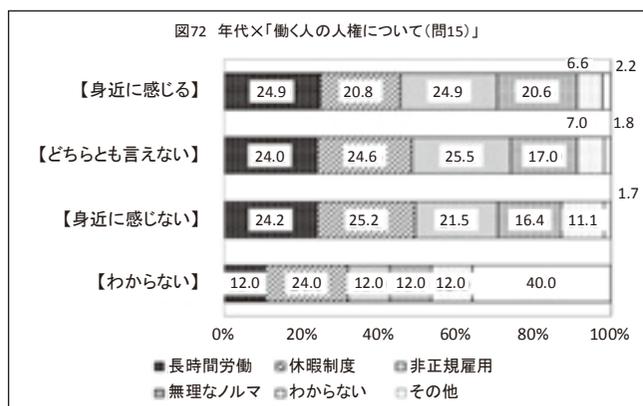
「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」では、【わからない】と回答した人の割合だけが極めて低くなっている。また、【どちらとも言えない】と答えた人の割合が若干高くなっている。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」では、【わからない】と回答した人の割合だけが極めて低くなっている。また、【どちらとも言えない】と答えた人の割合が若干高くなっている。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。



「働く人の人権 (問 15)」も、人権への親近感による有意差がみられた (図 72)。人権を【身近に感じる】【どちらとも言えない】【身近に感じない】と答えた人の割合はほぼ同じであるが、【わからない】と答えた人はパターンが全く異なっている。「休暇制度があっても取れないような実態があること」はほぼ同じぐらいの割合で、「わからない」の割合は、極めて高くなっている。また、それ以外の項目は、かなり割合が低くなっている。

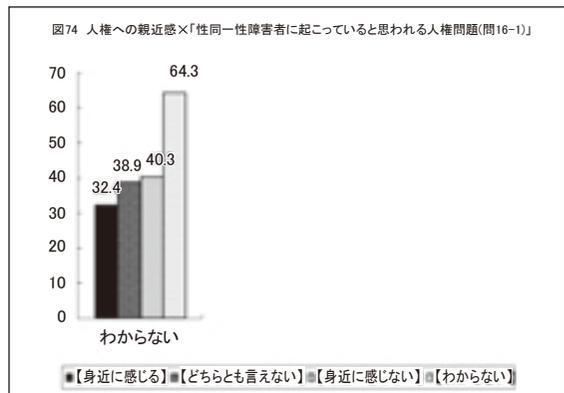
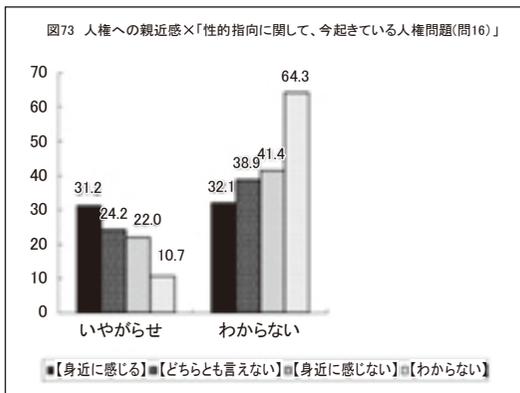
「性的指向に関して、今起きている人権問題 (問 16)」については、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた (図 73)。



「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」は、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が最も高く、【どちらとも言えない】、人権を【身近に感じない】の順に低くなっている。【わからない】と答えた人の割合は、極めて低くなっている。「わからない」の項目では、全体的に割合が高いが、【わからない】と回答した人の割合がかなり高くなっている。

「性同一性障害者に関して今起きている人権問題 (問 16-1)」では、「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた (図 74)。

「わからない」の項目では全体的に割合が高いが、全体的に割合が高いが、【わからない】と回答した人の割合がかなり高くなっている。

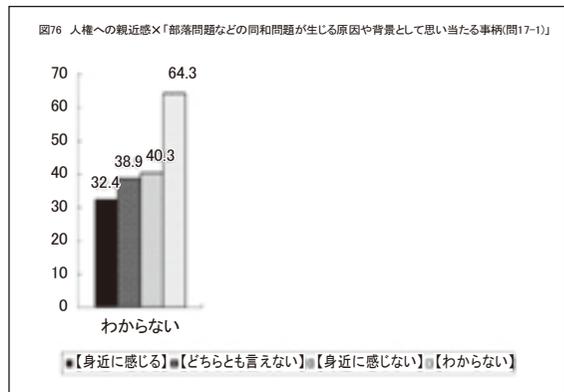
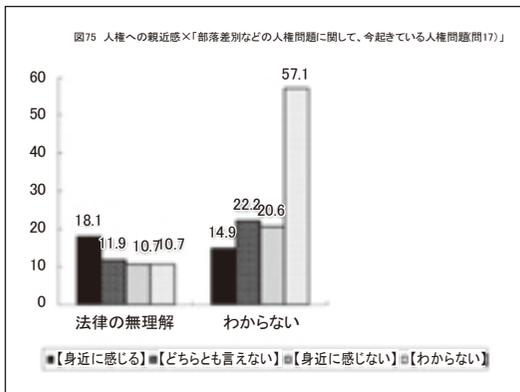


「部落差別などの同和問題に関して、今起きている人権問題（問 17）」では、「部落差別解消推進法の内容や目的が十分理解されていないこと」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図 75）。

「部落差別解消推進法の内容や目的が十分理解されていないこと」の項目では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が若干高い。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

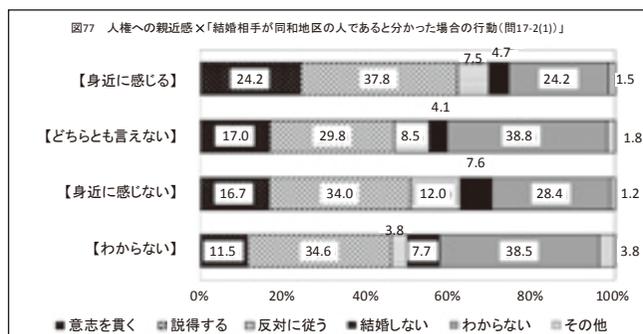
「部落差別などの同和問題が生じる原因や背景として思い当たる事柄(問 17-1)」では、「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図 76）。

「わからない」の項目では全体的に割合が高いが、【わからない】と回答した人の割合がかなり高くなっている。



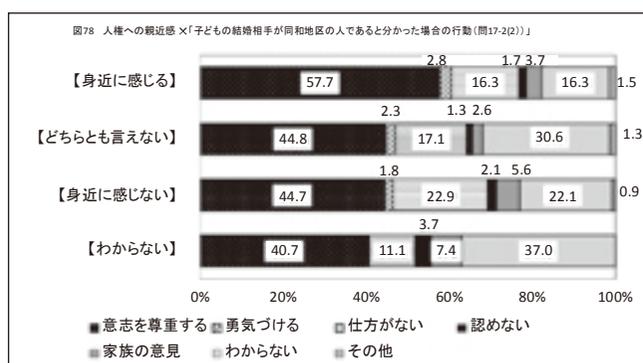
「結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動（問 17-2（1）」では、人権への親近感による有意差が見られた（図 77）。

人権を【身近に感じる】と答えた人では、「家族や親戚の反対には関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」の割合が、他に比べて多かった。【どちらとも言えない】【わからない】と答えた人は、「わからない」が多い。



「子どもの結婚相手がいわゆる同和地区の人であると分かった場合の行動(問17-2(2))」では、人権への親近感による有意差が見られた(図78)。

人権を【身近に感じる】と答えた人では、「子どもの意志を尊重する」の割合が、他に比べて多かった。人権を【身近に感じない】と答えた人では、「ためらったら勇気づける」の割合が、他に比べて多かった。【どちらとも言えない】【わからない】と答えた人は、「わからない」が多い。



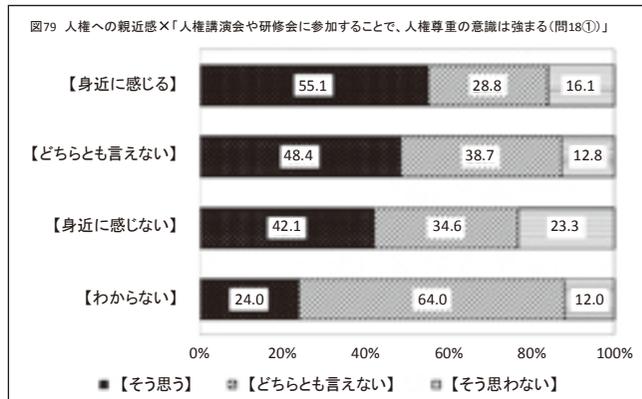
#### 第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識

「人権尊重の考え方に関する意識(問18)」において、「人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まる(問18①)」「家庭や地域で、幼いころからものごとの善悪や決まりごとの大切さを教えることが大切だ(問18③)」「自分の権利ばかり主張して、他人の権利を尊重しない人が増えている(問18⑦)」「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ(問18⑨)」の設問で、人権への親近感による有意差が見られた(図79～82)。

なお、問18の①～⑨の設問における回答は、「強くそう思う」「そう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「全く思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【どちらとも言えない】とした。

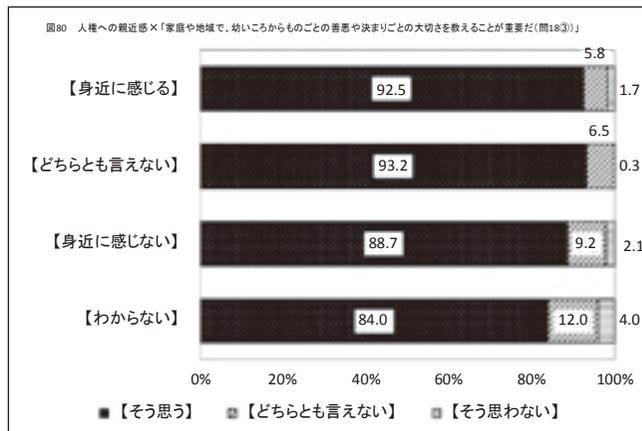
「人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まる(問18①)」では、【そ

う思う】と答えた人の割合が最も高いのが人権を【身近に感じる】と答えた人で、【どちらとも言えない】【身近に感じない】【わからない】の順になっている。一方、【そう思わない】と答えた人は、人権を【身近に感じない】と答えた人であった。また、【どちらとも言えない】

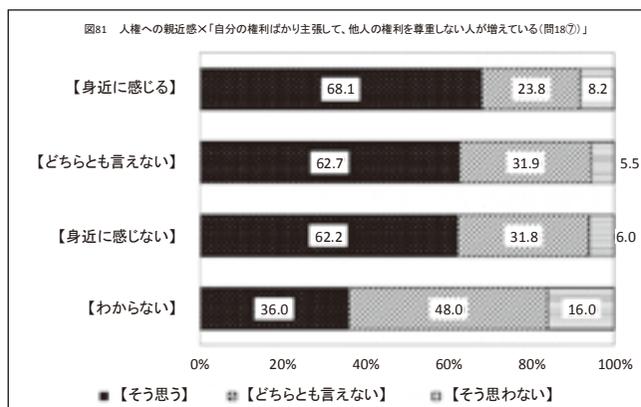


と答えた人の割合が最も高いのは、【わからない】と答えた人であった。

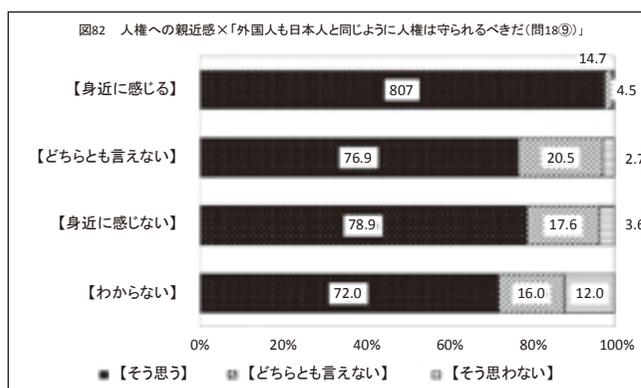
「家庭や地域で、幼いころからものごとの善悪や決まりごとの大切さを教えることが大切だ(問18③)」は、全体的に【そう思う】と答えた人の割合が高い。その中で若干割合が低いのは、【わからない】と答えた人である。



「自分の権利ばかり主張して、他人の権利を尊重しない人が増えている(問18⑦)」では、【そう思う】と答えた人の割合が最も高いのが人権を【身近に感じる】と答えた人であった。【そう思う】と答えた人の割合がかなり低いのが、【わからない】と答えた人であった。一方で、【わからない】と答えた人は、【どちらとも言えない】【そう思わない】と回答した割合がかなり高くなっている。

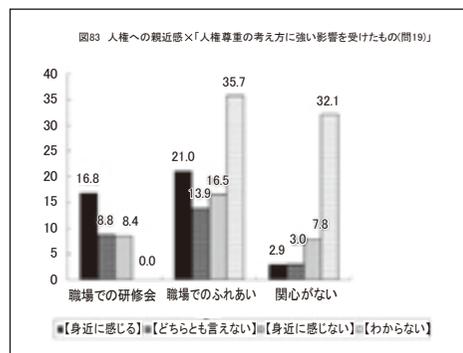


「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ(問18⑨)」では、【そう思う】と答えた人の割合が最も高いのが人権を【身近に感じる】と答えた人で、かなり高い割合を示している。【わからない】と答えた人は、【そう思う】と答えた人の割合が若干低く、【そう思わない】と回答した割合が若干高くなっている。



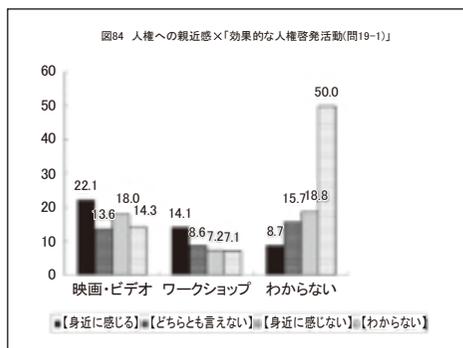
「人権尊重の考え方に強い影響を受けたもの(問19)」において、「職場での人権研修会」「職場でのふれあいの中から」「関心がない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた(図83)。

「職場での人権研修会」では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が若干高くなっている。【わからない】と答えた人は、だれも選択していない。「職場でのふれあいの中から」では、【わからない】と答えた人の割合がかなり高い。また、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が若干高くなっている。「関心がない」と答えた人は、【わからない】と答えた人の割合がかなり高く、特徴的である。



「効果的な人権啓発活動（問 19-1）」では、「映画・ビデオ」「ワークショップ形式の研修会・学習会」「わからない」の項目で、人権への親近感による有意差が見られた（図 84）。

「映画・ビデオ」では、人権を【身近に感じる】【身近に感じない】と答えた人の割合が若干高い。「ワークショップ形式の研修会・学習会」では、人権を【身近に感じる】と答えた人の割合が若干高い。「わからない」の項目では、【わからない】と回答した人の割合が極めて高くなっているのが特徴的である。



## 第 4 章 人権侵害を受けた経験による有意差

### 第 1 節 人権問題に関する一般的な意識

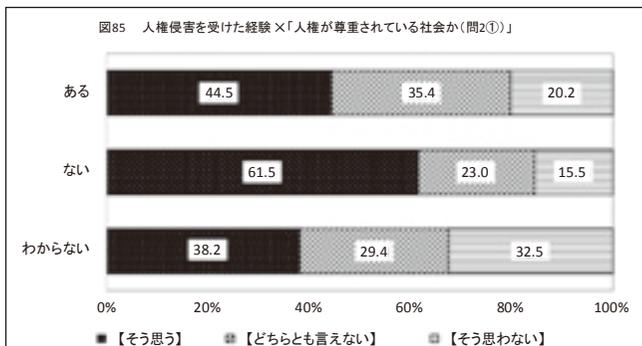
「あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか（問 4）」という設問に対する回答と各設問間のクロス集計を行い、人権侵害を受けた経験の有無による有意差が見られるかどうか調べた。ちなみに、「ある」と答えた人は全体の 23.1%、「ない」と答えた人は 56.1%、「わからない」は 20.0%であった。

「人権が尊重されている社会か（問 2 ①）」という設問においては、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図 85）。なお、問 2 の①～③の設問に対する回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「どちらかといえばそう思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【どちらとも言えない】とした。

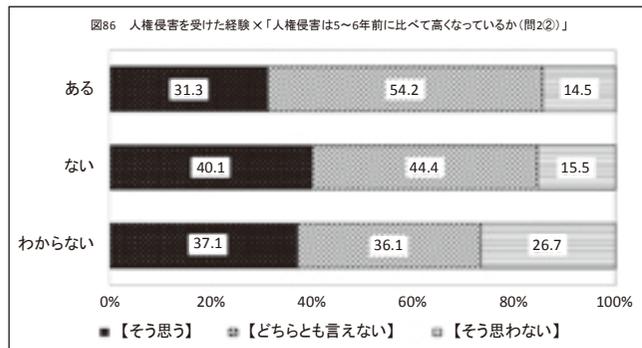
「ない」と回答した人は、【そう思う】の割合が最も最も高い。また、【そう思わない】の割合が最も低い。ある意味、当然の結果とも言えよう。「わからない」と回答した人は、【そう思う】の割合が若干低い。一方で、【そう思わない】の割合が最も高い。人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人より割合が高くなっているのは、注目すべき点である。

「人権意識は 5～6 年前に比べて高くなっているか（問 2 ②）」という設問において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図 86）。

人権侵害を受けた経験が「ある」

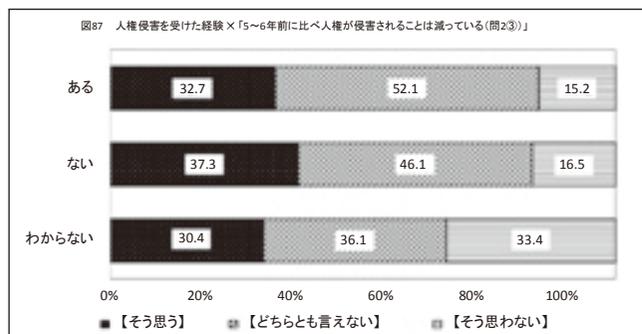


と回答した人は、【**そう思う**】の割合が若干低い。また、【**どちらとも言えない**】の割合が最も高い。人権侵害を受けた経験が「ない」と回答した人は「ある」と回答した人に比べ【**そう思う**】と回答した人の割合が若干高く、【**どちらとも言えない**】と回答した人の割合は若干低くなっている。人権侵害を受けた経験が「わからない」と回答した人は、【**そう思わない**】と答えた人の割合が「ある」「ない」と回答した人に比べて、最も高くなっている点が特徴的である。



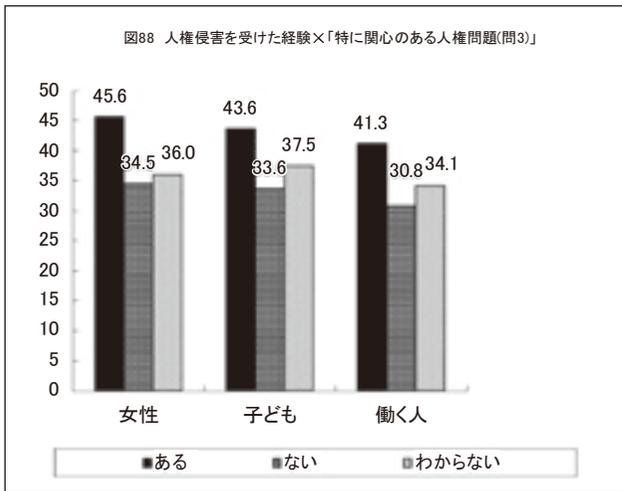
「5～6年前に比べ人権が侵害されることは減っている(問2③)」という設問において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた(図87)。

人権侵害を受けた経験が「ある」と回答した人と「ない」と回答した人の分布は、あまり差異がない。「わからない」と答えた人の分布が特徴的で、【**そう思わない**】の割合がかなり高い。また、【**どちらとも言えない**】の割合は、若干低くなっている。



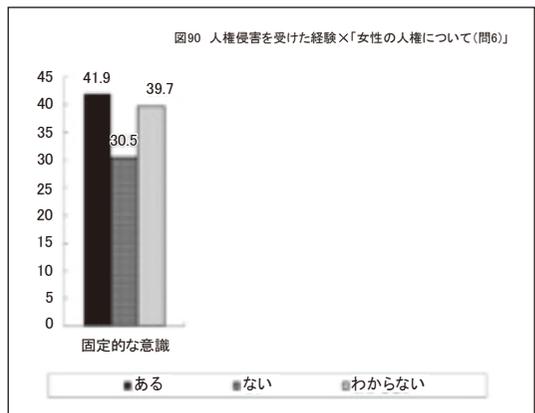
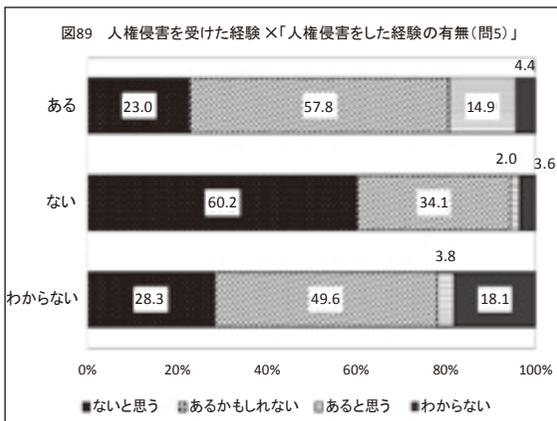
「特に関心のある人権問題(問3)」において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られたのは、「女性に関する問題」「子どもに関する問題」「働く人の権利に関する問題」であった(図88)。

上記の3つの項目は、同じような傾向を示している。人権侵害を受けた経験が「ある」と回答した人の割合が高く、「わからない」、人権侵害を受けた経験が「ない」という順になっている。



## 第2節 人権侵害をした経験

「人権侵害をした経験の有無(問5)」において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた(図89)。人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人は、人権侵害をした経験が「あるかもしれない」と答えた人の割合が最も高かった。次いで、人権侵害をした経験が「ないと思う」と答えた人となっている。一方、人権侵害を受けた経験が「ない」と答えた人は、人権侵害をした経験が「ないと思う」と答えた人の割合が最も高かった。人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人は、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人と同じような分布パターンであるが、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が高いのが特徴的である。



## 第3節 個別の重要な人権侵害に関する意識

まず、「女性の人権(問6)」では、「男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭など)」において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた(図90)。

「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」の項目では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人と「わからない」と答えた人の割合が高い。一方、「ない」と答えた人の割合は低くなっている。

「子どもの人権侵害について（問7）」および「高齢者の人権について（問8）」では、人権侵害を受けた経験による有意差が見られなかった。

「障害のある人の人権について（問9）」では、「わからない」において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図91）。

「わからない」の項目では、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が最も高い。次いで、人権侵害を受けた経験が「ない」「ある」と続いている。

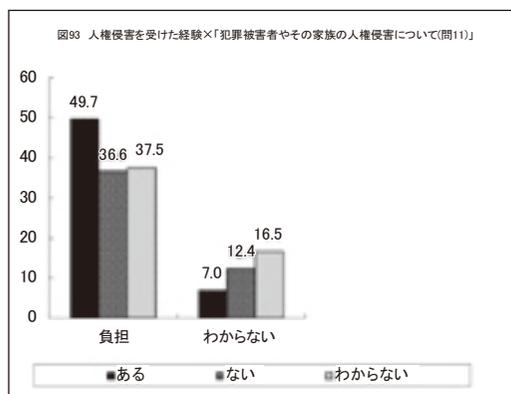
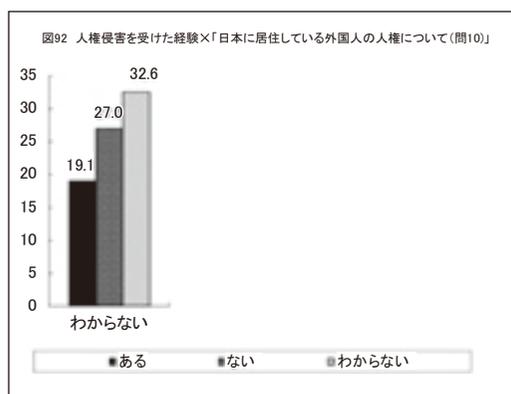
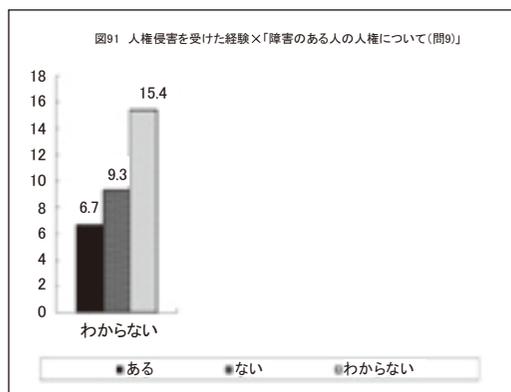
「日本に居住している外国人の人権（問10）」では、「わからない」において、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図92）。

「わからない」の項目では、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が最も高い。次いで、人権侵害を受けた経験が「ない」「ある」と続いている。

「犯罪被害者やその家族の人権侵害（問11）」では、「犯罪による精神的・経済的負担が大きいこと」「わからない」の項目で、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図93）。

「犯罪による精神的・経済的負担が大きいこと」では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人の割合が最も高い。人権侵害を受けた経験が「ない」と答えた人と「わからない」と答えた人の割合が同じぐらいである。「わからない」の項目では、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が最も高く、次いで、人権侵害を受けた経験が「ない」「ある」と続いている。

「インターネットを悪用した人権侵害について（問12）」および「北朝鮮当局によって拉



致された被害者などの人権問題（問13）」では、人権侵害を受けた経験による有意差が見られなかった。

「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題（問14）」では、「遺族や遺児のこころのケアが十分でないこと」の項目で、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図94）。

「遺族や遺児のこころのケアが十分でないこと」では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人と「わからない」と答えた人の割合が高い。一方、「ない」と答えた人の割合は低くなっている。

「働く人の人権（問15）」、「異性愛、同性愛などといった性的指向に関して、今起きている人権問題（問16）」および「性同一性障害者に関して今起きている人権問題（問16-1）」では、人権侵害を受けた経験による有意差が見られなかった。

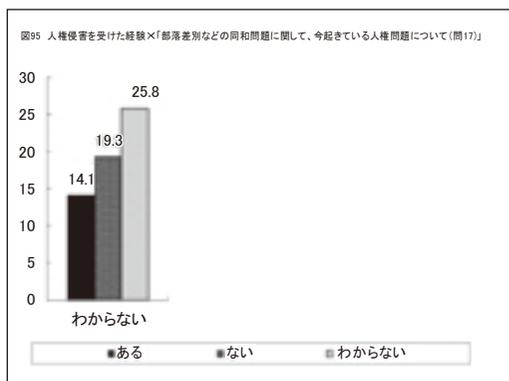
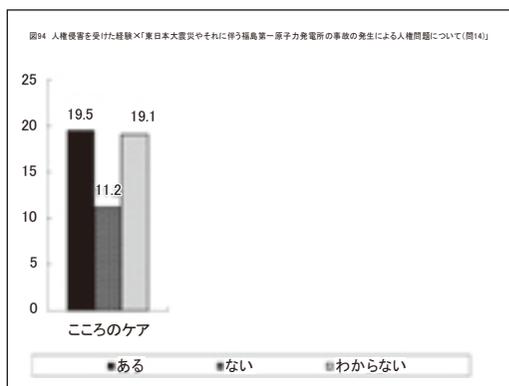
「部落差別などの同和問題に関して、今起きている人権問題（問17）」では、「わからない」の項目で、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図95）。

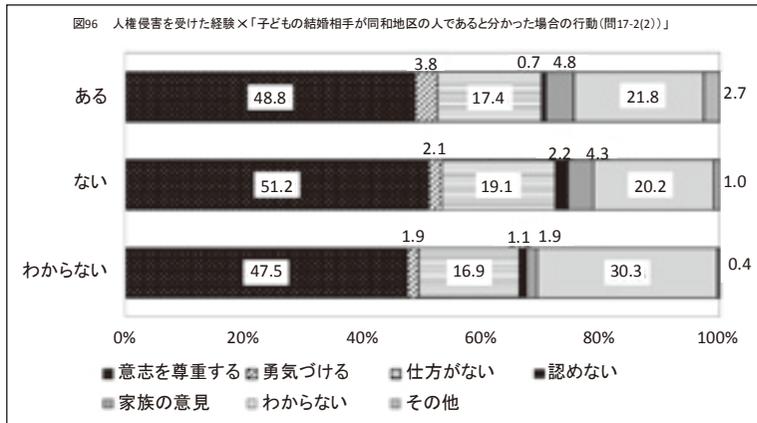
「わからない」の項目では、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が最も高く、次いで、人権侵害を受けた経験が「ない」「ある」と続いている。

「部落差別などの同和問題が生じる原因や背景として思い当たる事柄（問17-1）」では、「わからない」および「結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動（問17-2（1））」では、人権侵害を受けた経験による有意差が見られなかった。

「子どもの結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動（問17-2（2））」では、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図96）。

人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人は、人権侵害を受けた経験が「ない」と答えた人と同じような分布パターンである。一方、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人は、人権侵害をした経験が「あるかもしれない」と答えた人と同じような分布であるが、「わからない」と回答した人の割合が若干高い。



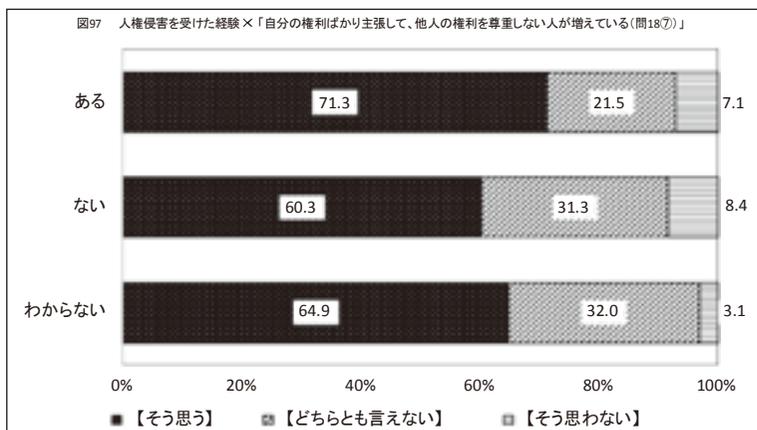


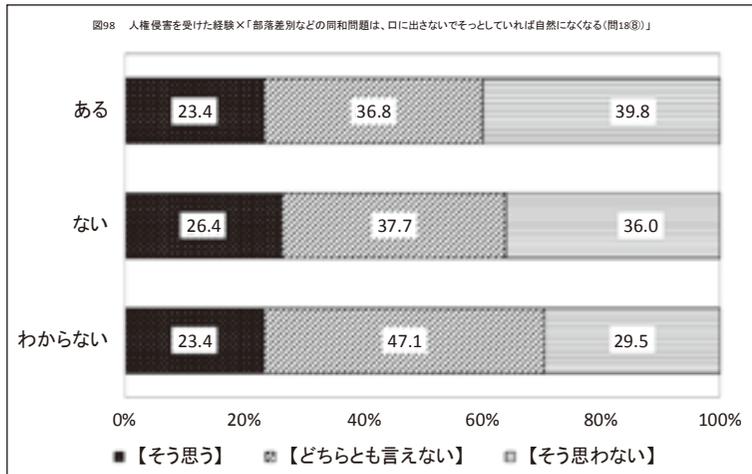
#### 第4節 今後の人権啓発・教育のあり方に関する意識

「人権尊重の考え方に関する意識(問18)」において、「自分の権利ばかり主張して、他人の権利を尊重しない人が増えている(問18⑦)」「部落差別などの同和問題は、口に出さないでそっとしていれば自然になくなる(問18⑧)」の設問で、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた(図97、98)。

なお、問18の①～⑨の設問における回答は、「強くそう思う」「そう思う」と答えた人を合わせて【そう思う】とし、「全く思わない」「そうは思わない」と答えた人を合わせて【そう思わない】とし、「どちらとも言えない」と答えた人は【どちらとも言えない】とした。

「自分の権利ばかり主張して、他人の権利を尊重しない人が増えている(問18⑦)」では、【そう思う】と答えた人の割合が最も高いのは、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人であった。また、【どちらとも言えない】と答えた人の割合が最も低い。【そう思う】と答えた人の割合が最も低いのは、人権侵害を受けた経験が「ない」と答えた人であった。





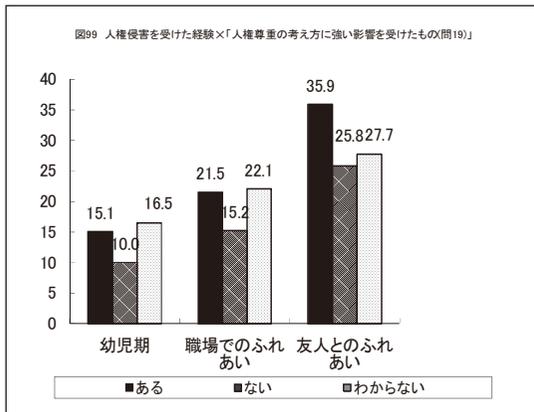
「部落差別などの同和問題は、口に出さないでそっとしていれば自然になくなる（問18⑧）」では、【そう思う】と答えた人の割合は3つのカテゴリーでほぼ同じである。【どちらとも言えない】は、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が最も高かった。【そう思わない】は、人権侵害を受けた経験が「わからない」と答えた人の割合が最も低かった。

「人権尊重の考え方に強い影響を受けたもの（問19）」において、「幼児期の人権教育」「職場でのふれあいの中から」「友人とのふれあいの中から」の項目で、人権侵害を受けた経験による有意差が見られた（図99）。

「幼児期の人権教育」では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人と「わからない」と答えた人の割合が高い。一方、「ない」と答えた人の割合は低くなっている。

「職場でのふれあいの中から」も、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人と「わからない」と答えた人の割合が高い。一方、「ない」と答えた人の割合は低くなっている。

「友人とのふれあいの中から」も同様の傾向であるが、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人の割合がかなり高くなっている。「効果的な人権啓発活動（問19-1）」では、人権侵害を受けた経験による有意差が見られなかった。



## 第5章 考察

性別と年代、人権への親近感、人権侵害を受けた経験と各設問のクロス集計を行い、有意差が認められるものをグラフに表した。かなりの項目に有意差が見受けられたのが分かる。

性別による有意差が認められた項目は、『研究紀要第11輯』で検討した時よりも多くなっている。設問数そのものも増えているが、やはり性別を「男性」「女性」「答えたくない」と分類を変えたのが大きな要因であろう。特に「答えたくない」と回答した人は、「男性」「女性」と答えた人とかなり異なる回答パターンとなっている。まだまだ数は少ないが、今後はそのような人が増加することも考えられるので、注目しておく必要がある。

年代による有意差が認められる項目は、今回調べた中では最も多いことが分かった。本文中のグラフ数が最も多いことからよく分かる。今回の調査における変更点として、「20～29歳」を「18～29歳」にしたことであるが、その影響はさほど大きくないようである。前回の調査でも、年代による人権意識の有意差はかなり多かった。

もっとも興味深かったことは、年代別の問1と問2のグラフである。「人権への親近感(問1)」は、年代が上がるほど人権を身近に感じている。一方、「人権が尊重されている社会か(問2①)」「人権意識は5～6年前に比べて高くなっているか(問2②)」は、少し底の位置は違うが、両方とも凹型傾向を示している。若い世代では、人権への親近感は高くないが、人権が尊重され意識も高くなっていると思っっているようだ。

具体的な問題に直面することにより、人権に関する意識も高まっていくものと思われる。例えば、高齢者は、インターネットを利用している人の割合は少ない。利用していないと、その悪用による人権問題などを意識することは容易ではない。また、高齢者に関する人権問題に対して意識が高いのは、やはり高齢者の方である。実際にそのような場面に遭遇することにより、問題意識が生まれてくるのであろう。このことを踏まえて、人権に関する施策を考えることが効果的である。もちろん、実際に問題場面に直面する前から、意識を高めておく必要がある。マスメディアや広報誌、講演会などによる啓発活動も重要である。さらに、疑似体験やロールプレイなどの方法を利用することにより、具体的な問題に直面したのと近似的な状況を作り出し、より効果的な啓発が可能となる。

また、人権への親近感と各設問のクロス集計でも興味深いことが分かった。人権を【身近に感じる】と答えた人が様々な人権問題に対して意識が高いのは当然であるが、人権を【身近に感じない】と答えた人でもかなりの意識を持っている。人権について意識しているからこそ、身近ではないと思っっているのであろう。問題となるのは、【わからない】と答えた人である。人数的にはそれほど多くないが、回答のパターンがかなり異なっている。他の設問でも、「わからない」と答えているケースが多い。このような人に対して、いっそうの人権啓発活動が必要であろう。

人権侵害の経験の有無と各設問のクロス集計では、有意差が見られた項目は予想していた

より多くなかった。人権侵害を受けた経験がある人は30～59歳の人が多く、「職場でのいじめやいやがらせ」「学校でのいじめやいやがらせ」が多い。そのため、個別の重要な人権侵害の意識に、有意差があまり見られなかったものと考えられる。興味深いのは、人権侵害を受けたことが「ある」と答えた人は、人権侵害をした経験が「あるかもしれない」「あると思う」と答えた人が多いことである。人権侵害を受けたことにより人権について気にかけるようになったため、他人に対する人権侵害にもより敏感になったのかも知れない。

## おわりに

本研究では、性別、年代、人権への親近感、人権侵害を受けた経験と各設問のクロス集計を行ったが、さらにきめ細かい検討を行うためには、他のフェースシート項目や他の設問間のクロス集計を行う必要がある。実際、家族構成や住んでいる地域などによっても、有意差が見られる設問もある。これらについては、今後の課題としたい。

今回のアンケート調査には、県民1,338名が回答しており、大変貴重な資料である。また、5年ごと定期的に行われている点も重要である。人権意識等の経年変化等をみる上で、大変重要なデータである。ただし、フェースシートを含め各設問において、少し変更したところがあるので、単純に比較することはできない。社会の変化により設問の表現や内容を変えなければならないが、できるだけ同じ設問での調査を続けていきたい。

また、今回の調査では、人権問題について考えていることを自由に記入する設問が設けられている。21.6%の人が記入しており、この種のアンケート調査にしては、比較的高い割合である。5人に1人が書いている状況であり、人権に関する意識の高さがうかがえる。記入内容も多岐にわたっており、興味深い内容も多い。「報告書」でも自由記述を整理しているが、さらに詳細に分析する必要があるだろう。

## 注

- (1) 兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会『人権に関する県民意識調査 調査結果報告書』(2019年3月) p2
- (2)  $\chi^2$ 分布を利用する検定方法で、2つのカテゴリー変数間の独立性の検定、母分散の検定、分布の適合度検定などに利用される。  
2つのカテゴリー変数間に関係がない(帰無仮説)としたとき、 $\chi^2$ 値(観測値の期待値の差を求め、その2乗を期待値で割った値の合計)が $\chi^2$ 分布を利用し、有意水準(危険率とも言う)  $p$  以下で帰無仮説を棄却する(すなわち、2つのカテゴリー変数は独立ではない)。今回、 $p$  を0.01に設定した。
- (3) (公財) 兵庫県人権啓発協会『研究紀要第11輯』(2010年3月) p2

# 障害のある人における就労支援の動向

井澤 信三

第1章 障害者への法的制度の動向	48
第1節 障害者権利条約	
第2節 障害者虐待防止法と障害者差別解消法	
第3節 障害者雇用促進法	
第4節 法的制度の動向のまとめ	
第2章 環境と個人の相互作用の重視：行動成立という視点	52
第1節 ICF とは	
第2節 行動分析学（Behavior Analysis）とは	
第3章 障害者への就労支援の方向性	54
第1節 般化と維持へのアプローチ	
第2節 本人のスキルを高めるアプローチ	
第3節 職場環境を変更するためのアプローチ	
第4節 就労継続するための当事者の困難と解決方法	
まとめ	60

# 第1章 障害者への法的制度の動向

## 第1節 障害者権利条約

障害には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害があり、これらの重複障害や重症心身障害の状態もある。その他に言語障害、内部障害（心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害）、難病に起因する障害、高次脳機能障害（失語症や注意障害、記憶障害、遂行機能障害等）等がある。このような障害のある人を支援することは社会的責務であり、また障害のある人も労働等を含めた生活に生きがいを実感し、社会的責任を果たしていくことが求められる。

それを実現するための法的制度としての障害者権利条約（convention on the rights of persons with disabilities）について、外務省 HP（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)）には、以下のように記されている。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効した。我が国は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託した。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生した。

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。この条約の主な内容としては、(1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、(2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、(3) 障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっている。

障害者権利条約の批准に伴い、学校教育ではインクルーシブ教育システム構築に向けた取組が実施されてきた。その中でも、基礎的環境整備（basic environment improvement）と合理的配慮（reasonable accommodation）といった2つの大きな変革が求められている。「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とさ

れるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

一方、「基礎的環境整備」とは「合理的配慮」の基礎となるものである。障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことである。また、「合理的配慮」は「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなる。

基礎的環境整備はハード面、合理的配慮はソフト面と捉えることができる。なお、「基礎的環境整備」についても「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要がある。職場においても障害者の雇用においては、合理的配慮の提供が求められることとなるが、その場合の雇用環境における過重な負担とは、①事業活動への影響の程度、②実現困難度、③費用負担の程度、④企業の規模、⑤企業の財務状況、⑥公的支援の有無、といった6つの要素から総合的に勘案し、個別に判断することが必要となる。

## 第2節 障害者虐待防止法と障害者差別解消法

障害者権利条約の批准前の法整備として、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が制定された。障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、2012年10月から施行されることになった。障害者虐待は、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」といった3者によるとされている。また、虐待の内容として「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任（ネグレクト）」「経済的虐待」が挙げられている。この法により、市町村障害者虐待防止センターが、都道府県に都道府県障害者権利擁護センターが設置されている。

障害者権利条約の批准後の法整備として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消を推進する法律）が制定され、2016年4月から施行された。「不当な差別的取扱い（障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること）」を禁止し、「合理的配慮（障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮）」の提供が求められるという趣旨である。

前述したが、合理的配慮とは「障害者が他の人と平等に生活できるよう、一人ひとりの特性や場面に沿った、過度な負担にならない程度の変更・調整のこと」である。改正によって、その提供は義務と定められた。

2015年7月29日、「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、同年8月5日、公

布・施行（一部を除く）された。目的（第1条）には、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する権利主体としてとらえ、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを法の目的として新たに規定している。

また、障害者の定義として「障害者が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生じる」とする、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害者の定義が見直された（2条1号）。それは障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる「社会的障壁」については「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と規定された（2条2号）。また「障害」の範囲について、発達障害や難病等に起因する障害が含まれることを明確化し、制度の谷間をなくすため、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とした（2条1号）。難病等に起因する障害は「その他心身の機能の障害」に含まれることになる。

「社会的障壁」とは、利用しにくい施設・設備や制度、障害のある人の存在を意識していない慣習・文化、障害のある人への偏見など、社会にあるバリアを意味する。この社会に現存するバリアを最小限にするのがバリアフリー（barrier free）であり、計画するはじめの段階から、障害のある人を含めた多くの人にとってアクセスしやすい環境づくりをすることがユニバーサルデザイン（universal design）と捉えることができる。また、それは、ハード面（基礎的環境整備）とソフト面（合理的配慮）という2つの側面から整理することもできる。

### 第3節 障害者雇用促進法

障害者雇用促進法は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的としている。障害者雇用促進法とは、障害者の職業の安定を図ることを目的としており、2016年4月に施行された。厚生労働省のHP（<https://www.mhlw.go.jp/content/000363388.pdf>）の障害者雇用促進法の概要には、事業主に対する措置として、以下の3点が挙げられている。

① 雇用義務制度：事業主に対し、障害者雇用率（法定雇用率）に相当する人数の障害者の雇用を義務づけている。法定雇用率は、民間企業（2.2%→2.3%）、国・地方公共団体・特殊法人等（2.5%→2.6%）、都道府県等の教育委員会（2.4%→2.5%）へ、2021年4月までに引き上げられる予定となっている。ただし、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている障害者を雇用することが条件となっている。

② 納付金・調整金制度：障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るために、雇用率未達成事業主から障害者雇用納付金が徴収され、雇用達成事業主には障害者雇用調整

金が支給される。

③ 各種助成金：障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、重度障害者等通勤対策助成金等を支給する。また、雇用を推進するため、企業は国からの助成金として「トライアル雇用に対する助成金」「継続雇用に対する助成金」等を受け取ることができるようになっている。

また、発達障害を含む精神障害者について、改正前までは雇用義務の対象に含まれていなかったが、2016年4月より新たに雇用義務の対象となり、法定雇用率の算定基礎の対象に加えられた。さらに、障害者本人に対する措置として、職業リハビリテーションの実施として、地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立の支援が示されており、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターによる連携の推進が記されている。

加えて、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止している。例えば、障害があることを理由に採用を拒否したり、低い賃金を設定したりすることなどが該当する。厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/0000121387.pdf>) には、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が明示されており、併せて、合理的配慮の合意形成における「苦情処理・紛争解決」に対する援助として「紛争調整委員会」の設置を提示している。

#### 第4節 法的制度の動向のまとめ

障害は社会的障壁により作り出されるという考え方と、その社会的障壁を最小限にする合理的配慮の考え方は、障害のある人の主体性を尊重する意味で画期的であるとも言える。一方で、合理的配慮における合意形成においては「過剰な負担」に関する議論がある。基本方針では「過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」としており、説明すべき理由として、事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況が挙げられている<sup>1</sup>。さらに、永野（2014）<sup>2</sup>は、いくつかの課題を挙げながらも「今後は、従来から存在する雇用率制度と新たに導入された差別禁止原則とが、相互に補い合いながら、障害者の雇用の量的・質的改善に寄与することとなるだろう」と指摘しており、法的制度による障害者雇用の推進が期待される。

## 第2章 環境と個人の相互作用の重視： 行動成立という視点

### 第1節 ICFとは

ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health : 国際生活機能分類) は、2001年5月、世界保健機関 (WHO) 総会において採択された。ICFの特徴は、生活機能モデルと言われている。それ以前の障害モデル国際障害分類 (ICIDH : International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps) の障害構造モデル (1980) は、医学モデルや単線モデルと言われることもある。

ICFは、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元、及び「環境因子」と「個人因子」といった「参加」と「活動」に影響を及ぼす2つの因子で構成されている (図1参照)。ICFでは、活動や参加が制限・制約された状態を障害と捉え、それには「環境因子」が大きく影響する。つまり、障害とは個人の有している心身機能だけで規定されるものではなく、個人と環境との相互関係から規定されるという考え方である。物理的環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境は、促進的あるいは阻害的な影響力を持つため、環境をよりよく変更することが求められる。

ICFにあるように、現在の「障害」の捉え方は個人の障害の程度のみで決まるものではなく、社会の有り様といった物理的環境 (ハード面) と社会的環境 (ソフト面) との関係により定まってくるものとして捉えられている。かつ、活動・参加の制限・制約というように、本人主体の表現になっており、障害は一義的かつ一方的なものではなく、環境との相互作用という視点が強調されている。

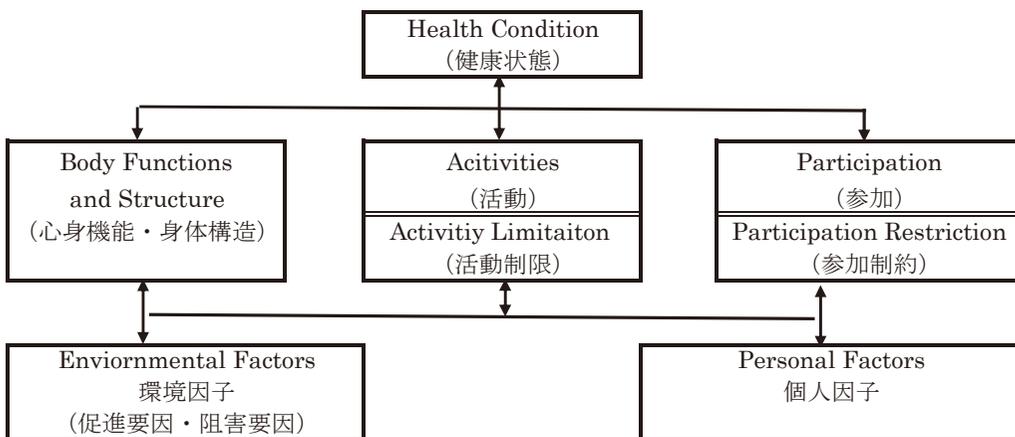


図1 ICF (国際生活機能分類) の図

## 第2節 行動分析学（Behavior Analysis）とは

この環境と個人の相互作用という捉え方を基礎におく心理学の一つに、行動分析学（behavior analysis）がある。行動分析学とは、行動とは個人と環境の相互作用の結果と捉える考え方をもち、行動の制限・制約という状態が、障害と言われる状態であると考えられることもできる。それは前述したICFの考え方、すなわち、障害は個人の能力のみで規定されるのではなく、環境との相互関係により決定するという考え方とニアリーイコールの立ち位置にある。

行動分析学では、個人と環境の相互作用を紐解く枠組みとして、「弁別刺激－行動－強化」という三項随伴性を分析単位としている。たとえば、「上司からの指示（弁別刺激）」→「指示に従った作業を行う（行動）」→「作業が完遂する＋他者からの賞賛（強化刺激）」といった分析となる。三項随伴性とは、行動を中心に置き、その前後の出来事（刺激、事象、条件）との関係を見いだす。弁別刺激とは、行動の前の出来事（刺激、事象、条件）であり、行動のきっかけや手がかりといったはたらきがある。強化とは、行動の後の出来事（刺激、事象、条件）であり、行動の増減、維持を決定するはたらきがある。行動が増加・維持する場合、行動の後に随伴していた出来事を強化子と呼ぶ。

障害のある人への就労支援では、たとえば「わかりやすい簡潔な指示」「具体的な指示」「～しない（否定的な指示）」ではなく、～するとといった肯定的な指示」「ことばだけではなく見える形での指示」といった、弁別刺激の提示に関する操作（工夫）が多く提案され、合理的配慮の具体例にも多く採用されている。

また、実際の職場環境では、仕事上で適切に行動したとしても相手からのポジティブなフィードバックは提示されないが、不適切な行動にはネガティブなフィードバックが提示されやすい。行動分析学では、行動に対するフィードバックが強化として機能することにより、行動が生起し続けると考える。簡単に言うと、障害のある人の仕事上の行動がポジティブなフィードバック等により強化されていくことが仕事の維持につながる。

このように、職場において本人が遂行すべき行動を成立させるためには、その行動が成立すべき職場環境において、機能する弁別刺激と強化刺激を配置することが必要条件になるとも言える。つまり、行動成立とは、行動分析学における「弁別刺激－行動－強化」のユニット（分析単位）が機能している状態と言える。

これに関連して、大石ら（1999）<sup>3</sup>は、行動成立とは「必要となる過不足のない生態学的諸条件が満たされた状態での反応の自発」と記している。生態学的調査（ecological inventory）とは、現在の生活環境（ライフスタイル）を見据えた指導・支援を考えるための情報収集である。具体的には介入を行う前に、①どのような環境の中で生活しているかについて調べること、②目標行動が成立してほしい（もしくは減ってほしい）環境についての随伴性（行動の成立状況）について調べること、である<sup>4</sup>。

また、大石ら（1999）<sup>3</sup>は、「地域において積極的に行動成立の機会を増加させるためには、個人の既有技能の機能化をはかるための働きかけを試みるとともに、個人を取り巻く環境内に含まれる障壁（環境障壁）を除去しようとする取り組みが不可欠となる。その際、個人の反応パターンや学習特徴を考慮することはもとより、環境障壁の同定を行い、行動成立を阻む要因について詳細な分析を加えることが、重要な作業過程のひとつとなる」と指摘している。

行動成立を実現するための指導・支援としては、その行動目標が成立するように、現在、本人が既有する行動を活かすことを最優先する。次に、行動目標が成立するように環境障壁を変更・調整すること、必要があれば最小限の指導を追加することにより、行動の成立を目指していく。そのためには、既有の行動レパートリーを把握し、その行動が成立するために機能する弁別刺激、維持するために機能する強化を分析していくことが求められる。その分析から、地域参加を成立させるために、機能している弁別刺激と強化を地域環境の中に、積極的に援助として組み込んでいくことになる。

## 第3章 障害者への就労支援の方向性

### 第1節 般化と維持へのアプローチ

障害者の就労への支援を現実的に考えた場合、前述したような就労に関する個々人の行動の成立が必要となるが、それを実現するための重要なポイントの一つに、般化（generalization）と維持（maintenance）がある。

行動分析学において、般化とは、以下のように定義されている<sup>5</sup>。ある特定の刺激のもとで反応が強化されたために、他の刺激のもとでもその反応が増大することを刺激般化（stimulus generalization）という。このように刺激般化とは、ある刺激のもとで強化された反応が、他の刺激のもとでも生じる（増大する）ことを指す。一方、ある特定の反応が強化されたために、それと類似した反応も増大することを反応般化（response generalization）という。反応般化は、すでに獲得されている反応から徐々に新しい反応を形成していく行動形成（接近法）に必須の過程である。

この刺激般化は、さらにわかりやすく言うと、ある特定の場面で成立するようになった行動が、それとは異なる場面（場所、人、教材、指示など）でも生起することを意味する。よく障害のある人の行動は、指導された場面ではできるが、他の場面ではできない（般化しない）と指摘されてきた。知的障害のある人の場合には、その知的能力の制限から般化の困難性が指摘されてきたが、それを本人の能力だけに帰因させるのではなく、環境との相互作用の観点から考えていくことが求められる。

一方、維持とは、行動が生起し続けることを意味する。前述したように、行動が生起し続

けるためには、原則、行動に随伴する強化が必要条件となる。ただし、毎回褒められるなどの賞賛がなくとも行動は生起し続けるし、その行動を遂行すること自体が強化的になっている場合（すなわち、仕事を遂行すること自体にある一定の意義がある状態）があることも記しておく。

井澤（2012）<sup>6</sup>は、般化と維持を成立させるためのアプローチとして、3つのアプローチを紹介している。①般化を促進するための指導プログラムの工夫、②日常場面と指導場面に共通する刺激を利用する、③日常場面で直接指導するアプローチ、である。ここでは、これらについて就労支援の文脈や、職場の場面を想定した実現可能なアプローチに改変してみると、以下の2つに絞ることができる。

## 第2節 本人のスキルを高めるアプローチ

本人へのスキルを高める指導・支援における代表的なアプローチとして、就労場面を想定したシミュレーション場面におけるトレーニングがある。それは、前述した就労場面への般化の促進をめざしたアプローチであり、就労移行支援事業等でも活用されているであろう。それには、作業スキルのみならず、就労場面で求められるソーシャルスキルもトレーニングの対象として組み込むことが可能である。いわゆる就労準備支援に位置づけることができる。

筆者らの実践例を紹介しよう<sup>7</sup>。本研究は、自閉症スペクトラム障害（ASD：Autism Spectrum Disorder）のある成人4名に対し、標準的なソーシャルスキルトレーニング（SST）及びシミュレーション訓練による就労に関するソーシャルスキルを指導したものである。標的行動として、就労に関する7つのスキル（表1参照）が選定された。シミュレーション訓練では、指導に用いた部屋を実際の会社（職場）と見立て、パソコン作業や軽作業を実際に行いながら、配置された上司役や同僚役からの指示などに対処する機会が意図的に設定された。

表1 山本ら（2013）でターゲットとした職場に関連する7つのソーシャルスキルズ  
目標とするソーシャルスキルズ 下位行動

入室時・退室時にあいさつをする	おじぎをする あいさつの言葉を言う 上司が聞き取れる声を出す
仕事を指示されたとき、メモを取る	相手にメモを取る許可を得る 内容に応じて、5W1Hの形式でメモをする メモを取った後、内容を復唱する
助けてもらったり手伝ってもらったとき、感謝の言葉を言う	感謝の言葉を言う 目を見る おじぎをする
できないことを言われたとき、断る	できないことを伝える できない理由を言う 謝罪の言葉を言う
何かを言われたとき、正しい姿勢を取る	両手を両足につける 話している人の方を見る 背筋を伸ばす
わからない仕事を提示されたとき、質問する	どこがわからないのか説明する 目を見て聞く 教えてもらった後、感謝の言葉を言う
客人が来たとき案内する	客人の所属と名前を聞く 案内する前に、案内してもよいかどうか上司に聞く ご案内します、と言って案内する

※ 出典：池田・香美・小椋・井澤（2013）から一部改変して引用

もう一つ筆者らの実践例を紹介しよう<sup>8</sup>。この実践研究では、就労移行支援施設において、精神障害者及び発達障害者6名に対して、SSTと心理教育を中心とする認知行動療法に基づいたプログラム（表2参照）を実施した。プログラム実施前後における精神的健康度及び自己効力感に関する評価では、得点の上昇がみられたことからプログラムの効果が示唆される。一方、障害種別によって効果の現れ方に違いがみられ、障害種別に対応したプログラムの作成の必要性が示唆された。

表2 池田ら（2012）におけるプログラムの概要

回数	前半	後半
1	オリエンテーション	心理教育①「自分を知る」
2	心理教育②「自分を知る」	SST①「相手の話をよく聞く」
3	心理教育③「病気の経過と回復までのプロセス」	SST②「相手に話しかける」
4	心理教育④「再発予防について」	ストレスマネジメント「肩あげ・呼吸法」
5	就職者の経験談	企業見学
6	社会のルールについて	SST③「報告する」
7	身だしなみについて	SST④「断る」
8	採用面接について	SST⑤「面接の受け方」
9	ストレスマネジメント「肩あげ・呼吸法」	面接練習
10	ハローワーク見学（ハローワーク職員の話）	
11	ハローワーク関係者の話（働く意義・障害者雇用の状況について）	
12	まとめ	問題解決訓練

※ 出典：池田・森下・茂木・中井・井澤（2012）から一部改変して引用

以上のような就労に向けた支援実践例は、就労先を見据えた本人の準備性を高めるためのアプローチと言え、このような取組が、就労に向けた準備的支援として就労移行支援事業、高校・大学、親の会等で実施できるように推進することが重要である。

### 第3節 職場環境を変更するためのアプローチ

もうひとつ大事な視点は、職場環境を変更するといったものである。これは、前述した基礎的環境整備及び合理的配慮に該当する。その基本になる考え方として、「教授－援助－援護」サイクルについて解説してみよう。

望月（2006）<sup>9</sup>は行動分析学をもとにして、以下のような「教授－援助－援護」サイクルを提唱している。『優先すべき順位で言うともまず「援助」です。これは、今まで環境になかった人的、物理的設定を配置することによって、（できることなら）本人の今の姿のままで、今の状態のままで「行動」を成立させようというものです。これは新しい設定ですから、それを社会に定着させるための運動や要請として「援護」という作業をする必要があります。そして、これが定着していけば、新しい状況のもとで、さらにこれまでにはできなかったことを個人に教えていく作業ができます（＝「教授」）。このような3つの作業です。対人援助（支援）の進歩は、この3つの作業が、本人の負担なく行動が成立していくという目標に向けて連環的に進展していく過程だろうと考えております。』

さらに、望月（1995）<sup>10</sup>は、以下のようにも述べている。『行動分析的な枠組みが独自の貢献をするのは、形態的には異なっても個人差のままで機能的には等しい行動を環境設定の配置によって（つまり援助つきでも）、その行動成立を可能にできるという点である。これは、障害を持つ個人の「自律（autonomy）」あるいは「独立（independence）」という事柄を、決して個人単独で行うという意味ではなく、「援助つき」でも自己決定にもとづく行動のもとに実現しようというノーマライゼーションの方針を具現化する場合、必要な枠組みである。』

つまり、これらのことは、障害のある人への就労支援の場合、現有するスキルを活かせるような職場環境が必要となることを指摘している。まず、個人の現有スキルと合理的配慮により行動が成立する状態をつくる（＝「援助」）。そのためには、合理的配慮を推進するような社会づくりが必要となる（＝「援護」）。しかし、それにとどまらず、個人はさらにスキルアップを目指していく（＝「教授」）。この「教授－援助－援護」のサイクルを実現することは、職場環境の最適化に向けて変更するということにつながっていくと考えられる。

実際には、雇用現場（職場環境）における合理的配慮は一步一步進められてきている現状にある。本稿では発達障害に対応した雇用現場で合理的配慮の具体例を示す（表3参照）。多様な障害種に応じた、かつ募集及び採用時及び採用後という時期に応じた合理的配慮の事例については、厚生労働省による雇用現場における合理的配慮指針事例集第三版（<https://>

www.mhlw.go.jp/tenji/dl/file13-05.pdf) をご参照いただきたい。

表3 発達障害のある人に対応した雇用現場における合理的配慮の例

カテゴリ	具体例
読み・書き	・漢字を書くことが極端に苦手なので、書き文字による書類の提出はさせず、すべてパソコンによる書類提出に切り替えた。
指示の統一	・複数の人からの違った指示により混乱してしまうことが多いため、作業ごとに担当者を決め、その担当者からだけ指示を出すルールにした。 ・指示を出す作業ごとの担当者には、目印（帽子に赤ラインを入れる等）をつけた。 ・わからないことがあれば直ぐに聞くことができるようにした。
業務の明確化	・毎日、仕事の内容を書いた書類を本人に渡した。その書類には、本人も実際に仕事をした上で必要なことを記入できるように、メモができるスペースも設けた。
作業への見通しを立てるための工夫	・その日のスケジュールをホワイトボード等に貼りだし、必ず本人に所定の書式にメモをとってもらい業務内容を一つずつ確認した。 ・時間ごとの業務内容がわかるよう、時間（時計の図）と作業の写真を組み合わせたカードホルダーを渡した。 ・「この時間にはこの作業をする」ことが視覚的にわかりやすく提示した。
心理的特性	・過集中を防ぐため、無理が少なく、他の人と時間をずらした上で一定時間ごとに休憩をとるように計画を作成した。
感覚過敏	・通勤ラッシュが苦手等のため、始業時間を遅くした。 ・音に対して過敏であるため、静かなところで作業をしてもらい、耳栓を付与する、ヘッドフォンの着用を認める、机の電話を外す等の配慮を行った。
当事者の意思の確認のための機会の設定	・作業日報や日誌を提出してもらい、担当者が本人の状況を確認したり、さらに定期的に面談したりする機会を設定した。
仕事スキル向上に向けた取組	・本人に対し、ビジネスマナー等に関する研修を実施した。
職場スタッフの共通理解	・本人の希望を踏まえて、他の職員に対し、対応上の留意点（指示・注意をするときは穏やかに話すこと、一つずつ指示を出すこと、昼休憩時等の関わり方等）について共有した。

※ 出典：厚生労働省・合理的配慮指針事例集【第三版】より改変して一部引用

## 第4節 就労継続するための当事者の困難と解決方法

就労を継続することを考えた場合、「働きがい」「生きがい」や「会社内の人から認められる経験」「仕事上の責任感・満足感」など、行動を維持するための強化（プラスの結果）の配置を重視する必要がある。一方で、就労を継続することに対しマイナスに働いてしまう結果を最小限にしていくことも必要となる。

筆者らの研究<sup>11</sup>では、特例子会社に1年以上勤めている自閉症スペクトラム障害のある成人に対して、職場における困難の具体例とそれの解決方法に関するインタビューを実施した。その結果は、表4と表5に示した。これらの結果から、本人には「他者に相談するスキル」や「環境の変更を要請するスキル」などのスキルを獲得する重要性が指摘できること、また雇用側は合理的配慮として「相談する機会の設定」が重要であり、かつ、柔軟に職場環境を調整する実効性も求められるであろう。

表4 インタビュー調査におけるASD者が抱える職場の困難のまとめ

困難の具体的内容	
<b>カテゴリ①：ASD者の特性に関連する事柄</b>	
<input type="checkbox"/> 指示の不明瞭 <input type="checkbox"/> 質問のタイミング <input type="checkbox"/> 新しい環境への抵抗 <input type="checkbox"/> 突発的な作業への抵抗 <input type="checkbox"/> 共同作業への抵抗 <input type="checkbox"/> 並行作業への抵抗 <input type="checkbox"/> 決まったやるべき仕事がない時間の困難 <input type="checkbox"/> 休憩時間の過ごし方 <input type="checkbox"/> 電話の対応	
<b>カテゴリ②：ASD者の「認知（物事の捉え方）」に関連する事柄</b>	
<input type="checkbox"/> ネガティブな捉え方 <input type="checkbox"/> 仕事への負担感・責任感 <input type="checkbox"/> 同僚のミスを見逃せない <input type="checkbox"/> 他の障害のある同僚への配慮	
<b>カテゴリ③：ASD者の環境に関連する事柄</b>	
<input type="checkbox"/> 給料の低さ <input type="checkbox"/> 他の部署の人からも理解してほしい <input type="checkbox"/> 仕事へのモチベーションの維持 <input type="checkbox"/> 家庭生活	

※ 出典：井澤・池田・山本（2017）より一部改変して引用

その際、合理的配慮の具体化に向けた合意形成が必須となるが、それは結果が重要ではなく、プロセスが重視されるべきものである。合意形成プロセスについて、図2に示した<sup>12</sup>。一方、合理的配慮の具体例（表3参照）にもあるように、ある程度、どのようなことが合理的配慮として必要かというスタンダードもできつつある。それは、職場環境のユニバーサルデザインにもつながることであり、誰にとっても働きやすい職場環境を目指していくことも求められている。

表5 インタビュー調査におけるASD者の職場における困難に対する解決方法のまとめ

解決方法のカテゴリ	解決方法の具体的内容
相談 (定期的または随時)	<input type="checkbox"/> 病院（かかりつけ医） <input type="checkbox"/> ジョブコーチ <input type="checkbox"/> 自立支援センター <input type="checkbox"/> 上司・同僚
本人のスキル（努力）	<input type="checkbox"/> 並行作業を何とかこなす <input type="checkbox"/> 休憩時間の雑談（聞くようにする） <input type="checkbox"/> 視覚障害者の作業へのフォロー <input type="checkbox"/> 電話対応、メモをとり、引き継ぐ <input type="checkbox"/> 問い合わせは全て上司にまわす <input type="checkbox"/> うるさいと感じたら、休憩を自分からとる <input type="checkbox"/> 耳栓をする <input type="checkbox"/> 気分転換/ストレス解消
考え方・捉え方（認知）	<input type="checkbox"/> 「ミスをしない」 <input type="checkbox"/> 「後輩の居眠り、気にしないようにしている」 <input type="checkbox"/> 「正社員へのすすめを受けない」 <input type="checkbox"/> 「人の動きを気にしない、見ない」 <input type="checkbox"/> 「あたらしい環境にとにかくがんばり続ける」
配慮	<input type="checkbox"/> 香水のきつい女性、お互いの位置（席）を離す <input type="checkbox"/> 自分の席を端にする。談話スペースを離れた場所に設ける
ジョブコーチによる調整	（ <input type="checkbox"/> 上記のいずれの具体的内容に含まれる ）

※ 出典：井澤・池田・山本（2017）より一部改変して引用

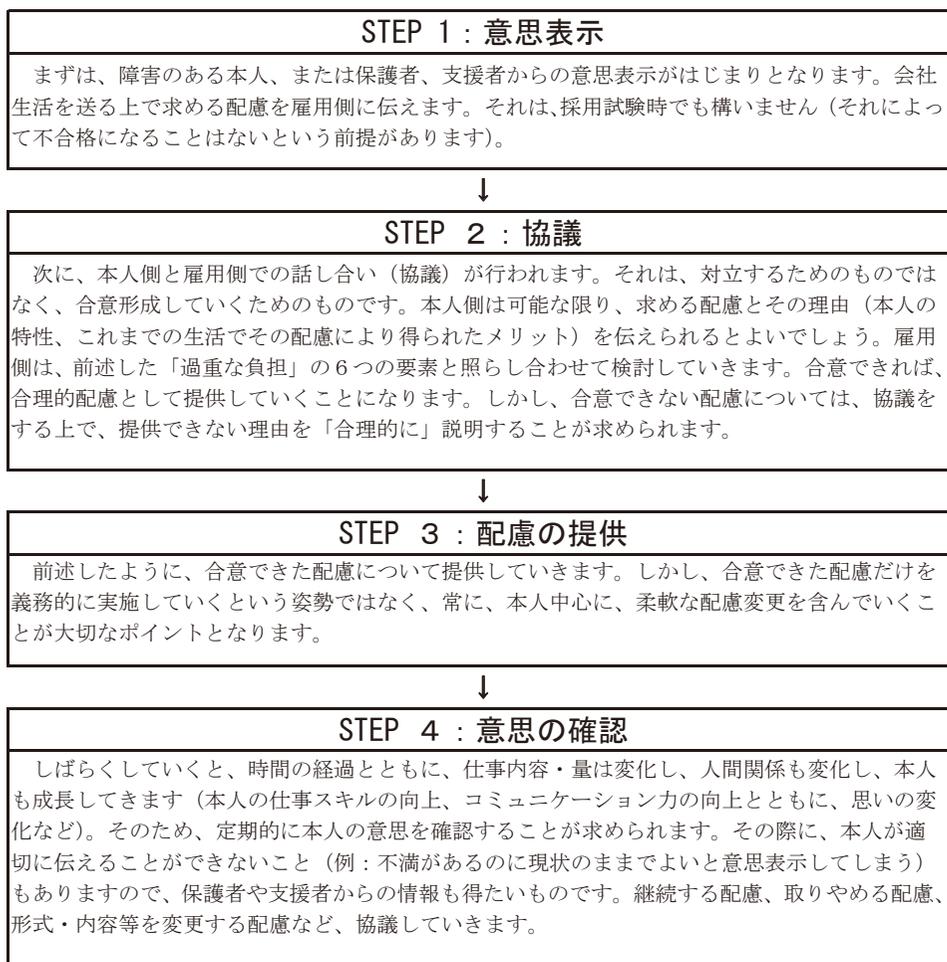


図2 合理的配慮決定に向けた合意形成のプロセス

※ 出典：井澤(2016)「就業時における合理的配慮」より引用

## まとめ

障害の捉え方は、個人と社会との関係（個人と環境との相互作用）へと変更された。環境には、モノ（ハード）とヒト（ソフト）があり、その変更が求められている。それは、障害者権利条約をはじめとする障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者雇用促進法等の法的整備にもつながっている。しかしそれは、今に始まったことではなく、ICFに代表されるように、以前から示されてきた考え方であると言える。

まずは、社会的障壁に代表されるようなマイナス要因を最小限にし（バリアフリー）、かつ行動の成立を促進するプラス要因としての合理的配慮（その発展系としてのユニバーサルデザイン）を最大限にしていくことが、社会的アクションとして求められる。それを社会で

実現していくための哲学と方法として、行動分析学は位置づけられる。その応用としての行動成立は、個々人の行動が成立するための環境の最適化を目指している。それは、まさしく、多様性を認めること（共生社会）の実現に近づいていくと考えられる。

#### 注：引用文献

- 1 醍醐昌英「障害者差別解消法の概要」『人権を考える』20巻93-111頁（2017年）
- 2 永野仁美「障害者雇用政策の動向と課題」『日本労働研究雑誌』646巻4-14頁（2014年）
- 3 大石幸二・唐岩正典・高橋奈々・馬場傑「知的障害発達障害をもつ人の「行動成立」における環境障壁の分析」『人間関係学研究』6巻1号1-11頁（1999年）
- 4 井澤信三「発達障害（青年）」『ケースで学ぶ行動分析学による問題解決 日本行動分析学会編（山本淳一・武藤崇・鎌倉やよい責任編集）』金剛出版・118-125頁（2015年）
- 5 実森正子「般化」『最新心理学事典・藤永保（監）』平凡社 627-629頁（2013年）
- 6 井澤信三「自立スキル獲得プロジェクト「トップダウンでいこう！」」『実践障害児教育（4月号～3月号連載）』学研出版 466-477頁（2012年）
- 7 山本真也・香美裕子・小椋瑞恵・井澤信三「高機能広汎性発達障害者に対する就労に関するソーシャルスキルの形成におけるSSTとシミュレーション訓練の効果の検討」『特殊教育学研究』51巻3号291-299頁（2013年）
- 8 池田浩之・森下祐子・茂木省太・中井嘉子・井澤信三「精神障害者の就労支援における認知行動療法の効果の検討－SSTおよび心理教育を中心に用いて－」『行動療法研究』38巻1号47-56頁（2012年）
- 9 望月昭「ABA（応用行動分析）の今日的課題：特別支援教育の展開という文脈で」『高機能自閉症児およびアスペルガー症候群児の教育的対応と発達の可能性』学術フロンティア推進事業プロジェクト研究シリーズ（2006年）
- 10 望月昭「ノーマライゼーションと行動分析：「正の強化」を手段から目的へ」『行動分析学研究』8巻1号4-11頁（1995年）
- 11 井澤信三・池田浩之・山本真也「職場における自閉症スペクトラム者の困難とその解決方法に関する研究－特例子会社における当事者及び支援者へのインタビュー調査－」『明治安田生命こころの健康財団・研究助成論文集』53巻8-17頁（2017年）
- 12 井澤信三「就業時における合理的配慮」『発達障害の人の転職ノート（石井京子・池嶋貫二・林哲也著）』86-91頁（2016年）



# 女性の労働力参加と行政の課題

筒井 淳也

第1章 男女共同参画をめぐる政治の動き .....	64
第1節 国内外の政治的動き	
第2節 日本の「ジェンダーギャップ指数」	
第3節 政治と行政の取り組み	
第2章 労働力参加の概念と現状 .....	68
第1節 労働力参加率の概念	
第2節 労働力参加率の現状	
第3節 労働力参加率についての留保	
第3章 女性労働力参加の進展の背景 .....	72
第1節 労働力参加と直接・間接要因	
第2節 女性の労働力参加に影響する人口学的要因	
第3節 女性の労働力参加に影響する社会経済的要因	
第4節 雇用制度の影響	
第4章 行政の課題 .....	77
第1節 「介入」の考え方	
第2節 全体社会の認識と政策	
おわりに .....	79

# 第1章 男女共同参画をめぐる政治の動き

## 第1節 国内外の政治的動き

日本における政府・行政レベルでの男女共同参画の取り組みの背景には、多くの場合国外の動向、あるいは国際的な圧力があつた。

1979年に「女性差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)<sup>1</sup>」が国連で採択され、日本政府はこの条約に批准するために国内の法律を整備することになった。そのなかのひとつが、1985年に制定された「男女雇用機会均等法」である<sup>2</sup>。

そして「女性差別撤廃条約」から16年後、海外の動向が再び国内の行政・政治に影響を及ぼすことになる。1995年に北京で開催された「世界女性会議 (World Conference on Women)」において「北京宣言及び行動綱領」が採択され、これが国内における1999年の「男女共同参画基本法」制定の直接の引き金になったのである。

この男女共同参画基本法のもとで、内閣府の主導で推進計画が進められ、2003年、小泉純一郎政権下において、内閣府男女共同参画推進本部が女性の登用に関する数値目標を設定した。それは、「社会のあらゆる分野で、指導的地位に女性が占める割合を2020年までに30%にする」というものであつた。この政策の方向性は各政権下において基本的に変わっていない。

近年では、第二次安倍内閣において2014年に「女性活躍推進法案」が閣議決定され、同年12月の衆議院解散総選挙に伴って一度は廃案になるが、翌2015年に成立した<sup>3</sup>。以上のように、男女共同参画については、1985年以降、およそ15年おきに画期となる法が制定されてきた。

---

1 条約の正式名称 (和文) は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」であり、第一条には「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子 (婚姻をしているかいないかを問わない) が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と記されている。第二条には、締結国の法的義務が詳述されており、この部分が1985年の雇用機会均等法の制定に直接関連する項目である。

2 男女雇用機会均等法は、もともとは1972年に制定された勤労婦人福祉法が、1985年に改正されたものである。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」であり、1999年 (採用、昇進における男女差別の撤廃を努力義務から禁止に)、2007年 (間接差別を抑制する趣旨で、総合職について合理的な理由なく転勤を要件とすることを禁止)、2014年 (すべての職種について合理的な理由なく転勤を要件とすることを禁止) を含む数度の改正を経て現在に至っている。雇用機会均等法とその意義については、後述も参照。

3 法律の正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」であり、女性の継続就業、両立支援、管理的役職への登用等に関して、行動計画を策定・公表・届け出ること、現状の数値の公表 (「女性活躍に関する情報公表」) を義務づけるという内容である。

政策の性質としては、男女雇用機会均等法は主に雇用や昇進における性別間の形式的な「壁」をなくそうというものである。つまり、女性の雇用や継続的な就労を男性のそれに近づけていくという趣旨であり、これは以降の女性の職場進出の土台となった。これに対して15年後の男女共同参画基本法においては、その後の行動方針としては特に役職に就く女性をいかに増やすかが課題として前面に出されてくる傾向が強くなった。これは、男女共同参画基本法の第5条に、下記のように定められていることに対応している。

「政策等の立案及び決定への共同参画」：男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

すでに触れたとおり、1985年の男女雇用機会均等法の背景には国連の女性差別撤廃条約があり、1999年の男女共同参画基本法の背景には世界女性会議の北京宣言があった。これに対して2015年の女性活躍推進法は、むしろ国内の情勢および課題への対応、という意味合いがにじみ出ている。もちろん、政府が15年以上前に掲げた「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%とする」という目標が、目標年次まであと5年しかない2015年の時点ですでに未達が確実であるともいえる低調な数値動向に直面し、それだけに女性活躍にはずみを付けたいという政権と行政の思惑もあったと思われる。他方で、深刻化する少子高齢化において予測される労働力不足と経済力の低下、それに付随する社会保障体制の維持困難という課題を意識するという側面もあった。

働く女性を巡る政府・行政の動向について30年前と違うのは、この点である。30年前の男女共同参画の背景理念は、シンプルに「女性の権利を尊重する」というものであった。現在では、男女共同参画には（多くの場合暗黙裡に）別の意味も込められるようになった。その典型が、少子高齢化による労働力不足問題への対応である。

## 第2節 日本の「ジェンダーギャップ指数」

次章で女性の労働力参加をめぐる問題を考察するが、その前に日本を世界のなかに位置づけて、現状を確認してみよう。

毎年スイスで行われる「ダボス会議」を主催することで知られている世界経済フォーラム(World Economic Forum)は、2006年以来「Global Gender Gap Report」を発行している。そのなかで「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」(以下「ジェンダーギャップ指数」と表記)という指数が公表されており、毎年12月ころになると、この数値を巡る報道がメディアを賑わせる。日本はこの指数の順位が極めて低いことが知られているが、論文執筆時点に

において最新の 2019 年のレポートでは過去最低の順位を更新した。具体的には、日本は調査対象となった 153 カ国のうち、121 位であった。2006 年の 60 位から徐々に順位を下げてきたことになる。

日本の順位を低位に押し留めている要因はなんだろうか。順位ではなく、具体的に指数の推移をみると、図 1 のようになっている。

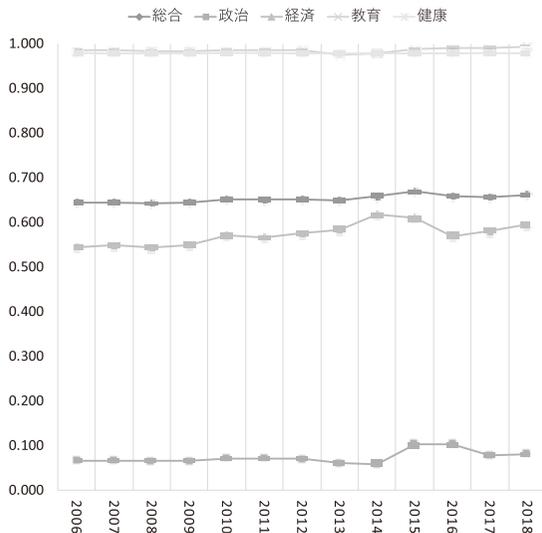


図 1 日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数の推移（2006 年から 2018 年まで）

ジェンダーギャップ指数は、関連数値において男女に差がない場合において 1 をとるように算出されている。総合指数は、「政治的エンパワーメント」「経済的参加と機会」「教育達成」、そして「健康と生存」の 4 つの下位指標の非加重平均である<sup>4</sup>。

図 1 をみるとわかるように、実は日本のジェンダーギャップ指数は、「教育達成」「健康と生存」においては完全平等の 1 に近く、「教育達成」分野においてはほぼ男女平等、特に「健康と生存」においては完全に男女平等が達成されているとあってよい。このため、各種ある国際的なジェンダー関連指数のひとつである GDI（Gender-related Development Index）<sup>5</sup> においては、日本の相対的水準はそれほど低くない。2019 年のジェンダーギャップ指数において 1 位であったアイスランド（総合指標 0.858）は、2018 年の GDI においては、51 位の日本より低位の 76 位である。このことには、GDI はもともと人間開発の理念のもとで開

4 「経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けて総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出」（内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」。[http://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](http://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)）

5 GDI は国連開発計画が「人間開発報告書」で発表している数値で、続く箇所で言及している HDI をもとにジェンダー補正を加えたものである。HDI は「健康」「教育」「経済」の 3 つの側面で人間の生活の質を測るものである。GDI は、HDI の数値に男女格差がある場合にポイントを低くするように調整された指標である。

発された HDI (Human Development Index) にジェンダー補正を加えた指標であることと、日本において健康や寿命に関する生活水準が極めて高いことが反映されている。要するに日本は、全体的な生活クオリティは、少なくとも平均的には、男女に関わりなくある程度高い位置を維持している。ただ、政治や経済の分野での「活躍」「指導」という観点において、ジェンダー格差が根強い、ということである。

すでにグラフで示されたように、日本では「政治的エンパワーメント」「経済的参加と機会」の数値が極めて低く、これが総合順位を引き下げている。ただ、これらの下位指標は、あいだで多少の上下はあったものの、数値として著しく悪化しているわけではない。要は、日本の数値が目立った上昇を見せないあいだに、他の多くの国の数値が改善したために、日本の全体順位が下がってきたのである。

### 第3節 政治と行政の取り組み

日本のジェンダーギャップ指数を特に引き下げている政治分野においては、2018年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、すぐに施行された。同法は、「政治分野における男女共同参画の推進が、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする」とを原則とし、各政党はこの基本原則にのっとり、「公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるもの」とされている（『男女共同参画白書 令和元年版』）。

民間経済セクターにおける取り組みは、上述の女性活躍推進法に基づいて行われることになっているが、罰則規定がほぼ存在しないなど、その効力には強い留保がつかだろう。

本論文では、日本のジェンダーギャップ指数を引き下げている政治と経済の分野のうち、特に経済分野での男女共同参画、あるいは女性の経済的活動に注目して考察する。政治分野での女性の活躍がある程度は価値観やそれに基づいた意図的な介入によって実現可能であるのに対して、経済活動はより構造的な要因で決定されている部分が多い。こういった背景構造についての知見を整理することで、あらためて行政課題のあり方についての知見を得ることを目指す。

結論を先取りして言えば、特定の行政課題を適切に設定するには、他の政策体系や社会の全体的な構造についての適切な認識が必要であること、これまでの女性の経済活動に関する行政にはこういった視点が欠けてきたことを論じる。

## 第2章 労働力参加の概念と現状

### 第1節 労働力参加率の概念

労働力参加とは、統計的には「有償労働をしているか、あるいは求職活動をしている者」を意味している。この概念は、経済学や社会学、そして労働・社会保障研究などの研究分野において、ある社会における人の経済活動の程度を表す諸概念のなかでも最も頻繁に用いられる指標の一つである。労働力参加は、国内の行政や国際機関（OECD、世界銀行、ILO等）が整備する統計において必ず含まれる要素でもあり、第1章第2節で触れたジェンダーギャップ指数においても、経済指標を算出する数値の一つとして使われている<sup>6</sup>。

そもそも労働力参加あるいは労働力参加率が、研究のみならず行政において活発に測定・参照・分析されるのはなぜだろうか。いくつかの理由があるだろうが、根本的には「労働力が国の経済力の源泉である」という認識が一定程度共有されているからであろう。

ただ、時代や地域に応じた別のいくつかの理由もある。少子高齢化が進むと、いわゆる高齢依存率が増加する。図2は、OECD加盟国について、少子化の指標である合計特殊出生率と、高齢依存率（労働力人口を100としたときの65歳以上高齢者の割合）を示したものである。これら2つの関係は全体的にマイナスの関係である。つまり出生率が低い国ほど、高齢依存率が高い。

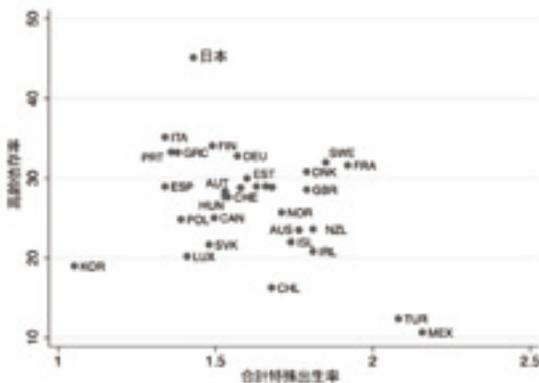


図2 高齢依存率と合計特殊出生率（2017年）<sup>7</sup>

データ：世界銀行 World Development Indicators より筆者作成。イスラエルは、極めて出生率が高いため（3.11）、この図からは除外している。また、一部のデータラベルは省いてある。

6 ただし、日本の行政文書や官庁統計においては、しばしば「労働力率」という言葉が使われる。意味としては「労働力参加率」と同じなのだが、もともとの英語が labor force participation rate であるので、「参加」という言葉を入れたほうが正確である。

7 国名のコードは表示の都合で、日本を除き ISO コードで表記している（図3も同様）。詳しくは ISO 3166-1 を参照してほしい。

日本は、出生率については低位グループであるが、最も低いというわけではない。ただし低出生率の状態が継続し、かつ人口のボリュームが大きい団塊の世代が高齢者となっているため、高齢依存率の数値は OECD 加盟国のなかでも突出している。これにより、年金や医療の点で、社会保障制度の維持可能性に問題が生じ、政治・行政の大きな課題となっている。すでに触れたように、これらが「女性活躍推進法」が保守政権のもとで推進された大きな理由である。

## 第 2 節 労働力参加率の現状

高齢依存率は純粋に人口比較の数値であるが、労働力人口の大きさがそのまま経済力に結びつくわけではない。資本や技術水準といった要因もあるが、労働力人口のうち実際にどれくらいの人口が労働力として活動しているのか、つまり労働力参加は重要な要因のひとつである。日本政府は、労働力参加を活性化させることで、少子高齢化に伴う問題を緩和しようとしている。具体的には、これまで国内で非労働力化していたグループを労働力化する、あるいは外国からの移民による労働力を活用する、といった方法である。

ここで、労働力参加率に関する基礎的なデータをみておきたい。図 3 は、先程の図と同じく、OECD 加盟国の男性と女性の労働力参加率を散布図にしたものである。

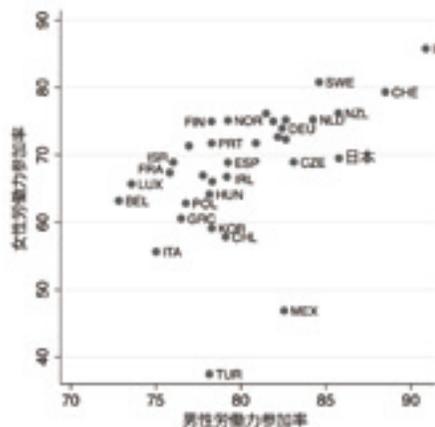


図 3 男女の労働力参加率（2017 年）

データ：世界銀行 World Development Indicators より筆者作成。一部のデータラベルは省いてある。

労働力参加率の全体的な水準は、各国の労働制度や雇用慣行、そして文化によって異なる。日本の労働力参加率は OECD 加盟国でもかなり高い水準であるが、これに比べてイタリア、フランスでは 10 ポイントほど低くなっている。背景には、大陸ヨーロッパ諸国の一部における雇用の文化や制度がある。失業率が高い若年層の就業を確保するための早期退職制度、充実した雇用外の社会保障による労働コストの高さなどである。

インフォーマルセクターの労働者が多いメキシコ、宗教的理由から女性の労働力参加率が極端に低いトルコを除いた全体の傾向を見ると、男性と女性の労働力参加率は強い相関関係を示す<sup>8</sup>。確かに、同様の男性労働力参加率の国（スウェーデンやニュージーランド）に比べると、日本の女性の労働力参加率は相対的に低い水準であることも事実であるが、全体における位置づけを見ると、日本の女性労働力参加率は中位程度であることがわかる。実際、日本の女性労働力参加率は、職場でのジェンダー平等意識が高いアメリカや、ワーク・ライフ・バランスが充実しているといわれるフランスのそれよりも高い。

### 第3節 労働力参加率についての留保

ただ、労働力参加率の数値には一定の留保がつく。労働力参加率は、基本的に労働時間や金銭的報酬（雇用者の場合には賃金）を問わない。パートタイム労働者などの非正規雇用も、そこにカウントされている。図4は、日本における女性の従業上の地位ごとの就業者数の推移を示したものである。「パート・アルバイト」の女性の数は、基本的に上昇しているが、正規雇用の就業者数はそうではない。

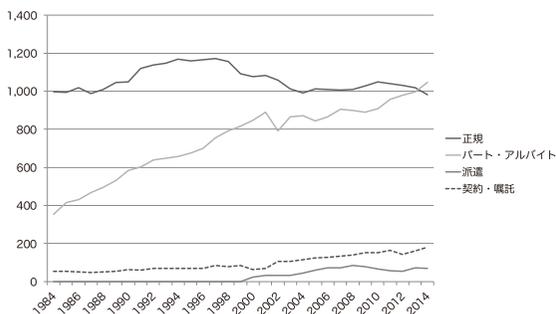


図4 日本における女性の従業上の地位ごとの就業者数の推移

データ：労働力調査長期統計より

グラフには示されていないが、日本の女性労働力参加率は1970年代に最低水準になる。この背景にあったのは、小規模自営業や農業セクターの全体的な縮小と、雇用の男性化という戦後の長期趨勢のもとで女性が専業主婦化していった動きである。他方で、1970年代後半以降に女性労働力参加率が上昇を始めるのは、主に有配偶女性のパート労働への参加によるものである。これらが、日本の女性労働力参加率の長期的上昇の基底にある変化となっている。

1990年代以降、女性の正規雇用の数が増える傾向が見られたが、これは主にフルタイム

8 メキシコとトルコを除いた2017年のOECD加盟国における男性と女性の労働力参加率の相関係数は0.75である。

で働く未婚女性が結婚を延期したことによるものである（筒井 2015）。しばしば言及される、女性の就業率に関する「M字型カーブ」について、M字型の底が高くなっていることが、男女共同参画のひとつの成果として認識されることもある。しかしこれについても、フルタイムで働く未婚女性の増加と、有配偶女性のパート労働への参加でその多くが説明されてしまう。

また、日本では、すでに共働き世帯の数が専業主婦世帯の数を上回った、と考えられている。このことを示すグラフ（図5）は、しばしばメディアで参照される。ただ、この「共働き」についても、労働力参加率と同じ問題がある。いわゆる「共働き」という言葉からは、典型的にはフルタイムの共働きが連想されることが多いと思われるが、図5のグラフはパート労働を含んだ数値である。

あとで再び振り返るが、労働力については、より詳細な統計をともに考察する必要がある。

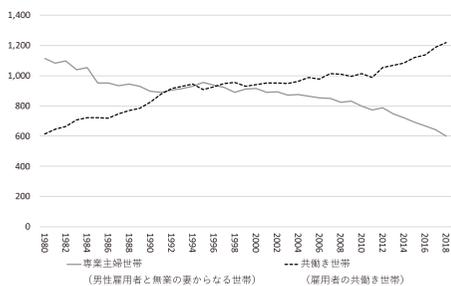


図5 専業主婦世帯と共働き世帯 (1980年～2018年)

データ：厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」、総務省「労働力調査特別調査」（2001年以前）及び総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）。集計の詳細については労働政策研究・研修機構のウェブサイトを参照。

<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>

いずれにしても、日本における女性の広い意味での労働力参加、つまり経済活動の程度は低調である。こういった動向の背景にあるのが、男女の固定的な役割意識である。平成30年の兵庫県「人権に関する県民意識調査」においては、「女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」という選択肢を選んだ人が35.6%、「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」という選択肢を選んだ人が34.8%と、他の選択肢と比較して目立っている。このような回答傾向は、全国的な傾向とほぼ同じである。

人々が抱く価値観や意識は、行政の直接的な介入の対象とはなりにくく、こちらを主題として行政の課題について検討することは難しい。本論文では、こういった意識の背景にある問題に焦点をあてたい。特に、労働力参加という意味以外に、経済的活動への参加程度や種

類などに配慮しながら、広い意味での女性の労働力参加について検討し、行政としてどういった課題がそこにあるのかを模索していくことにする。

## 第3章 女性労働力参加の進展の背景

### 第1節 労働力参加と直接・間接要因

論文の後半では、日本における政策や行政がいかなる理念のもとで女性の労働力参加を扱おうとしてきたのかについて論じていくが、その前に、女性の労働力参加を決める要因についての一般的な社会科学的な知見を整理していこう。というのも、行政の課題について検討するときはどんな時も、直接的な介入と間接的な介入について、そのバランスを考慮する必要があるからである。

ここで間接的な介入というのは、政策目標に対してそれを直接に促すものというよりは、環境を変えることで間接的に効果を及ぼそうという意図でなされる介入のことを指す。経済学で盛んに行われている因果推論 (causal inference) の知見は、どちらかといえば直接的な政策介入の効果を測定するための技法である<sup>9</sup>。たとえば、出生力の低下に対応する政策として児童手当を導入あるいは拡充する場合、その直接的な効果を評価する際に、あるいはその予想される効果を推定する際に、計量的な調査ならびに分析手法が用いられることがある。一般的に計量分析の役割として行政の水準で認識されているのは、こういった因果効果の測定であろう。

他方で、特定の状態（出生率でも、労働力参加率でも）に影響する要因は、政策的な介入のみではない。広い意味での社会科学的な知見が行政に生かされるとすれば、直接的な介入の因果効果を測定することの他に、こういった要因が——たいていの場合気づかれずに——影響を持っているのかを見出すような方向性も想定したほうがよい。こういった要因は、政策介入といった作為にもとづくものではなく、多くの場合「意図せざる結果」として影響を及ぼしているものである。こういった要因はしばしば広範囲の国際的な比較や、長期的な時間的変化の記述によって見いだされるものである。女性の労働力参加についても、まずはその周辺の構造を記述することからはじめてみよう<sup>10</sup>。

まず、一般的に労働力参加の水準を上下させる要因については、すべての社会に共通した知見を見つけることは難しい。資本主義の初期段階においては、おそらく宗教的要因も大きかったと考えられる。現在でもイスラム教の影響が強い国では女性の労働力参加率は非常に低く抑えられている。トルコやサウジアラビアなどでは、女性の労働力参加率は男性のその半分以下にとどまっており、このことが全体の労働力参加率の低さとして反映される。こ

9 経済学的な計量の視点からの家族問題への取り組みのまとめとして、山口慎太郎 (2019) などがある。

10 因果推論的な視点から女性の労働力参加と出生率との関係を分析した研究として、山口一男 (2009) などがある。

れは、ヒンズー教とそれに強く影響されたカースト制度が優勢なインドでも同様である。もう少し古い時代では、マックス・ウェーバーが「資本主義の精神」として描き出した禁欲的な勤労のあり方は、おそらく全体の労働力参加にプラスに働いたと思われる。

宗教やそれと親和的な身分制が影響力を小さくした先進資本主義社会においても、労働力参加率に影響する構造的要因は強く働いた。資本主義が発達し、資本が蓄積され、資本規模が大きくなれば、おのずと雇用経済への転換、すなわち何らかの労働契約のもとで組織の一員となる被雇用者の増加が進むことになる。

雇用を前提とした上での労働力参加を決める要因としては、性別分業の程度（概して大きいほど全体の労働力参加率は下がる）、寿命の伸長（平均余命が長いほど、引退後の老後期間が伸び、やはり全体の労働力参加は下がる）といった長期的要因のほか、1970年代のエネルギー危機<sup>11</sup>への対応として、フランスや西ドイツなどの一部西欧諸国で見られた労働力縮減などの影響もある（Esping-Andersen 1996=2003）。

北欧諸国では、同じくエネルギー危機後に女性の労働力参加がいつそう進んだが、その多くは公的セクターでの雇用であった（Esping-Andersen 2009=2011）。公的セクター雇用は、働き方に対して民間セクターよりも収益によるプレッシャーが少ない分、両立支援制度が充実する傾向があるため、多くの経済先進国においては公務員がなかば「女性職」のような位置づけを持っている（筒井 2012）<sup>12</sup>。

## 第2節 女性の労働力参加に影響する人口学的要因

次に女性の労働力参加についてであるが、これについても、政策介入による影響と、それ以外の構造的要因による部分とを分けて考える必要がある（Tsutsui 2019）。すでに述べたように、構造的要因とは、基本的に意図せざる結果として女性の労働力参加を上下させるものである。

女性の労働力参加については、資本主義経済の先発国においてはしばしばU字型を描くことが知られている（筒井 2015; 竹内 2015）。資本主義が成熟するにつれて、重工業を中心に労働の「男性化」傾向が顕著になり、性別分業が帰結する。主婦化した女性はしかし、後述するサービス労働化などの影響でふたたび職場進出をする。こうして女性の労働力参加率はU字型になる。日本では、このU字型の底は1970年代なかばであった。

女性の労働力参加を上昇させる代表的な人口学的要因としては、長寿化や出生率の低下を上げることができる。特に長寿化は、二重の意味で女性の労働力参加を押し上げる力を持つ

---

11 日本ではしばしば「オイルショック」と呼ばれるが、ここでは英語圏での一般的な呼称である「エネルギー危機」にあわせて表記する。

12 日本では、公的雇用に占める女性の割合、公的雇用の指導的立場にいる女性の割合が低いことに加えて、公的雇用の割合自体もきわめて低水準である。その歴史的経緯としては、前田健太郎（2014）などを参照。

た。ひとつには、子育て期間後の人生が長くなったことがある。出生率の低下は女性の子育て期間を短くし、それによって有償労働の機会が増える、という意味を持っている。

まずは出生率低下の影響についてみてみよう。20世紀なかばまでは、出生率が高く、かつ子の出産後、次の子の出産までの出生間隔も現在より長かったため、子育て期間はかなり長期に及ぶことも珍しくなかった。たとえば18歳で第1子を生んで、3年間隔で第8子までもうける場合、末子のお産年齢は42歳になる。末子の3歳までの育児期間を含めると、実に18歳から42歳まで、24年を子育てに費やすことになる。戦後しばらくの平均余命の短さ（1950年時点の日本の女性の0歳時平均余命は61.5年である）を考えると、高出生率・多子という条件において家庭外での雇用労働を行うことはきわめて難しいことがわかる。

もうひとつの人口条件の変化としては、平均余命の伸長に伴う高齢化がある。高齢者のケアワークが有償労働化された場合、女性の職場進出が増える、という傾向が生まれる可能性が高い。

### 第3節 女性の労働力参加に影響する社会経済要因

これらは基本的に人口学的な変化であるが、それ以外の社会経済的要因も多数見出すことができる。第二次世界大戦中の日本やアメリカで見られたように、労働力年齢にある男性が大量に戦争に駆り出されたため、国内での生産活動に女性が動員された、ということもあった。また、戦後復興期のスウェーデンにおけるように、極端な労働力需要が女性の職場進出を促した、ということもあった。

ただ、労働力需要が高くキープされていたために女性が職場進出をした例は、むしろ近代資本主義経済の初期段階においてよくみられたものである。いわゆる「セイの法則<sup>13</sup>」が成立しやすい段階においては、労働力の全体投入量をいかに増やすのかが経営の課題となる。工業化の初期段階で、男性のみならず女性や子どもが長時間労働に従事していた背景には、経済の発達段階に由来する事情もあった。

女性の労働力参加を促した経済構造要因の変化としては、ほかにサービス産業化もある。1980年代以降、特に労働集約性の高い製造業が経済発達の先発国から後発国に移転する動きが生じた。これにより日本を含めて国内の産業の空洞化が加速した。1970年代以前にもアメリカの自動車産業のケースに見られるような空洞化はたしかにあったが、これは日本やドイツなど、国内資本が蓄積していた経済発展の準先発国との貿易によるものであった。ところが1980年代以降は、急速に進んだ脱ブレトンウッズ体制のグローバル経済において、資本の国際移動が活性化し、国内で蓄積された資本が海外に直接投資される動きが加速する。

---

13 生産物の供給が、それに見合った需要を生み出すという法則。経済力・消費の増加が（貨幣的要因ではなく）生産力によってもたらされるという認識を生み出した。

こういった世界規模でのグローバルな体制転換の影響によって、国内産業が空洞化したのである。これに応じて国内の雇用はますますサービス労働に移行し、これが一定の条件のもとでは、女性が職場進出していく背景になる。

#### 第4節 雇用制度の影響

以上指摘した人口学的な変化としての長寿化や平均余命の伸長は、女性労働力参加に対して基本的にはプラスの方向での影響を持つものであった。1970年代のエネルギー危機以降の経済変動についても、少なくとも資本主義経済の先発国においては、男性雇用の不安定化とサービス労働化という、女性労働力参加に対して全体としてプラスの影響を持つ変化が目立っていた。

ただし、雇用の増加が特に大規模資本のもとで進められる場合、特に女性の労働力参加に対しては深刻なマイナス方向の圧力をもたらすという側面もある。大規模企業における労働は都心部で組織されることが多く、必然的に労働者は自宅と職場との地理的な移動、つまり日常的な「通勤」というライフスタイルを強いられる。このことは2つの意味を持つ。ひとつは、私生活の場である自宅と職場とが距離的に離れること、もうひとつは（それと関連するが）自宅を空ける時間が一定程度長くなる、ということである。これにより、自営業や農業に従事していた女性ではそれほど問題にならなかった家事や育児と仕事との両立問題が先鋭化する。

初期資本主義においてしばしば女性の雇用が活性化されたのは、旺盛な労働力需要に加えて、この両立の問題が「小さかった」ということもある。イギリスの工業化初期段階にみられた労働者階層における家族単位雇用（夫、妻、子どもが同じ工場に雇用される）においては、労働環境の過酷さは無論あったにせよ、職住近接であることも多かった。日本における黎明期の資本主義的繊維生産において典型的であった女工の雇用は、戦後の高度成長期における女性パートタイマーの工場労働と違い、未婚女性の雇用が一般的であった。

その後、工場法の普及、労働運動を通じた生活給の浸透、高度経済成長下における男性労働者の雇用安定化に伴い、1970年代までは各国で専業主婦（有配偶無業の女性）というライフスタイルが一般的にひろがっていった。しかし1980年代以降は女性の「再雇用化」が始まる。この際、社会ごとに異質な雇用制度が女性の職場進出において少なからず影響した。特に日本においては、高度経済成長期から安定経済成長期を通じて独特の内部労働市場制度<sup>14</sup>の発

---

14 内部労働市場とは、企業あるいはその関連組織の内部において労働力・人員を調整するための仕組みを指す。その対義語が外部労働市場である。たとえば、ある部署や事業所で人手が不足した場合、外部労働市場を使えば組織の外部の人を雇うことで解決するが、内部労働市場においては相対的に人手が余っている部署・事業所からの異動によって対応する。日本の組織（民間大企業や官公庁）では内部労働市場が発達しているため、人事異動（配置転換や転勤）が頻繁に行われるが、転職市場は諸外国と比べて未発達である。

達がみられ、これが女性の労働力参加に強く影響したと考えられる。

具体的には、内部労働市場における人材の流動性を確保するため、欧米で一般的な「職務給」ではなく、年功賃金や「職能給」のシステムが発達した。職能給あるいは職能資格制度は、組織の都合による職務内容の変更（配置転換）や勤務地の変更（転勤）をスムーズに行うために、仕事内容が変わっても賃金への影響を最小限にするように設計されている。

内部労働市場における人材・労働力の組織内移動には、いくつかの意味が込められている。一部の労働研究者は能力育成という積極的な意味をそこに見出したが (Koike 1988)、その他にも、銀行や自治体政府でしばしばみられるような、関係者との癒着の防止などの機能が期待されている。さらに、景気等による労働力調整の手段としても、内部労働市場の活用が見られる。すなわち、組織内において相対的に労働力が余っている部署から、相対的に労働力不足である、あるいは受け入れ余裕がある部署への異動を円滑にするための制度、という意味合いがある。また、内部労働市場制度を優先させることは、外部労働市場の未発達を意味する。そのため、労働力の調整手段として時間外労働に頼る度合いが強くなる。

以上から、内部労働市場とその周辺制度の発達は、長時間労働と頻繁な配置転換、そしてしばしば転勤を伴う働き方を広げていく。これらはいずれも、家庭における無償労働の責任と負担を負わされがちな女性にとって不利に作用する。長期時間労働や転勤を伴う雇用は、家庭の中に稼ぎ手が一人、それを支える家事・育児の担い手が一人というかたち、典型的には性別分業家庭において可能になる働き方である。夫と妻のいずれもが長時間労働や転勤を伴う働き手になる場合、家庭生活は極めて困難になる。

男女雇用機会均等法が「女性の活躍」においてさしたる効果を持たなかったのは、それが、主にこういった男性的な働き方・雇用制度を変える要素を持たなかったからである (筒井 2015)。むしろ男女雇用機会均等法は、採用・昇進・訓練における男女差別を撤廃するという趣旨によって、女性を男性的な働き方の世界に引き入れようとするものであった。この性質は転勤を巡る法改定にみることができる。

均等法が1986年に施行された段階では、求職者が転勤を受け入れない場合には採用しない、という選択肢が合法であった。これがいわゆる採用における間接的な女性差別だという声を受け、2007年の改正においては、総合職について合理的な理由なく転勤を要件とすることが禁止される。さらに2014年においては、すべての職種について合理的な理由なく転勤を採用要件とすることが禁止された。ただ、合理的な理由がある場合（社員に転勤実績がある場合）には、求職者に対して転勤の受け入れを採用要件として提示することは現状では合法である。

問題は、そもそも転勤が特に大企業において広く見られることにある。雇用機会均等法がこの点に介入することがない以上、女性の活躍には自ずと限界が置かれることになる。

配置転換の制度については、時間外労働や転勤と比べて直接に女性にとって不利になるようなものではないが、職務を通じた経験の蓄積が評価されないことにつながっており、これ

が離職後の再雇用において不利に働くことは十分にありうるであろう。たとえば山口一男(2009)は、雇用の柔軟性のある社会では、女性の労働力参加と出生率の間のマイナスの関係が中和されるということを実証的に示している。

## 第4章 行政の課題

### 第1節 「介入」の考え方

一般に社会の変化というのは、意図的な介入<sup>15</sup>による変化と意図せざる結果による変動が複雑に絡み合って生じる。また、介入はそれが意図したとおりの結果を引き起こすこともあるが、意図されない結果につながることもある。他の目的で導入された政策が、別の目的にとって阻害的に働くこともある。

したがって政策介入というのは、場当たりの効果をあてにして行うのではなく、社会の体系的な理解のもとで、できるだけ諸政策が有機的に連携したかたちで、そういった取り組みの一環として位置づけられなければならない。こういった原則がどこまで重視されているかどうかは、政策を評価する上で極めて重要になる。単純に政策に因果的な効果があったかどうかだけが政策評価の要諦というわけではない。

日本の女性労働力参加については政治・行政において、上記のような原則がどこまで意識されてきたのだろうか。結論から言えば、かなり低い評価を与えざるを得ない。

まず、政策の方向性に一貫性がない(Tsutsui 2019)。日本の税・社会保障制度は、いまだに標準世帯として男性稼ぎ手家族をモデルにしている。配偶者控除制度は、いくつかマイナーな変化を繰り返しつつも、配偶者(特に妻)の労働力参加にブレーキをかける。社会保険における第三者被保険者制度についても同様である。こういった制度に根本的な変化を加えないまま、男女雇用機会均等法や、育児休業制度や保育サービスの拡充を小出しにしてきたのが現状である。

雇用労働の現状認識も甘いものであった。男女雇用機会均等法において「男性的働き方」への介入の要素が皆無であったことからわかるように、見えやすい壁を撤廃すれば参加が生じるだろうという想定がなされてきたのだが、すでにみてきたようにこれは、日本におけるフルタイムの働き方が家庭責任を担う者にとって非常に困難であるという認識を欠いていた。

2018年6月には「働き方改革関連法」が成立するが、これは多分に過労死問題への対応

---

15 「介入」という概念は、しばしば政策の効果を統計的に評価する際に用いられる言葉である。たとえば「子ども手当(という政策介入)によって出生率は増えるかどうか」といった問いが立てられ、統計的な検証が行われる。ここでは、何らかの明示的な目的を伴って、法制度や行政的措置によって人々の生活に影響を与えることを試みる、といった意味合いである。

を念頭に置いたものであり、女性の労働力参加との関係性について議論の成熟があったうえで構築されたものではない。また、先に触れた「社会の体系的理解」という観点で言えば、労働時間の上限規制や同一労働同一賃金<sup>16</sup>の議論は重要な社会認識を欠いている。それは、日本における雇用外的生活保障の薄さである。

すでに既存研究において指摘されてきたが(宮本 2008)、日本の生活保障は「雇用保障」に頼ったものであった。すなわち、一部のヨーロッパ社会において見られるように、雇用外にいる者を公的なスキームですくい上げるのではなく、企業に対して雇用をできる限り確保してもらうことを通じて、間接的に生活保障を行うのである。このため、失業率は相対的に低位に抑え込むことができるが、雇用の内容が劣化しやすい。雇用外への逃げ道が塞がれているために、労働者は不利な状況でも雇用内にとどまろうとし、そのことを経営者が知っているために、経営者は余計に条件を改善する動機を持ちにくいのである。

この状態だと、両立のしやすさを含む生活のクオリティは、ひとえに雇用の質に依存することになる。さらに、雇用外的生活保障が貧弱である分、雇用の質は低下する圧力を受けやすい。このような環境下だと、ある組織における働きやすさの優先が、結果的に競争圧力の中で不利になることもありうる。働き方改革法案に基づく行政介入も例外ではない。正規雇用と非正規雇用の待遇差の改善を趣旨とした介入が、非正規雇用の働き方や賃金の改善ではなく、正規雇用の待遇改悪につながることも考えられる。また、厳格な時間外労働の規制は、記録されないサービス残業の増加、時間外労働の縮小による所定内労働時間の労働強化、残業手当の減少による所得低下など、政策介入の本来の趣旨とは違ったところで副作用をもたらす可能性もある。

政策体系における非一貫性の問題も無視できない。すでに述べたように、日本の女性の労働力参加に関する政策は、税・社会保険制度と、それ以外のより直接的な制度(育休制度、保育制度、均等法など)とのあいだで矛盾した影響を及ぼしている。前者は専業主婦世帯あるいは妻がパート労働をする世帯に有利なように作られており、後者はフルタイムで働く有配偶女性を視野に入れたものである。

制度が矛盾している場合、個々の制度の効果が減じられることになり、当然好ましくない。制度の効果を適正に把握できないこともあるが、制度を維持するために様々なオーバーヘッドコストが無駄になってしまうこともある。

## 第2節 全体社会の認識と政策

前章においてみてきたように、女性の労働力参加は人口学的あるいは経済的要因に左右され

---

16 「働き方改革関連法」における「同一労働同一賃金」は、ILOの定義やそれに準じた欧米社会における同一労働同一賃金の概念とはかなり異なっている。詳しくは水町勇一郎(2019)など参照。

るところが大きい。これらはすべて、意図せざる結果として女性の労働力参加に影響するものである。したがって、こういった全体の構造変化を踏まえた上でないと、政策の効果は減じられる。

高齢化（長寿化）はすでに述べたとおり女性の労働力参加を促す影響力を持つが、制度のあり方次第ではこの影響力は減じられる可能性がある。日本は南欧などと並んで「家族主義」的な福祉供給体制を特徴としている。家族主義のレジームにおいては、高齢者のケアが雇用結びつきにくくなるか、あるいは結びついたとしても低賃金化する圧力がかかる。というのは、家族主義体制において「ケアは無償で提供される」という考え方が強い場合、職務内容の評価にこの考え方が影響してしまうからである。

次に、女性の働きにくさ、両立の難しさが結婚の延期、すなわち晩婚化・未婚化を引き起こしているのならば、その帰結としての世帯形態の変化が、両立支援制度の効力そのものを掘り崩してしまうことも考えられる。

「男女共同参画」という場合、女性の労働力参加が課題となることもあるが、どちらかといえば有配偶の男女のあいだの有償労働と無償労働の配分の平等が念頭に置かれることが多いだろう。「男性の育児参加」という場合も、たいていの場合には有配偶者が想定されている。

しかし全体社会の変化を認識すれば、こういった方向性が目標として効力を持つ範囲が極めて限られてきていることに気づく。国勢調査によれば、すでに2015年の時点で単独世帯の割合は34.5%に及んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計<sup>17</sup>によれば、2040年にはこの割合は40%近くになる。同じく、「ひとり親と子ども」世帯の割合は、2015年で8.9%、2040年では推定9.7%である。単独世帯数と「夫婦と子ども」世帯数を比較すると、2015年では単独世帯数が約1800万、「夫婦と子ども」世帯数が約1400万と、すでに典型的核家族の数が単独世帯数を下回っている。同じく2040年推計だと、単独世帯数が約2000万世帯であるのに対して、「夫婦と子ども」世帯は約1200世帯と、単独世帯数の6割程度である。年齢別にみても、2040年推計値で、「夫婦と子ども」世帯の数が単独世帯数を上回るのは35歳から54歳の年齢階級のみである。

この社会全体の世帯構成の変化および変化予測を、女性の労働力参加という観点から見た場合、女性の労働力参加を「男女共同参画」のなかに位置づけることには一定の留保が必要であることにすぐに気づくだろう。

## おわりに

「政策課題」という言葉を使うと、どうしても特定の狭い範囲の問題に対応するための個

---

17 国立社会保障・人口問題研究所「人口問題研究資料第339号 日本の世帯数の将来推計（全国推計）2015（平成27）～2040（平成52）年 2018（平成30）年推計」より。

別の政策の課題が思い浮かべられるかもしれない。しかし本論文で強調したいのは、むしろある政策と、その他の要素、すなわち他の政策・制度体系や全体的な社会構造との関連性を理解することの重要性である。

雇用制度、公的セクターの規模、人口学的構成などが異なれば、当然女性の労働力参加の程度も異なってくるし、直接的に労働力参加を促す政策介入の効果にも違いが出てくる。日本の場合には、人口や社会経済の構造変化が女性の労働力参加を促してきたものの、雇用制度がそれを阻害してきた。人口も経済構造も、そして雇用制度も、直接に女性の労働力参加に影響を及ぼすことを意図して作られてきたものではないが、これ自体は複雑な脱工業化社会においてはしばしば不可避的に生じる矛盾である。より問題なのは、何らかの効果を及ぼすべく意図された政策が、社会認識の不足のために思うほど結果を生み出せない場合であろう。

日本の行政は、すでに男女雇用機会均等法、保育サービスの拡充、育児休業制度といった、女性の労働力参加の促進において核となる政策介入において、この認識不足を露呈してきた。今必要なのは、適切な社会及びその変化の認識に立脚した政策立案である。

#### 【参照文献】

- Esping-Andersen, G., 1996, *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economics*, London: Sage.(= 2003, 埋橋孝文(他)訳『転換期の福祉国家：グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部.)
- Esping-Andersen, G., 2009, *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles*, Cambridge: Polity Press. (= 2011, 大沢真理(他)訳『平等と効率の福祉革命：新しい女性の役割』岩波書店.)
- Koike, K., 1988, *Understanding Industrial Relations in Modern Japan*, St Martin's Press.
- 前田健太郎, 2014, 『市民を雇わない国家：日本が公務員の少ない国へと至った道』東京大学出版会.
- 宮本太郎, 2008, 『福祉政治』有斐閣.
- 水町勇一郎, 2019, 『「同一労働同一賃金」のすべて』有斐閣.
- 竹内麻貴, 2015, 「女性労働力参加の動態的理論枠組みに向けて：台湾を事例として」『立命館産業社会論集』51(2): 73-92.
- Tsutsui, J., 2019, *Work and Family in Japanese Society*, Springer.
- 筒井淳也, 2012, 「公的セクター雇用における女性労働とワーク・ライフ・バランス」『社会科学研究』64(1): 155-73.
- 筒井淳也, 2015, 『仕事と家族：日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中公新書.
- 山口一男, 2009, 『ワークライフバランス：実証と政策提言』日本経済新聞出版社.
- 山口慎太郎, 2019, 『「家族の幸せ」の経済学：データ分析でわかった結婚、出産、子育ての真実』光文社新書.

# 遺された者への支援と死者の尊厳

坂口 幸弘

はじめに .....	82
第1章 死別と悲嘆 .....	82
第1節 死別について	
第2節 悲嘆（グリーフ）について	
第3節 さまざまな死と悲嘆	
第2章 遺された者への支援 .....	88
第1節 遺族支援の基本	
第2節 地方公共団体と遺族支援	
第3章 死者の尊厳と生きた証 .....	95
第1節 死者の尊厳	
第2節 死者の生きた証	
第3節 生命のメッセージ展 in 神戸	
おわりに .....	105

## はじめに

現在の日本は、多くの人々が亡くなる「多死社会」を迎えつつある。厚生労働省の人口動態統計によると、年間死亡者数は2003年に100万人を超え、2018年は前年より2万人以上多い136万2470人で戦後最多を更新した。2015年の国勢調査の結果をもとに国立社会保障・人口問題研究所が算出した日本の将来推計人口によると、2024年には年間死亡者数は150万人を超え、2039年及び2040年に167万9000人でピークを迎えると予測されている。「多死社会」においては、亡き人の傍らで、その死を嘆き悲しむ人たちが多く存在することになる。すなわち多死社会は、「多死別社会」でもある。死別は決して特殊な出来事ではなく、誰もが当事者になりうる体験なのである。

そして、大切な人との最期の別れは、いつなるとき、どのようにやってくるのかはわからない。日本人の死因（2018年）で見れば、悪性新生物（がん）で亡くなる方が最も多く、次いで心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎と続く。一方で、犯罪被害や事故、災害、自殺などで、突然の予期せぬ死に直面する可能性もある。身近な人の死は、遺された者の心身や人生に計り知れない影響を及ぼしかねない。

遺された者には、亡き人の死を自分なりに悲しみ、悼む権利と、その後の生活や人生を自分らしく幸せに生きていく権利がある。にもかかわらず、実際には、悲嘆に暮れる遺族が、周囲の人の言動や心ない対応によって、さらに傷つけられることもある。遺族一人ひとりの悲しみが尊重され、彼らの権利が大切にされる環境を作らねばならない。

本稿では、犯罪被害や自殺を含めさまざまな死の状況や背景がある中で、遺された者の悲嘆をどのように理解し、支援していくべきかについて考えるとともに、死者の尊厳に関する考察を行い、死者の生きた証を伝承することの意義についても論じる。

## 第1章 死別と悲嘆

### 第1節 死別について

#### 1. 死別と遺族

「死別」(bereavement)とは、重要な他者を死によって亡くすという個人の客観的状況を意味する用語である。ここでいう重要な他者とは、主観的な評価によるものであり、その範囲は一概には決められない。「遺族」という言葉があるが、「死別した人＝遺族」では必ずしもない。「死者の後にのこった家族・親族」(広辞苑第7版)である「遺族」ではなくとも、故人と時間をともに過ごした友人や知人、恋人などもその死を悼み、深い悲しみに暮れる。支援を必要とするのは、いわゆる「遺族」ばかりとは限らない。したがって、本稿では、残された家族・親族に限らず、「死別」を経験した人を総称して「遺族」と捉えることとする。

なお、伴侶を亡くした男性は「寡夫」や「男やもめ」、女性は「寡婦」や「やもめ」と呼ばれ、女性の場合は「未亡人」という呼び名もある。この「未亡人」という言葉をそのままに受け取れば、「夫と共に死ぬべきなのにまだ生きている人」の意味で、日本の伝統的な性役割意識の表れと指摘されており<sup>1</sup>、決して適切な表現とはいえない。

## 2. 死別と健康リスク

死別に伴う通常の悲嘆は決して病的なものではないが、一方で、死別は新たな身体疾患や精神疾患につながるリスクを孕んでいる。たとえば、配偶者と死別した人々の場合、死別後1カ月には50%、2カ月後には25%、1年では16%、2年には14～16%にうつ病がみられると報告されている<sup>2</sup>。また、配偶者が健在な人に比べ、死別や離婚した人の脳卒中の発症率は、男女とも1.26倍高いとされている<sup>3</sup>。

「後を追うようになくなる」といわれるように、死別が死亡率を高める危険性もある。死別と死亡率との関係に関するコホート研究のメタ分析結果<sup>4</sup>によると、過去1年間に配偶者との死別を経験した人は、配偶者が健在の人に比べ、死亡率は男性で1.22倍、女性で1.03倍であることが示されている。特に65歳未満の若い年代や、死別から6カ月未満において死亡率が高いことも併せて報告されている。

加えて、死別と自殺リスクの関連性も示唆されている。平成30年版自殺対策白書では、配偶者との死別や離別を経験した人の自殺リスクが高いことが報告されている。人口10万人あたりの自殺者数である自殺死亡率は、60歳以上の男性でみると、有配偶者の場合には21.4人であるのに対して、死別者では51.0人と2倍以上高かった。北欧での大規模なコホート研究<sup>5</sup>によると、親と死別した子どもの死亡リスクは、親が健在な子どもに比べて1.5倍高く、特に親が自殺した場合、子どもが自殺で死亡するリスクは2.87倍高いことが示されている。

## 3. あいまいな喪失

水難事故や山岳遭難事故、自然災害などでの行方不明者の家族、誘拐が疑われる子どもの家族などは、大切な人の生死が不明という特殊な状況に置かれることになる。このような状況にある人は、不確実な状況が続くことに困惑し、無力感や抑うつ、不安などを示しがちであり、家族のメンバー間で意見の対立が生じることもある。こうした体験は、「あいまいな喪失」(ambiguous

- 1 Neimeyer, R., 鈴木剛子 (訳) 『〈大切なもの〉を失ったあなたに：喪失をのりこえるガイド』、春秋社、2006年
- 2 Zisook, S. 「緩和ケアにおける死別の理解とマネージメント」 Chochinov, & W. Breitbart (編)、内富庸介 (監訳) 『緩和医療における精神医学ハンドブック』、星和書店、2001年、347-362頁
- 3 Honjo K., et al. Marital transition and risk of stroke : How living arrangement and employment status modify associations. *Stroke* 47, 991—998, 2016
- 4 Moon J.R., et al. Widowhood and Mortality: A Meta-Analysis. *PLoS ONE* 6(8) e23465. doi:10.1371/journal.pone.0023465, 2011
- 5 Li J., et al. Mortality after Parental Death in Childhood: A Nationwide Cohort Study from Three Nordic Countries. *PLoS Med* 11(7), e1001679, 2014

loss)<sup>6</sup>と呼ばれ、身体的には不在であるが、心理的に存在していると認識されることにより経験される喪失と位置づけられる。

「あいまいな喪失」にはもう一つのタイプがあり、身体的には存在しているが、心理的に不在であると認識されることにより経験される喪失である。このタイプには、認知症や慢性の精神病患者の家族などが含まれる。重度の認知症患者の場合、肉体は存在しているが、あたかも人格が変わってしまったかのような言動が見られることがある。家族の顔すら覚えていないこともあり、家族にとって先の見えない大きなストレスとなりかねない。

福島第一原発事故による避難指示区域の住民も、後者のあいまいな喪失に直面しているといえる。住み慣れた故郷は確かに存在するものの、以前と同じではなく、戻ることもできない。このような不安定な状況は、避難者に深刻な苦悩や葛藤を長期間にわたってもたらすことになる。

## 第2節 悲嘆（グリーフ）について

### 1. 通常の悲嘆

「悲嘆（グリーフ）」(grief)は、「喪失に対する様々な心理的・身体的症状を含む、情動的（感情的）反応」<sup>7</sup>であり、心身症状を伴う「症候群」<sup>8</sup>とも言われる。悲嘆（グリーフ）には、悲しみや怒りなど特徴的な反応はいくつかあるが、絶対的な反応というものはない。悲嘆の表現には文化差も見られる。

“grief”の邦訳としては、今のところ「悲嘆」が一般的であるが、「悲嘆」の日本語としての意味は、「かなしみなげくこと」（広辞苑第7版）であり、“grief”の持つ症候群としての意味合いに比べ、かなり限定的である。したがって、「悲嘆」と訳すことで、“grief”の本来の意味が矮小化され、狭い意味で理解されることが懸念される。

死別によって経験される悲嘆は、一時的な反応であり、誰しも経験しうる正常な反応である。通常の悲嘆は、①悲しみ、怒り・いらだち、不安・恐怖、罪悪感、絶望、孤独感、喪失感などの感情的反応、②否認、非現実感、無力感、記憶力や集中力の低下などの認知的反応、③疲労、泣く、動揺・緊張、引きこもる、探索行動などの行動的反応、④食欲不振、睡眠障害、活力の喪失、免疫機能の低下などの生理的・身体的反応の4つに分類される<sup>9</sup>。悲嘆反応の種類や強さに関しては、個人差が非常に大きく、個人内においても時間とともに変化する。

悲嘆が軽減されるのに必要な時間は、人によって大きく異なり、一律に示すことはできない。また、時間の経過に伴い、悲嘆は必ずしも直線的に軽減していくのではなく、遺族の気持ちや感

6 Boss, P., 南山浩二（訳）『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」－あいまいな喪失－』、学文社、2005年

7 Stroebe, W., & Stroebe M. S. Bereavement and health. Cambridge, England: Cambridge University Press, 1987

8 Lindeman, E. Symptomatology and management of acute grief. American Journal of Psychiatry, 101, 141-148, 1944

9 坂口幸弘『悲嘆学入門－死別の悲しみを学ぶ』、昭和堂、2010年、27頁

情は波のように大きく揺れ動く。故人の命日や誕生日、結婚記念日などが近づくと、「記念日反応」(anniversary reaction、命日反応とも呼ばれる)がみられることもある<sup>10</sup>。これは、故人がまだ生きていた頃の記憶がよみがえり、気分の落ち込みなどの症状や反応が再現されるというものである。日本では四季がはっきりしているため、季節の情景とともに過去の記憶がありありと思い出されてくる傾向がある。

## 2. 公認されない悲嘆

本人が重大な喪失と受け止め、精神的苦痛を抱えているにもかかわらず、その深刻さが周囲からは理解されない、あるいは喪失を経験していること自体が認識されないことがある。このような喪失体験は、「公認されない悲嘆」(disenfranchised grief)と呼ばれる<sup>11</sup>。公認されない悲嘆は、①認められない関係(恋人、同性愛のパートナー、友人、隣人、里親、同僚、以前の配偶者や恋人、病院や介護施設の同室者など)、②認められない喪失(妊娠中絶や流産・死産、ペットの死など)、③排除された悲嘆者(幼い子ども、認知症の高齢者、精神疾患患者や知的障害者など)、④死の状況(自殺やエイズによる死など)、⑤悲嘆の表し方(それぞれの社会や文化における暗黙の規範から外れる場合)に分類される。ペットの死は、公認されない喪失と捉えられてきたが、近年ではペッロスと呼ばれ、その重大性が認知されつつある。

公認されない悲嘆の場合、当事者は孤立し、サポートを得にくいいため、精神的苦悩が長期化する危険性がある。他者の喪失の軽重をみずからの物差しで測るのではなく、その喪失が本人にとってどれほど重大であるのかが理解される必要がある。

## 3. 複雑性悲嘆

通常の悲嘆に対して、症状の持続期間と強度が通常範囲を超え、社会的、職業的、他の重要な領域において深刻な機能の悪化が生じている場合は、「複雑性悲嘆」(complicated grief)と呼ばれる。うつ病やPTSDなどの精神疾患と併存することも多いが、独立した病態である可能性が示唆されている。例えば、複雑性悲嘆とうつ病の違いに関して、うつ症状には、精神運動の遅滞や自尊心の低下などが含まれるのに対し、複雑性悲嘆に特徴的な症状は、思慕、死に対する不信、故人なしでは人生は空虚であり満たされないという感覚などと報告されている<sup>12</sup>。また、睡眠時の脳波を指標とした研究<sup>13</sup>や、機能的磁気共鳴画像装置(fMRI)を用いた研

10 前掲書9、33頁

11 Doka, K. J. Disenfranchised grief in historical and cultural perspective. In M. S. Stroebe, R. O. Hansson, H. Schut, & W. Stroebe (Eds.), *Handbook of bereavement research and practice: Advances in theory and intervention* (pp. 223-240). Washington, DC: American Psychological Association, 2008

12 Prigerson H. G., et al., A case for inclusion of prolonged grief disorder in DSM- V . In Stroebe MS, Hansson RO, Schut H, et al. (Eds.): *Handbook of bereavement research and practice: Advances in theory and intervention* (pp. 165-186). American Psychological Association, Washington, DC, 2008

13 McDermott O. D., et al.: Sleep in the wake of complicated grief symptoms: An exploratory study. *Biological Psychiatry*, 41, 710-716, 1997

究<sup>14</sup>においても、複雑性悲嘆とうつ病との違いが見出されている。さらに、治療に関しても、複雑性悲嘆に対する抗うつ薬の治療効果を疑問視する声もある<sup>15</sup>。

一般人口での有病率はおよそ2.4%～4.8%とされるが、故人との続柄や死の状況などによって大きく変動する。交通事故被害者遺族（一部殺人事件被害者遺族を含む）を対象とした研究<sup>16</sup>では、有病率は32.7%と報告されている。複雑性悲嘆につながる危険因子については、突然の予期しない死別、自殺や犯罪被害による死別、同時または連続した喪失、遺体の著しい損傷などを含む「死の状況」や、子どもとの死別など故人との間に深い愛着関係がある場合や、過度に依存的な故人との関係などの「故人との関係性」、過去の未解決の喪失体験や精神疾患歴など「遺族本人の特性」、経済的な困窮、サポート・ネットワークの不足、訴訟や法的措置の発生などの社会的要因が指摘されている<sup>17</sup>。他方、複雑性悲嘆がもたらす有害な影響として、高血圧、がん、心疾患との関連性や、自殺念慮や自殺企図、免疫機能の低下などとの関係性が示されている<sup>18</sup>。

これまで複雑性悲嘆は精神疾患とは認められていなかったが、世界保健機関（WHO）が約30年ぶりに改訂したICD-11（国際疾病分類の第11回改訂版、2018年発表）では、「遷延性悲嘆症（仮称）」という疾患名が冠され、新たな精神疾患としてストレス関連障害の一つに位置づけられることとなった。

### 第3節 さまざまな死と悲嘆

#### 1. 予期せぬ死

突然の予期せぬ死には、心疾患や脳血管疾患などによる内因死や、不慮の事故、自殺、他殺などによる外因死があり、その場合、遺族は大きな衝撃や強い悲嘆を経験しがちである。特に、人為的行為による事故や犯罪被害、自然災害による死は、予期せぬ死であると同時に、暴力的で理不尽な死であり、悲嘆が複雑化する危険性が高い。多くの場合、遺体の損傷が見られ、特に大規模事故などでは全身が揃っていないことがあり、複数の家族を同時に亡くす可能性もある。海難事故や自然災害においては、遺体が長期間発見されないこともある。また長期化する裁判や補償問題は、人為的事故や犯罪による死の場合には、しばしば遺族の大きな負担となる。自然

14 O'Connor M. F., et al.: Craving live? Enduring grief activates brain's reward center. *Neuroimage*, 42, 969-972, 2008

15 Reynolds C. F., et al.: Treatment of bereavement-related major depressive episodes in later life: A controlled study of acute and continuation treatment with nortriptyline and interpersonal psychotherapy. *American Journal of Psychiatry*, 156, 202-208, 1999

16 白井明美・木村弓子・小西聖子「外傷的死別における PTSD」『トラウマティック・ストレス』3(2), 181-187, 2005

17 瀬藤乃理子・村上典子・丸山総一郎「死別後の病的悲嘆に関する欧米の見解：病的悲嘆とは何か?」『精神医学』, 47(3), 242-250, 2005

18 前掲書 12

災害では、家族以外に、家や財産などを同時に失うこともあり、このような重複する喪失は、遺族に深刻なダメージを与えかねない。

被害者遺族の場合、「二次被害」に苦しめられることもある。二次被害とは、犯罪や災害による直接被害である一次被害に対し、「ある被害を原因として新たに生じるさまざまな被害を言い、その際、一次被害との間に何らかの因果関係がなければならない」<sup>19</sup>とされる。被害者支援都民センターが犯罪被害者遺族を対象に実施した調査によると<sup>20</sup>、回答者 110 名のうち 87%が二次被害の経験があると回答した。マスコミによる報道被害を含め、警察や検察、弁護士、医療者、近所の人や親戚など周囲からの配慮に欠ける言動や、いわれなき偏見や非難によって、遺族はさらに傷つけられ、孤立感を強めることになりかねない。

罪悪感によく見られる悲嘆反応の一つであるが、家族が同時に被害に遭い、自分だけが生還した場合や、あるいは子どもや孫の死の場合に、自分がこの世に生きていること自体が何か悪いことのように感じることもある。このような罪の意識は、「生存者罪悪感」(survivor guilt)<sup>21</sup>と呼ばれ、人知れず苦しんでいる人も多いかもしれない。

## 2. 自死遺族の悲嘆

自殺による死別に対する特徴的な反応の一つは罪責感であり、自殺を防ぐことができなかったことへの自責の念や無力感が強くみられる<sup>22</sup>。自殺を食い止められなかった専門家や関係者に対する憤りや恨みの感情もある。また自殺の場合、遺族は自分が故人から拒絶された気持ちが強いと報告されており<sup>23</sup>、そのような拒絶感に伴って故人に対する怒りが表出される場合もある。

遺族のなかには不安や恐怖を感じる人もいる。不安の一つは、自身の自殺衝動への恐れであり、自分も同じ運命を辿るのではないかと感じることもある。他の大切な人たちも自分を置いて先に死んでしまうのではないかという不安もある。死に対する恐怖感が強く、暗い場所が怖い、鏡が怖い、目をつぶるのが怖い、一人でいるのが怖いなどの状態が続くこともある<sup>24</sup>。自殺の第一発見者となった遺族の場合には、あまりの衝撃的体験ゆえに、その光景が頭を離れない、フラッシュバックのように突然思い出す、悪夢にうなされることも起こりがちである。

現在の日本では自殺者やその遺族に対して、恥や汚名を浴びせ、負の烙印を押す風潮が依然として残っており、遺族みずからもこのような社会的態度を内面化し、恥辱感を抱くかもしれない。自殺を恥ずべきものと捉え、周囲に事実を伏せている遺族も少なくない。また周囲の人も、自殺の

19 諸澤英道『被害者学』、成文堂、2016年、216頁

20 [http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien\\_result20070719\\_full.pdf](http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien_result20070719_full.pdf) (2019.12.3)

21 池埜聡「生存者罪悪感 (survivor guilt) の概念的枠組みとソーシャルワーク実践の課題：ソーシャルワークにおけるトラウマ・アプローチに関する一考察」『社会福祉学』, 42(2), 54-65, 2002

22 Cleiren, M. P. H. D. Bereavement and adaptation: A comparative study of the aftermath of death. Washington, DC: Hemisphere, 1993

23 Harwood, D., et al. The grief experiences and needs of bereaved relatives and friends of older people dying through suicide: A descriptive and case-control study. *Journal of Affective Disorders*, 72(2), 185-194, 2002

24 高橋祥友・福岡詳(編)『自殺のポストベンション—遺された人々への心のケア』、医学書院、2004年

事実にはあえて触れないようにしたり、遺族に会うこと自体を避けたりすることもある。そのような場合、自死遺族は、周囲からサポートが得られず、孤立感や疎外感を募らせかねない。

### 3. 子どもの悲嘆

身近な人の死に直面したとき、泣きじゃくる子どもがいる一方で、まったく泣かずに、まるで何事もなかったかのようにいつも通りの行動や遊びをする子どももいる。一見すると元気そうに見えても、まわりの大人が思っている以上に子どもは大きな精神的ダメージを受けていて、影響が長期に及ぶ場合もある。

子どもの主な悲嘆反応の一つは不安であり、不安を強く感じ、夜、寝つけなかったり、悪夢にうなされたりすることがある。自分にも同じことが起こり死ぬのではないか、他の家族もいなくなってしまうのではないかという不安を抱くこともある。これからの生活を心配する子どももいる。罪悪感がみられることもあり、死の原因の一端が自分にあると思ひ込み、罪の意識を強く感じることもある。大人には不合理な考えに思えたとしても、本人にとっては長きにわたる心の重荷となるかもしれない。

子どもの場合、悲嘆が言葉で表現されるのではなく、頭痛や腹痛、微熱、食欲不振、不眠などの身体症状、落ち着きのない態度や攻撃的な行動、非行、不登校や学習上の問題としてあらわれることがある。また、周囲の心配を感じ取って妹や弟の世話を積極的に行ったり、親を心理的あるいは物理的に助けて安心させたりして、表面上は問題なさそうに見えても、心の中では必死に踏ん張っていて、やがて人間関係や身体に悪影響が表れることがある子どももいる<sup>25</sup>。

幼少期の親との死別体験が、成人期以降の精神的問題や、心疾患などのストレス関連の病気につながる可能性もある。こうした長期的な影響には、死別当時の年齢、死別後のストレスフルな出来事、遺された親の精神的問題、遺された親との関係性などの要因が介在しており、特に親の共感的な態度など死別後の家族環境が大きく関係すると考えられている<sup>26</sup>。

## 第2章 遺された者への支援

### 第1節 遺族支援の基本

#### 1. 遺族支援の目的

悲嘆に直面している遺族への援助や支援は、日本ではグリーフケアとも呼ばれている。現在のと

25 石井千賀子「遺された家族へのケア」 日下忠文・斎藤友紀雄（編）『現代のエスプリ 455 自殺と未遂、そして遺された人たち』、至文堂、2005年、87-97頁

26 Luecken, L. J. Long-term consequences of parental death in childhood: psychological and physiological manifestations. In M. S. Stroebe, R. O. Hansson, H. Schut, & W. Stroebe (Eds.), Handbook of bereavement research and practice: Advances in theory and intervention (pp. 397-416). Washington, DC: American Psychological Association, 2008

ころ、グリーフサポート、遺族ケア、ビリーブメントケアといった用語も、同義的に用いられている。これらの用語に関する厳密な定義は必ずしも定まっていないが、死別後の心理的な過程を促進するとともに、死別に伴う諸々の負担や困難を軽減するために行われる包括的な支援と捉えることができる<sup>27</sup>。死別による悲嘆は基本的に正常な反応であるものの、ときに複雑性悲嘆や、精神疾患や身体疾患への罹患、自殺、死亡につながる危険性を孕んでいることは、既に述べた通りである。このようなリスクの低減を図るため、元の正常な心身の機能を回復させることが支援の目標となる。また、現実生活の困難や今後の人生設計など、故人亡き後の生活や人生をどう立て直していくかという課題にも遺族は直面する。必要に応じて、生活上の困難に対する問題解決的な支援も求められる。遺族の抱えるニーズやリスクは多様であり、すべての遺族に同様の支援が必要なわけではない。遺族のニーズやリスクに応じた多層的な支援が望まれる。

## 2. 遺族支援の分類

遺族支援は狭義と広義に分けて考えることができる<sup>28</sup>。狭義の遺族支援とは、故人の死後、遺族への支援や援助を意図した個人あるいは集団による態度や行動、活動のことである。一方、広義の遺族支援とは、遺族への直接的、意図的な支援・援助だけではなく、故人の死の前後を問わず、結果として遺族の適応過程にとって何らかの助けになる行いのことを意味している。たとえば、最期に故人との良い時間を過ごせたことや、故人らしい葬式を挙げられたことなどが、これに該当する。

狭義の遺族支援は、提供される援助の内容に基づき、①情緒的サポート、②道具的サポート、③情動的サポート、④治療的介入に分類される<sup>29</sup>。情緒的サポートとは、いわゆる心のケアのことであり、遺族の想いや気持ちに寄り添うことが求められる。この情緒的サポートが遺族支援において重要であることは言うまでもないが、一方で、遺族が支援を必要とするのは情緒的な側面ばかりではない。家事や育児、経済的問題、法律問題など、目の前の現実的な困難に直面して戸惑い、苦勞している人もいる。そのような人に対しては、問題の解決を手助けする直接的かつ具体的な支援、いわゆる道具的サポートも必要となる。

情動的サポートとは、悲嘆反応や対処方法などについての知識を提供することや、法律相談窓口や当事者団体など遺族のニーズに対応可能なサービスを提供している公的機関や民間組織など、社会資源に関する情報を提供することなどである。遺族にとって有益な知識や情報を提供することで、安心感や悲しみに向き合うヒントが得られたり、必要なサービスの利用が促されたりすることが期待される。

治療的介入とは、精神科医やカウンセラーなどによる専門的な治療のことである。正常反応である通常の悲嘆に対して、ときに複雑性悲嘆やうつ病、外傷後ストレス障害、不安障害、物質関

27 坂口幸弘『死別の悲しみに向き合うーグリーフケアとは何か』、講談社現代新書、2012年

28 坂口幸弘「グリーフケアの考え方をめぐって」『緩和ケア』15(4)、276-279、2005

29 前掲書 28

連障害など精神保健上の疾患が独立して、あるいは合併して生じることがあり、その場合は支持的な精神療法や薬物療法を含む精神科的治療が必要となる。

### 3. 支援者に求められること

#### 1) 相手の思いを尊重する姿勢

遺族に接するうえで最も基本となることは、相手の思いを尊重し、その思いにそっと寄り添う姿勢である。当事者の気持ちというのはやはりその人にしかわからない。「お気持ちはよくわかります」など安易に同調する言葉は、かえって遺族の不信感を招くこともある。一人として同じ体験はなく、一人ひとりの遺族の苦しみや思いに何とか近づこうとする謙虚な態度が支援者には求められる。遺族がみずからの体験を話される際には、その言葉にじっくりと耳を傾けることが大切である。他方、本人が話したくないのであれば、無理に当時の状況や気持ちを聞き出すのは避けるべきである。怒りや罪悪感などの感情のなかには、不合理なものが含まれていることもあるが、そのままに話を聴く姿勢が求められる。客観的な事実が何であるかよりも、遺族がそれをどのように捉え、どう感じているかがまずは重要である。

#### 2) さらに傷つけないこと

支援者や周囲の人が最も留意すべきことは、遺族をさらに傷つけないことである。無自覚のままに、配慮に欠ける言動によって、遺族に不快な思いをさせていることが少なくないという事実を重く受け止める必要がある。

言葉や態度の適否を一律に定めることは難しいが、個人的な興味による問いかけや、その場しのぎの表面的な励ましではなく、言葉や態度を通じて、相手を思いやる自身の気持ちが遺族に伝わる大切である。自分を気にかけてくれる人の存在は心強く、一歩ずつ前に進む勇気につながるであろう。「あきらめるしか仕方がない」「今を生きるしかない」といった現実を突きつける言葉は正論ではあるが、死の現実を頭では分かったうえでなお、気持ちの面でなかなか受け容れられない遺族には役に立たないかもしれない。

#### 3) 長期的な支援

悲嘆に必要な時間は人それぞれであり、周囲の人が想像するよりも、悲嘆は深く、長く続くことも多い。「いつまでも泣いていても仕方がない」「あなたがしっかりしないと」といった言葉は、遺族に無用の心理的負荷をかけることにもなりかねない。元気そうに見えても、何かのきっかけで悲しみが再び強くなり、ひどく落ち込むこともある。また、同じような言葉や働きかけであっても、遺族の心理状態によって受け入れられることもあれば、拒絶されることもある。死別後まもなくの時期だけでなく、長い目で見守ることも大切である。

#### 4) 関係機関との連携

情緒的な支援だけでなく、公的機関や民間組織などの社会資源と連携し、相続問題や遺品整理など遺族が直面している課題の解決を手助けする道具的あるいは情動的な支援も求められる。また、死別に伴う健康リスクも懸念され、ときに医療機関等との連携も必要となる。治療の専門

家ではない支援者には、遺族の悲嘆の状況をモニタリングして、状態に応じて医療機関等につながる役割が期待される。特に自殺の危険性を少しでも感じた場合は、一人だけで対応しようとせず、周囲の人と連携を図り、専門機関にも相談することが望ましい。

#### 5) 自分自身に対するセルフケア

深刻な悲嘆を抱えた人に接することは、ときに大きな精神的疲労をもたらす。遺族のやり場のない悲しみが、怒りや不満の感情となってぶつけられたりすることもある。相手の感情に巻きこまれ、気持ちが大きく揺さぶられるかもしれない。遺族を支えるにあたっては、それに伴う精神的な負担を十分に認識し、自身の心と体に対するセルフケアも必要である。支える側も同じ人間であり、ときに支えられる必要がある。遺族への対応を、自分一人で背負い込まないことが大切である。

## 第 2 節 地方公共団体と遺族支援

### 1. 犯罪被害者遺族への支援

2004 年 12 月に成立した犯罪被害者等基本法では、「犯罪等により害を被った者、及びその家族や遺族」を含む「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（第三条）と示されている。そして、国及び地方公共団体は、「犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策」を総合的に策定し、実施する責務を有することが明記されている（第四条、第五条）。第1次及び第2次犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られ、被害者参加制度も導入された。地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備が促進され、都道府県および市区町村において総合的対応窓口が整備された。2016 年 4 月の第 3 次基本計画では、性犯罪や児童虐待など、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援や、兄弟姉妹が被害に遭った子どもに対する適切な支援に加え、犯罪被害者等を中長期的に支援するための地方公共団体や民間団体による継ぎ目のない支援体制の整備も記載されている。

このように犯罪被害者等施策は着実に進展しつつあるが、犯罪被害者遺族に関していえば、実際にはあまり活用されていないとの指摘もあり<sup>30</sup>、遺族のアクセシビリティを高める必要がある。犯罪被害者遺族には、警察と検察、全国被害者支援ネットワークが関わるが、相互の連携が不十分であり<sup>31</sup>、行政職員によるコーディネートが期待されている。

30 川野健治・他『平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金「外因死の背景要因とその遺族への心のケアに関する研究」分担研究報告書「遺族への心のケアに関する研修プログラムの開発」』、2017 年、5-9 頁

31 前掲書 30

## 2. 自死遺族支援

2006年に施行された自殺対策基本法では、第一章第一条の目的規定において「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」が掲げられ、自殺防止とともに、自死遺族等への支援も、国及び地方公共団体の責務として明示されている。2017年に閣議決定された自殺総合対策大綱、すなわち政府が推進すべき自殺対策の指針では、自殺総合対策における当面の重点施策の一つとして、「遺された人への支援を充実すること」が謳われている。求められる具体的な取り組みは表1のとおりである。

「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」<sup>32</sup>によると、自死遺族等支援における公的機関の役割として、全国どこにいても自死遺族等が必要な情報や支援を得られるように、地域における体制の整備が求められている。具体的には、当事者同士が体験を共有し、支え合う場である「わかち合いの会」の開催や、自助グループの支援や遺族等からの相談、遺族等への情報提供としてのリーフレットやウェブサイトの作成等の啓発などが挙げられる。また遺族等に必要情報をより早く届けるために、警察や消防等の公的機関との連携・調整も必要に応じて都道府県が行うことも期待されている。「わかち合いの会」などの開催は、民間団体が市町村と連携して、市町村の事業として実施しているところも多くある。人口規模が小さい市町村では単独開催が困難であることや、地元では参加しにくいという遺族の声もあるため、近隣の市町村と共同開催とすることも考えられる。

都道府県及び政令指定都市の自殺対策主管課を対象とした調査報告<sup>33</sup>によると、自死遺族支援事業メニューで、最も多かったのは「電話相談」で80.9%（うち直営68.1%、委託・補助12.8%）、次いで「わかち合いの会」が83.0%（うち直営51.1%、委託・補助31.9%）であり、以下、「対面相談」（76.6%）、「支援者向け研修会」（63.8%）、「住民向け研修会」（46.8%）であった。「わかち合いの会」の運営上の課題としては、メンバーの少なさや固定化、参加しなくなったメンバーへの対応などが挙げられている。

32 自殺総合対策推進センター <https://www.mhlw.go.jp/content/000510925.pdf> 〈2019.12.3〉

33 原見美帆・坂口幸弘・白川教人「全国都道府県・政令指定都市における自死遺族支援事業の実態調査報告」『自殺予防と危機介入』39(1), 118-123, 2019

表1 自殺総合対策における当面の重点施策―「遺された人への支援を充実する」

<p>(1)遺族の自助グループ等の運営支援</p> <p>地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。</p>
<p>(2)学校、職場等での事後対応の促進</p> <p>学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。</p>
<p>(3)遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</p> <p>遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、自殺総合対策推進センターを中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会が多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的問題も含め検討する。</p>
<p>(4)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。</p>
<p>(5)遺児等への支援</p> <p>地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会が多い学校の教職員を中心に、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。</p>

出所：自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～  
 (平成 29 年 7 月 25 日閣議決定)

### 3. 豊中市保健所のグリーフケア事業

地方公共団体では、被害者遺族や自死遺族への相談支援体制は整備されつつあるものの、死別全般への取り組みは少ない。豊中市保健所では、うつ病・自殺対策として、対象者を特定の遺族に限定しないグリーフケア事業を 2012 年度より開始した。豊中市は、大阪府にある人口約 40 万人の中核市であり、2018 年の年間の出生数は 3,514 人、死亡数は 3,623 人である。2012 年 4 月の中核市への移行に伴い、豊中市保健所が設置され、グリーフケア事業は精神保健係が

担当している。豊中市保健所の主なグリーフケア事業は、①講演会、②わかちあいの会、③リーフレットによる啓発活動である。

講演会は、死別による悲嘆と必要な対処方法について正しい知識を普及することで、うつ病や自殺等の発生リスクの低減につなげることを目的に、2012年度から年1回開催（2016年度からはミニ講座も年1回実施）開催している。開催時には、出張図書館による関連図書の貸し出しも行っている。開催にあたっては、市の広報誌やHP、Twitter、関係機関へのチラシの配布、駅でのポスター掲示などを通じて、市民に周知している。

わかちあいの会は、大切な人を亡くした人同士が体験を共有しともに支えあうことでエンパワメントを図り、うつ病や自殺等の発生を予防することを目的としている。会では、人数に応じてグループ分けし、保健所職員等が各グループのファシリテーターを務めている。最近では会の前後に、ミニ講話やミニコンサートといったプログラムも試行的に実施している。

遺族向けのリーフレット「大切な人を亡くしたとき～グリーフ（悲嘆）って何だろう？～」は、グリーフへの理解とグリーフケア事業への参加を促すためのツールとして活用することを目的に、豊中市保健所の発行物として作成された。当該リーフレットは、関西学院大学坂口研究室の監修のもと、A4・3つ折り両面カラー印刷で、①表紙、②リーフレットについて、③さまざまなグリーフ（悲嘆）、④グリーフ（悲嘆）を経験したときに役に立つこと、⑤わかちあいの会について、⑥保健所相談窓口の計6ページによって構成されている。2016年9月から市民課戸籍係において、豊中市市民の死亡届提出時に手渡しにて全員に配付している。加えて、市役所の保健・福祉関係窓口、市立病院や市内医療機関、地域包括支援センター、図書館、公民館等にリーフレットの設置を依頼した。リーフレットに関連する事例として、「死亡直後は葬儀や各種手続きで忙しく、後日落ち着いた時にリーフレットを見返して保健所に連絡をした事例」や、「市内心療内科の医師より診察時にリーフレットを受け取り、保健所の相談を希望してつながった事例」などがみられた。

身近な公的機関である保健所がグリーフケア事業を実施することの利点は、支援を必要としている多様な人が安心して利用できることである。市の広報誌や行政窓口でのリーフレットの配付、関係機関との連携を通じて、潜在的なケアのニーズをもつ方々のアクセシビリティを高めることができている点も長所である。加えて、当該事業を通じて把握したうつ病等のハイリスク者に対して継続的な支援ができることの意義も大きいといえる。

以上のような豊中市保健所による取り組みは、地方公共団体によるグリーフケア事業の新たな形を提案するものである。地域における遺族支援の担い手として、保健所は大きな役割を果たすことができると期待される。

## 第3章 死者の尊厳と生きた証

### 第1節 死者の尊厳

#### 1. 死者の人権と尊厳

人権とは、人間が人間らしく生きていくための権利と言われるように、今、生きている人間を前提としている。それゆえ、少なくとも生きている人間と同等の権利は、死者には認められないと考えられている。たとえば、「個人情報保護法」の対象は、生存する個人の情報であり、基本的に死者の個人情報は保護対象に含まれていない。犯罪等で死亡した被害者の実名や顔写真などの個人情報を報道することに対する批判があるが、死者の人権の保護というよりも、遺族感情への配慮という観点から論じられている。とはいえ、殺人事件や事故の加害者の人権は守られるのに対して、亡くなった被害者には守られるべき人権そのものが無いことに理不尽さを覚える人は少なくないはずである。

死者に対して「人権」は認められないとしても、死者の尊厳は守らなければならないと多くの人は考えているであろう。死者を誹謗中傷したり、死者の名誉を傷つけたりすることは、死者の尊厳を損なう行為であり、あってはならないことと一般的に認識されている。例外はあるとしても、死者の生前の言行を非難するなどの「死者に鞭打つようなこと」を慎むべきとの考えも広く浸透しているように思われる。それゆえ、死者に対する配慮に欠ける行いは、みずからの社会的評価を低めることにもなりかねない。

そして、死者の尊厳を傷つけることは、遺族や関係者に多大な心理的苦痛を与え、いわゆる「二次被害」を与えることにつながる。司法解剖を終えた乳児の遺体の頭部にレジ袋をかぶせられ、両親が精神的苦痛を受けたとして、神戸市の葬儀会社を相手に訴訟を起こした事例もある。遺体の扱いに関しては、単なる物質的存在、すなわち「モノ」として扱うのではなく、遺族にとって大切な特定の人という人格を持った存在として関わらなければならない。死体解剖保存法においても、第20条で「死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない」と定めている。遺体に接する際には、遺体の上をまたがないことや、肌を露出させないことなどの配慮が求められる。

また、事故や災害などにより損傷した遺体や、長い闘病生活や薬の副作用でやつれてしまった姿の遺体をきれいに整え、健康だった生前の姿に近づけることも死者の尊厳を守ることになるであろう。遺体に防腐・殺菌・修復・化粧を施し、生前の姿に近づける技術である「エンバーミング」は日本ではまだ馴染みが薄いですが、2018年の処置件数は5万件余りであり、年々増えつつある。エンバーミングは感染症予防にも有効であり、遺族が故人とのより良い別れの時間を持つことにつながるかもしれない。

## 2. 死者は「生きている」

死者の肉体は死によって失われるが、遺された者にとって大切な人の存在が完全に無に帰するわけではない。無論、生前とまったく同じ存在ではないが、眼前に姿が見えなくとも、その人の存在のすべてが消え去ってしまうのではなく、そこにあり続けることができる。遺族にとっては、物質的には不在であっても、故人の存在を身近に感じたり、温かく見守ってくれていると思えたりすることもある。何か困ったことがあると、故人ならどうするだろうと考えたり、どのように生きたら故人が喜んでくれるのかと想像したりする遺族もいる。多くの遺族は故人のことを忘れて、新たな人生を歩み始めるのではなく、故人とともに生きている。

社会学的視座に立てば、故人の存在が、生きている他者の経験や活動のなかで社会的存在として存在しつづけている場合、その故人は社会的に生きているといえる<sup>34</sup>。「人は二度死ぬ」といわれるように、生物学的には死んでいても、死者が社会的存在として、人々の記憶から失われなにかぎり、死者は「生きている」と考えることができる。そして、社会的存在としての終焉を迎えたとき、人は生物学的にも、社会的にも死に至るのである。

宗教哲学者の佐藤啓介は、死者を非存在ではなく、生者同様の象徴的実在を有するものと見なすことで、遺族や自分自身のためだけではなく、死者自身のために敬意を払われなければならないと論じている<sup>35</sup>。死者が私たちの記憶や語りの中で生き生きと存在する限りにおいて、誹謗等によって死者は害を被りうるのである。たとえ、死者が直接的には心理的苦痛を感じることはないとしても、生者と同様に配慮される必要がある。佐藤の指摘に従えば、私たちが死者の尊厳を守らなければならないのは、死者自身が敬意を払われることに値するからである。

## 第2節 死者の生きた証

### 1. 生きた証を残す

みずからの死を強く意識したとき、これまで生きてきた証を何らかの形で残したいと思う人もいるだろう。自身の生きた証として何かを伝え、残すことで、生者の記憶の中で生き続けると思えることは、死にゆく者にとっての救いとなりうる。一方で、生きた証を残すことを意識するのは、死を迎えつつある本人だけではない。故人の生きた証を残したいとの強い思いが、遺族のあいだでしばしばみられる。たとえば、故人の思い出の詰まった遺品の整理を逡巡する遺族の声はよく聞かれる。形ある故人の存在ともいえる遺骨を自宅で保管し、納骨せぬままの遺族も珍しくはない。死産で子どもを亡くした母親を対象とした調査<sup>36</sup>では、子どもから直接取った手形・足形、髪の毛、爪、写真など、子どもが確かに生きていた証を残すことを切望していたと報告されている。亡き人の生

34 澤井敦『死と死別の社会学—社会理論からの接近』青弓社、2005年

35 佐藤啓介「〈死者の尊厳〉の根拠—下からの死者倫理の試み」『宗教哲学研究』36, 29-43, 2019

36 太田尚子「死産で子どもを亡くした母親たちの視点から見たケア・ニーズ」『日本助産学会誌』20(1), 16-25, 2006

きた証を心のよりどころにして、姿形はなくとも、故人とともに生きている遺族は少なくないと思われる。

## 2. 死者の生きた証の伝承

死者の生きた証を個人的に残すだけでなく、故人の人生の歩みや思いを他者に語ること、故人にまつわる手記の作成、故人にゆかりの場所や物の保存・公開などの取り組みも遺族や関係者によって行われている。このような故人の存在や遺志、生きてきた人生を、有形無形を問わず、他者や社会に伝え継ぐ活動、いわゆる死者の生きた証を伝承する活動<sup>37</sup>は、表2のように分類される。

こうした活動に取り組む遺族は、人為的事故や犯罪被害、自然災害による死や、自殺、子どもの死などを経験した人が多いように思われる。死者の生きた証の伝承は、受け入れがたい死に対する一つの向き合い方であり、遺族にとっての意義は、故人の存在を自分にとってだけでなく、社会の中でも生かし続けることにあると考えられる<sup>38</sup>。加えて、活動を通して、社会が良い方向に変わるのならば、故人の死に社会的な意味を持たせることができる。故人の死を無駄にしないことが、結果として故人の平安につながると信じている遺族も多い。さらに、これらの活動は、遺族同士が出会い、体験や思いを共有し、ともに支え合う機会にもなっている。このような生きた証を伝承する活動を支えることも遺族支援の一つのあり方であるといえる。

---

37 坂口幸弘「亡き人の生きた証の伝承」『親鸞仏教センター論考集 Anjali』35, 26-29, 2018

38 前掲書 37

表2 死者の生きた証を伝承する活動の分類

(1)アート展・パネル展	故人自身の遺品・思い出の品・写真・オブジェなどの展示・公開
(2)写真展・作品展・絵画展	故人の遺した写真・作品・絵画や、故人の思いを残された人の手で形にした作品や絵画などの展示・公開
(3)いのちの授業での講話	小学校・中学校・高等学校・大学などの教育機関における授業での講話
(4)講演活動・語り部	戦争や震災の語り部などによる講演活動
(5)手記や絵本の作成・音楽の制作	故人にまつわる手記・絵本・音楽などの作成・制作
(6)植樹・慰霊碑建立	事件・事故・災害の現場などにおける植樹や慰霊碑の建立
(7)場所や物の保存	故人にゆかりの場所や物の保存・公開
(8)追悼行事	家族・親族以外の他者とともに行う追悼行事
(9)インターネットによる発信	故人にまつわるホームページの作成、ブログ・フェイスブックなどでの発信
(10)遺志の継承	故人がしていたことやしたかったことを、生きた証の伝承を意図して代わりに実現させる取り組み

### 3. 死者の生きた証の共有

死者の生きた証を残し、伝承することは、遺された者と死者との対話のプロセスである<sup>39</sup>。死者の思いや生き方を問うことを通じて、遺族は有形無形の生きた証を探求していく。こうしたプロセスを通じた故人との交わりが、遺族がその後の人生を歩んでいくうえでの原動力となりうる。

そして、遺族や関係者によって受け継がれる死者の生きた証、死者の声なき声は「いかに生きるべきか」を私たちに静かに問いかける。凄惨な事件や事故、戦争や災害など、忌まわしい出来事の風化がしばしば問題視されるが、そこにある個々の死者や遺族の存在を忘れてはならない。死者の生きた証や、それを伝承する遺族の思いを、社会においてどのように受けとめ、共有できるかが、今を生きる私たちに問われている<sup>40</sup>。

39 前掲書 37

40 前掲書 37

死者の生きた証を社会のなかで共有するためには、各人が遺族の思いに耳を傾け、社会的存在として生きている死者と向き合うことが大切である。彼らとの対話を通して、当たり前のように過ごしている時間の尊さや、かけがえのない人の存在を強く意識させられる。遺族の思いに心を寄せ、死者の生きた証を共有できる社会こそ、生きている一人ひとりのいのちを大切にできる社会であろう。

### 第3節 <sup>いのち</sup>生命のメッセージ展 in 神戸

#### 1. <sup>いのち</sup>生命のメッセージ展の活動

死者の生きた証を伝承する活動の一つに、「<sup>いのち</sup>生命のメッセージ展」がある。この催しは、犯罪・事故・いじめ・医療過誤・一気飲ませなどによって理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展であり、犠牲者一人ひとりの生きた証の象徴としての等身大の人型パネルと、足元には遺品の「靴」を展示している。人型パネルの胸元には本人の写真と、一人ひとりの素顔や遺された家族の綴ったメッセージが添えられている。理不尽な死の現実を伝え、多くの人々にいのちの重さを考えてもらうため、特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」<sup>41</sup>が全国各地にて開催している。<sup>いのち</sup>生命のメッセージ展では、犠牲者たちのことを、いのちの大切さを伝える「メッセンジャー」と呼び、無念にも亡くなり、生きたくても生きることでできなかったメッセンジャーたちの想いを伝え、「加害者も被害者も生まない、生命が守られる社会」の実現を目標としている。

#### 2. 開催の経緯と概要

今回、関西学院大学人間福祉学部坂口研究室のゼミ生を中心に、兵庫県警察犯罪被害者支援室の協力を得て、「<sup>いのち</sup>生命のメッセージ展 in 神戸実行委員会」を立ち上げ、特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」との共同で開催することとなった。同研究室では、2016、2017年度にも西宮上ヶ原キャンパス内で30体のパネルを展示する「<sup>いのち</sup>生命のメッセージ展 in 関学」を開催している。当初のきっかけは、飲酒運転による事故で弟を亡くし、当事者遺族として生命のメッセージ展の活動に長年にわたり取り組んできた同研究室の大学院生を通じて、その活動が紹介されたことであり、その趣旨に賛同し、ゼミ活動の一環として開催するに至った。

今回の「<sup>いのち</sup>生命のメッセージ展 in 神戸」は、「いのちのミュージアム」に所属する151人すべての等身大パネルを展示する、いわゆる「本開催」と呼ばれる大規模な開催であり、兵庫県では初である。開催の日時は、2019年11月30日（土）10:00～16:00であり、犯罪被害者週間の期間中であった。場所はJR三ノ宮駅地下広場（阪神神戸三ノ宮駅西口前）で、駅前の公共の場所での本開催は初めての試みであった。チラシと当日の様子は写真1～4の通りである。

41 特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」 <https://inochi-museum.or.jp/> 〈2019.12.3〉





写真3 人型パネルを見る来場者



写真4 メッセージボード

### 3. 開催の成果

今回開催した「生命のメッセージ展 in 神戸」の来場者数は、兵庫県警調べで、約1万2000名であった。6時間余りという限られた開催時間にもかかわらず、非常に多くの方々が足を止めてくださり、会場は常に混雑していたという印象である。会場では、学生ボランティアが来場者にア

アンケートへの協力を呼びかけ、349名から回答が得られた。回答者の年齢は10代以下が43名、20代が60名、30代が42名、40代が56名、50代が62名、60代が29名、70代以上が33名、無回答24名であった。主な回答結果は、図1～5の通りである。

生命のメッセージ展の意義の一つは、犯罪被害や事故等による死の現実や、死者や遺族の苦しみを多くの人が知ることで、生命が決してむやみに奪われてはならないことを再確認し、すべての人の生命に対する権利が守られる安心・安全な社会の実現につながることでありと考えられる。また、亡き人の等身大の人型パネルを前にして、一人ひとりの失われたいのちの重みを心に感じ、自分や周囲の人たちのいのちの尊さや、今生きていることの大切さを深く考えるきっかけとなったと思われる。そして、亡き人の生きた証を残したい、死を無駄にたくないとの遺族の思いに応えていることに、この活動の本質的な意義があると考えられる。

今回の特筆すべき点として、来場者の多くが「通りすがり」の方々であったことが挙げられる。生命のメッセージ展は、特定の施設を会場として開催されることが一般的であり、その場合、来場者の多くはメッセージ展に多少なりとも関心があり、わざわざ足を運んだ方々である。それに対して、今回は電車の乗り換えに利用する人の多い公共の場での開催であり、たまたま通りかかった人たちが、来場者の多くを占めていた。生命のメッセージ展を知らなかった方や、関心が低かった方にも多くご覧頂けたことは、市民への普及・啓発という観点で極めて有効であったと考えられる。

アンケート調査に関しては、任意の回答であり、回答の偏りには留意すべきであるが、「生命のメッセージ展 in 神戸」は大きな成果があったといえるだろう。来年度以降の開催は未定であるが、共生社会の実現につながる人権啓発活動の一環として、県及び市町、関係機関・団体等の協力を得ながら、継続的に開催されることを切に願っている。

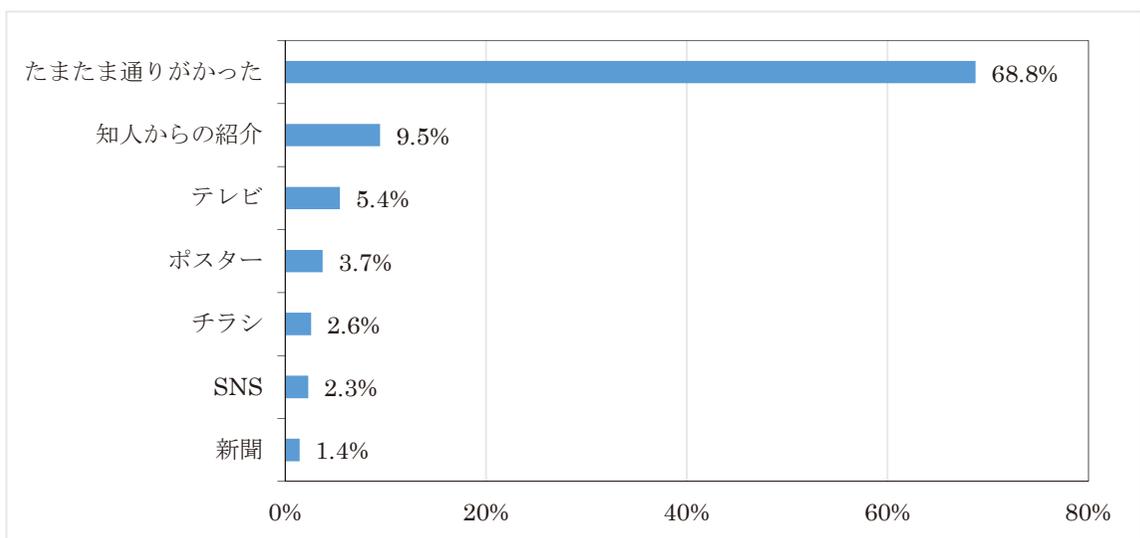


図1 「生命のメッセージ展 in 神戸」に来場したきっかけ (N=349)

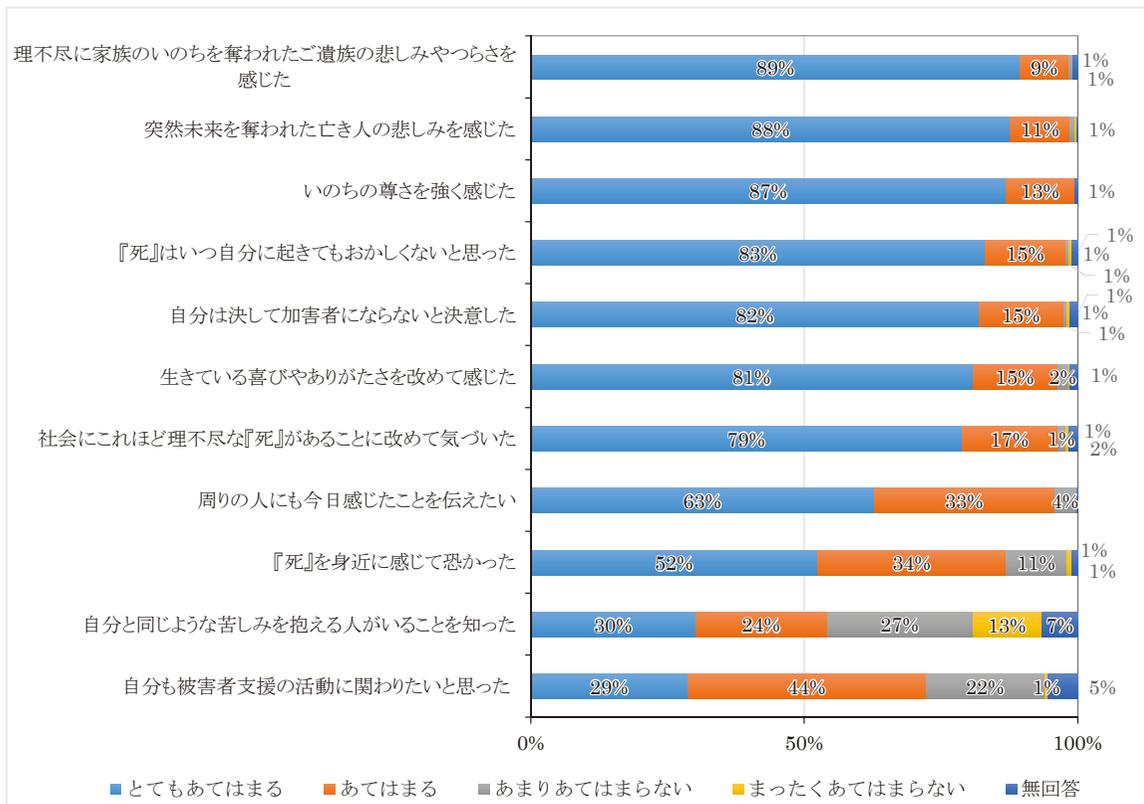


図2 いのち 生命のメッセージ展を見た感想 (N=349)

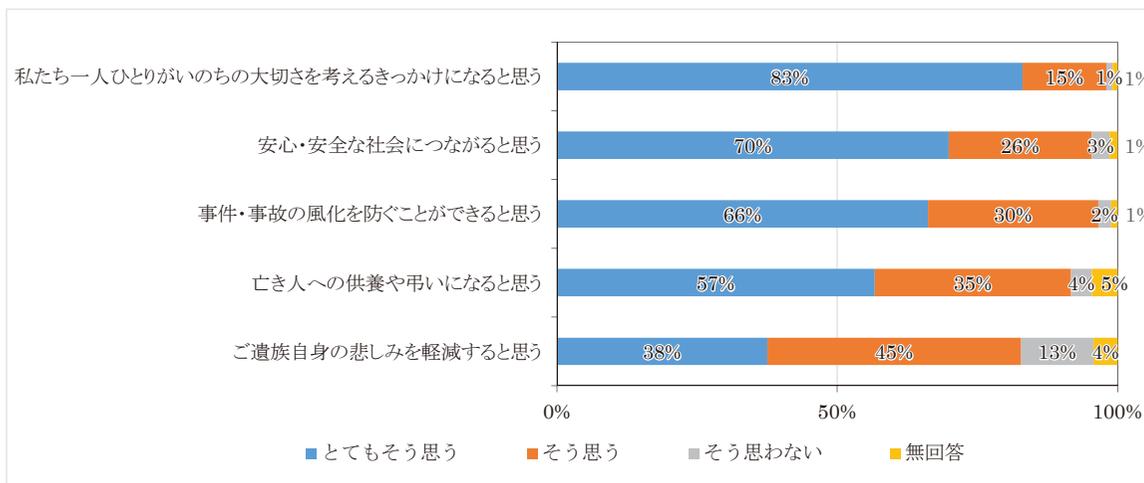


図3 いのち 生命のメッセージ展の意義 (N=349)

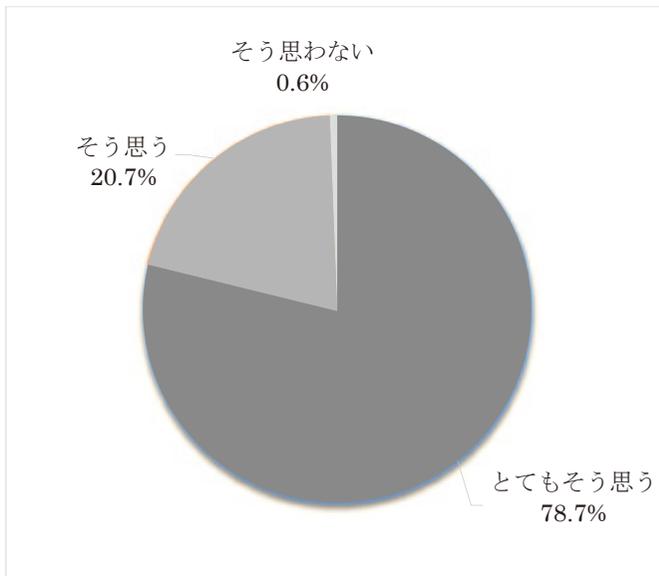


図4 「来て良かったと思うか」との設問に対する回答 (N=343)

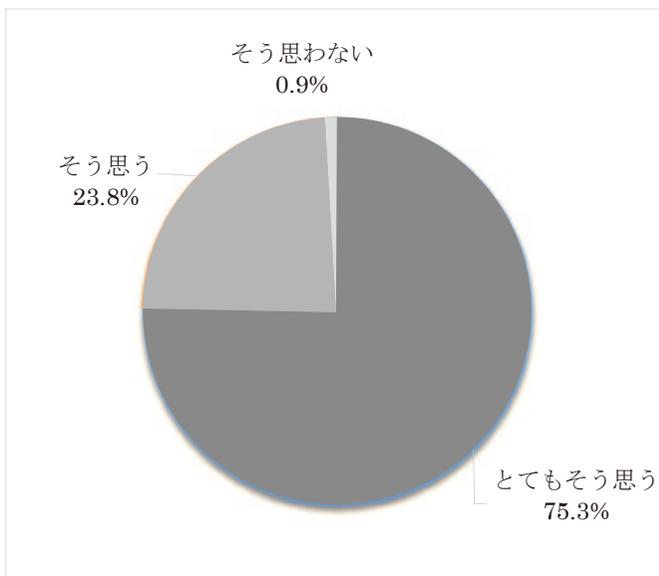


図5 「来年度も開催したほうが良いと思うか」との設問に対する回答 (N=344)

## おわりに

亡き人の死を悲しみ、悼むということは、その人との深いつながりが、たしかにそこに存在したことの証左である。死別に伴う悲嘆は自然な反応であり、遺された者には自分なりに悲しむ権利がある。遺族一人ひとりの思いが尊重され、死者の尊厳とともに、彼らの悲しむ権利が大切にされなければならない。

死別の悲しみにどのように向き合うかは、遺族や関係者だけの問題でなく、社会のありようが問われる問題である。悲しみのない世界は理想かもしれないが、現実の悲しみから目を背け、あたかも悲しみがいないかのようによそおう見せかけの社会であってはならない。悲しみを忌避する社会は、深い悲しみをかかえる人にとって、必ずしも生きやすい社会とはいえないだろう。

遺された者を支えるということは、本来、それぞれの社会や文化に編みこまれたものであって、特別なことではない。声高に語らずとも、遺族の気持ちに寄り添い、支えるという機能を、私たちの社会は有してきたし、いまま失われたわけではないと信じたい。遺族や死者の声に耳を傾け、彼らの思いを受けとめる度量が真に豊かな社会には求められる。

謝辞：本稿の一部は、一般社団法人日本損害保険協会自賠責運用益拠出事業「交通事故等で大切な家族を突然に亡くした遺族が死者の生きた証を伝承する活動に関する調査」の成果である。



## 【実践ノート】

# 兵庫県教育委員会における 多文化共生社会の実現をめざす教育の取組と今後の展開

樋口 正和

はじめに .....	108
第1章 外国人児童生徒にかかわる現状と課題 .....	108
第1節 日本全体	
第2節 兵庫県	
第3節 集住地区と散住地区	
第2章 多文化共生にかかわる基本指針の重要性 .....	109
第1節 基本方針の重要性	
第2節 兵庫県教育委員会「外国人児童生徒にかかわる教育指針」の内容と特徴	
第3章 多文化共生社会の実現をめざす教育の取組 .....	111
第1節 多文化共生社会の実現をめざす教育の2つの側面	
第2節 外国人児童生徒の自己実現を図る取組	
第3節 豊かに共生する心を育む取組	
第4章 関係機関・団体等と連携した取組 .....	119
おわりに .....	119

## はじめに

日本語指導が必要な外国人児童生徒<sup>(1)</sup>が増加する中、兵庫県教育委員会では、2000（平成12）年に「外国人児童生徒にかかわる教育指針」<sup>(2)</sup>を策定し、子ども多文化共生サポーター（当初は外国人児童生徒指導補助員）の派遣を始めた。2003（平成15）年10月には子ども多文化共生センターを開所し、都道府県教育委員会単位では、全国から見ても先駆的・先進的な取組を行ってきた。

その取組は、学校や県内市町教育委員会、関係機関・団体等だけでなく、文部科学省からも高く評価され、国の外国人児童生徒教育研修会での助言や取組発表、文部科学省資料（『外国人児童生徒受入れの手引き』（2011（平成23）年）への取組の掲載、文部科学省有識者会議（2015（平成27）年・2016（平成28）年）への出席など様々な取組を行ってきた。

しかし、その取組を体系的にまとめた資料がなく、また、情報発信も十分とはいえず、研究者から十分な評価と検証がされていない現状<sup>(3)</sup>がある。また、研究者や支援者などからの外国人児童生徒支援についての研究や報告があるが、教育行政を担当していた者からの情報発信も可能な範囲で必要であると感じている。私は、2003（平成15年）から兵庫県教育委員会事務局人権教育課に合計9年間勤務し、主として外国人児童生徒、多文化共生教育を担当してきたが、その取組をつないでいきたいと言う思いが強くある。そのため、兵庫県教育委員会の取組の概要を実践ノートとしてまとめるとともに、今後の取組に役立てたい。

## 第1章 外国人児童生徒にかかわる現状と課題

### 第1節 日本全体

1990（平成2）年の出入国管理及び難民認定法（以下、出入国管理法とする）の改正に伴い、家族とともに来日する外国生まれの子どもが増加し、日本の学校に転入学する外国人児童生徒の数が急増した。公立学校に在籍する外国人児童生徒（文部科学省「学校基本調査」）は、2006（平成18）年5月1日の70,936人から2018（平成30）年の93,133人へと22,197人増加している。そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、2007（平成19）年の25,411人から2018（平成30）年の40,485人へと15,074人増加している。外国人児童生徒は、日本語が母語でないために、日本語が十分に理解できず、授業がわからない、友だちができないなどの問題が生じ、日本の学校への適応がうまくいかない。そのため、それへの対応が大きな課題となっている。

### 第2節 兵庫県

兵庫県では、歴史的な経緯から韓国・朝鮮人や中国人の児童生徒の数が多かったが、1990（平

成 2) 年の出入国管理法改正に伴い、ブラジル人やペルー人など南米からの日系外国人児童生徒が増加した。また、日本は 1979 (昭和 54) 年にインドシナ難民の定住受け入れを決定し、同年 11 月 (財) アジア福祉教育財団難民事業本部<sup>(4)</sup> が設置された。兵庫県では、同年 12 月姫路定住促進センターが開設されたことから、ベトナム人等の児童生徒が増加した。県内の公立学校に在籍する外国人児童生徒は、2018 (平成 30) 年 5 月 1 日現在、3,152 人で、そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は 1,002 人である。言語別には、中国語 298 人、ベトナム語 294 人、フィリピン語 107 人、ポルトガル語 85 人、スペイン語 45 人、韓国・朝鮮語 41 人、その他 132 人となり、構成も多様化している。

### 第 3 節 集住地区と散在地区

出入国管理法改正により外国人が急激に増加してから、日本国内での外国人居住地区に偏りが生じてきた。

一方で、自動車産業等の関連企業があり、そこで働く外国人労働者が集中して居住する愛知県豊田市の保見団地や三重県四日市市の笹川団地などの地区 (集住地区) がある。

集住地区の場合、1つの学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒が多数在籍し課題は多いが、教育委員会としての施策として、その学校を拠点となるセンター校とし、その学校に日本語指導や母語での支援できる教員や支援者を配置し、集中して支援する取組を行いやすい。

他方、兵庫県では、結婚や研究、商業などで来日する外国人も多く、集住ではなく、分散して居住している地域がある。この地区を散在地区という。1つの学校に外国人児童生徒の人数が多い、割合が高いという学校はあまりなく、わずかの外国人児童生徒が1つの学校に在籍するという状況である。

散在地区では、1つの学校に在籍する児童生徒数が少なく、急に外国人児童生徒が転入したり、またその児童生徒が転出したりする場合もある。そのため、教育委員会は、外国人児童生徒のための施策が十分ではなく、また、学校の担当者が継続して取り組むことが少ないため、取組が蓄積・継続されにくく、効果的な取組が行いにくい状況が課題である。

## 第 2 章 多文化共生にかかわる基本指針の重要性

### 第 1 節 基本方針の重要性

兵庫県教育委員会では、2000 (平成 12) 年 8 月に「外国人児童生徒にかかわる教育指針」(以下、「教育指針」とする) を策定した。その後、ほぼ 20 年が経過しているが、この指針は先進的な意義を持っている。国・文部科学省の方針、兵庫県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」(2016 (平成 28) 年策定) とともに、教育委員会における合意事項として、この指針に基づいて施策

や取組を行っている。この基本指針があるため、それを踏まえた取組を行うことが比較的容易となった。

県内市町によっては、基本指針が策定されている自治体・教育委員会と、策定されていないところがある。私の経験からすると、基本方針が策定されていれば、財政部局等との協議で、施策や予算を比較的スムーズに作成することができる。しかし、それがない場合、この施策や予算がそもそも必要なのかという「そもそも論」から説明する必要がある、困難を伴う場合が多いようである。

外国人児童生徒とりわけ日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加していく中、効果的な取組を円滑に行っていくために、現状と課題を踏まえ自治体の方向性を示した基本方針の策定は重要である。

## 第2節 兵庫県教育委員会「外国人児童生徒にかかわる教育指針」の内容と特徴

日本語指導が必要な外国人児童生徒が兵庫県において増加していく中、「多文化共生の視点」に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒がお互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため、2000（平成12）年8月に「教育指針」が策定された。

### 1 「教育指針」の特徴

「教育指針」の特徴の1つ目は、「多文化共生」という用語を2000（平成12）年の早い段階で取り入れたことである。「多文化共生」のために、「国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心を育成すること」が必要であるとしている。文部科学省がこの「多文化共生」という用語を初めて用いたのは、2016（平成28）年の「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」<sup>(5)</sup>（以下、「外国人児童生徒等教育充実方策」とする）である。総務省では2006（平成18）年の「多文化共生の推進に関する研究会」報告書において「多文化共生」という用語を用いた。「教育指針」の先進性を見取ることができる。

2つ目は、母語・母文化を重視していることである。「教育指針」は「日本語理解が不十分な生徒に対して、日本語指導をはじめ学力の向上を図る取組など、外国人児童生徒に対する学習指導や進路指導を充実させる」とともに、「自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられる」などのことから、「外国人児童生徒の自尊感情の形成を促すとともに」、「母国の文化や言語にふれる学習の機会の提供に努めることが大切である」としていることである。前者の日本語指導・学力向上を中心に行っている取組が多いが、「教育指針」はそれだけでは不十分であり、母語・母文化を重視し、その習得により自尊感情・自己肯定感を高めていく取組が重要であるとしている。

子どもの立場から見ると、来日の理由は留学とは違い、仕事や結婚など親の都合であり、友だちや親戚と別れてまで、来たくて日本に来たわけではない。そのため、子どもの思いを受け止め、「友

だちをつくりたい」「そのために日本語を勉強したい」と思えるような学習環境を作り、日本語指導を行っていくことが重要である。しかし、「とにかく日本に来たのだから、まず日本語を勉強しなさい」という指導では、子どもが追い詰められ、不登校となりかねない。子どもの自尊感情や家族との十分な対話のためにも母語は重要である。指針はそのことを明示している。

3つ目は、人権尊重の視点である。「教育指針」は、外国人（児童生徒）への差別や偏見、いじめや仲間はずれなどを人権問題としてとらえ、「すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる」としている。

東京オリンピック・パラリンピックの「東京 2020 大会開催基本計画」においても、オリンピック憲章を踏まえ「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的及びその他の考え方、国籍、社会的起源、資産、家系、障がいの有無に関わらず、多様性を尊重できる心の育成」は大切であるとしている。「教育指針」は、すでに 20 年前に差別や偏見をなくし、多様性を尊重する人権尊重の考えを明示している。

## 2 「教育指針」策定に影響を与えた要因

1つは、1995（平成 7）年 1 月 17 日に起きた阪神・淡路大震災における国籍や民族を超えた助け合いの体験がある。神戸中華同文学校や朝鮮学校には、かつては関係者以外が立ち入ることがあまりなかったが、震災後、学校が避難所となり、国籍や民族を超えて助け合うという経験をし、信頼関係を深めた。1923（大正 12）年の関東大震災の際には、「朝鮮人・中国人に対する殺傷事件は、自然災害が人為的な殺戮行為を大規模に誘発した例として日本の災害史上、他に例を見ないものであった」<sup>(6)</sup>が、阪神・淡路大震災ではそのようなこともなく、多文化共生社会実現への大きな一歩となった。

2つは、在日韓国・朝鮮人など外国人に対する差別や偏見をなくす取組が長年行われてきたことである。外国人に対して、歴史的経緯や社会的背景などにより生み出された偏見や差別が存在し、本名が名乗りにくい、就職がしにくいなど、民族的な自覚や誇りの確立が阻害されているという状況<sup>(7)</sup>があった。それを積極的になくしていこうとする人権教育・在日外国人教育の取組を踏まえた上で、「教育指針」が策定された。

# 第3章 多文化共生社会の実現をめざす教育の取組

## 第1節 多文化共生社会の実現をめざす教育の2つの側面

兵庫県教育委員会では、多文化共生社会の実現をめざす教育は、(1)「外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援する」取組と、(2)「すべての児童生徒がお互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する」ことをめざす取組の2つから成り立ち、車の両輪のように重要であると考えている。

文部科学省の「外国人児童生徒等教育充実方策」においては、「学校における外国人児童生徒等教育は、単に日本語指導を行うだけでなく、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、日本語指導と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導が求められる」としている。つまり、前者の取組(1)に重点を置いており、(2)の視点は、「多文化共生」という用語を用いているものの、見られない。

以下の節では、(1)「外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援する」取組を述べ、次章で(2)「すべての児童生徒がお互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する」取組について記述する。

## 第2節 外国人児童生徒の自己実現を図る取組

### 1 外国人児童生徒在籍状況調査

#### (1) 経緯

バブル景気の労働力不足を背景に、1990(平成2)年の出入国管理法改正により、「定住者」の在留資格が創設され、日系3世までが就労可能となったため、日系人の入国が増加した。それに伴い、その未婚・未成年の子どもの入国も増加した。その後、学校に行っていない新渡日<sup>(8)</sup>の外国人児童生徒の「不就学」が大きな問題<sup>(9)</sup>となった。学校で学ぶことは外国人児童生徒が自己実現を図る上での前提である。そこで、兵庫県教育委員会では、2006(平成18)年度、文部科学省の「不就学外国人児童生徒支援事業」の一環として、外国人児童生徒在籍状況調査を県内全市町で実施した。

#### (2) 調査の方法

兵庫県内の市町教育委員会が、住民登録担当部局(当初は外国人登録)から義務教育年齢相当(小1~中3)の外国人登録者の名簿を適正な手続きを経て入手する。その名簿から、当該市町立学校に在籍している児童生徒、私立学校や国立学校、外国人学校等に在籍している児童生徒を確認し、学校への在籍が確認できない児童生徒の名簿を作成する。その名簿をもとに、在籍状況を確認する文書の郵送や家庭訪問を行い、在籍状況を確認するという調査を実施した。在籍状況という個人情報を取り扱うため、兵庫県教育委員会から県内の私立学校、国立学校、外国人学校に、調査の趣旨を説明し協力を依頼する文書を送付した。

#### (3) 調査結果と対応

この調査方法により、さまざまな実態が把握できた。まず、住民登録はあるものの所在不明の児童生徒、不就学の児童生徒が判明した。住民登録はあるものの所在不明の数は400人弱あった。つまり、一旦住民登録はしたものの、住民登録を移すことなく、転居した可能性がある家族が多数あることは分かった。また、不就学の児童生徒数は、兵庫県内では毎年10人未滿で、数は少なかった。その理由を確認すると「すぐに帰国や転居するので学校へは行きません」「家庭で親が教えるので学校へ行きません」(ホームステイ)というものだった。また、県外他市町の

調査と比較して、10人未満という数字が少なすぎないかという指摘があった。この調査を踏まえて、学校に行っていない児童生徒が目の前にいれば、地域住民等から連絡・通報を受けて、市町教育委員会が確認し、就学につなげる取組が始まった。県教育委員会としては、就学した新渡日の外国人児童生徒に対して、母語が話せる子ども多文化共生サポーターをすぐに派遣し就学を支援するという対応も行った。

なお、住民登録のない児童生徒については、この調査では確認できなかった。市町教育委員会から、住民登録のない外国人児童生徒の調査については、困難を伴うとの異論があったからである。

## 2 外国人児童生徒を受け入れる法的根拠

### (1) 就学希望者への対応

新渡日の外国人児童生徒の就学については、学校の理解や受け入れ態勢が十分ではなかったため、必ずしも円滑ではなく、様々な課題があった。当初は「学習発表会が終わってから入学してください」などと理由をつけて入学を延期するという問題もあったが、今は、市町住民登録担当部局と教育委員会とが連携し、円滑に就学ができるようになっている。

また、義務教育学校が外国人児童生徒を受け入れる法的根拠が周知されていないという課題があった。兵庫県教育委員会としては、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について」という文部省初等中等教育長通知（1991（平成3）年）を根拠としてきた。通知の中で「就学案内 市町村の教育委員会においては、公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、保護者に対し、入学に関する事項を記載した案内を発給すること。在日韓国人以外の日本に居住する日本国籍を有しない者についても、準じた取り扱いをすること」を求めており、市町教育委員会に円滑な受け入れを依頼・指導している。

### (2) 転入学する学年

転入学する学年については、学齢相当が基準であるが、兵庫県内の小中学校では、日本語の習得状況や教科の学習状況等を踏まえ、学校の設置者の判断により1つ下の学年へ転入学する場合がある。ただし、2つ下の学年に転入学することは、特に中学校段階となると、身体的・心理的な差が大きくなり、在籍学年の生徒との間で違和感を覚えるようになり、適切ではないと指導している。

一方、学齢を過ぎて渡日する生徒が増加する傾向が生じた。中学校3年に転入学することは難しく、中学校の進路指導を受けないまま、高校入試を受けることになり、大きな課題となった。地域の日本語教室等で勉強し、高校に入学している。そのような生徒の学習機会を保障するためにも、夜間中学校（兵庫県内に、神戸市立丸山中学校西野分校、同兵庫中学校北分校、尼崎市立成良中学校琴城分校の3校がある）の拡充や、他の市町の生徒の柔軟な受け入れ態勢が課題となっている。

### (3) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）」<sup>(10)</sup>

文部科学省は、2019（令和元）年9月、「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）」を発表した。2019（令和元）年5月1日を基準日として、学齢相当の外国人の子どもの住民登録上の人数（（ ）内は兵庫県の数）は、124,049(4,489)人。そのうち義務教育諸学校96,395(3,082)人、外国人学校等5,004（877）人、不就学は1,000（1）人、出国・転居は3,047（157）人、就学状況確認できず8,768(122)人で、合計114,214(4,239)人。実態が把握できていない数が、124,049(4,489)人－114,214(4,239)人＝9,835(250)人となり、1,000(1)人＋8,768(122)人＋9,886(250)人＝19,654（373）人が不就学の可能性があると考えられるとしている。この「外国人児童生徒不就学1万9千人」という数字が報道され、大きな反響があった。

しかし、兵庫県では不就学の可能性は373人になるが、私の経験からすると、実感としてはそれほど多くなく、実際は兵庫県の調査結果1人に近い数人程度と考えられる。もし不就学の児童生徒がいれば、上記2（1）のとおり、対応することが大切である。また、県内には「外国人の子どもも学校へ」という意識は浸透しており、関係機関・団体、外国人当事者団体・支援団体などの関係者の支援により就学につながっていることがあげられる。

## 3 子ども多文化共生サポーター

### (1) 役割・経緯

兵庫県教育委員会では、1998（平成10）年10月より、日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対し、教員等と当該児童生徒とのコミュニケーションの円滑化を促進するとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するために、当該児童生徒が在籍する学校に母語が話すことができる子ども多文化共生サポーター（以下、サポーターという。）を派遣する制度を開始した。そのサポーターは、当初、「外国人児童生徒指導補助員」という名称で始まり、2002（平成14）年より「子ども多文化共生サポーター」という名称に変更され、今日に至っている。

### (2) 派遣回数等

県教育委員会からサポーターを派遣する期間は、当初は、来日から3年間とし、派遣回数は週3回から徐々に週1回と減じていった。しかし、派遣回数や人数が十分でない場合は、市町教育委員会が独自予算で派遣するという状況であった。サポーターは母語での支援ができることから、学校がとりあえず円滑に新渡日の外国人児童生徒を円滑に受け入れる体制を支援し、当該児童生徒の学校生活への適応に大きな役割を果たしている。

2006（平成18）年からは、日本語指導が必要な生徒が定員に満たない高等学校に入学していることから、高等学校にも派遣し、支援を行った。

### (3) 支援する言語

サポーターの言語については、2019（令和元）年12月末時点では、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、韓国・朝鮮語、ネパール語、インドネシア語、ロシア語、マレー語、

ドイツ語、シンハラ語、モンゴル語、アラビア語、ウルドゥ語、ベンガル語、フランス語、ミャンマー語の 18 言語である。

過去は、それらの言語に加えて、カンボジア語、ラオス語、タイ語、ビサヤ語（フィリピン南部）、ヒンディ語、トルコ語、イスラエル語、ウイグル語、ペルシャ語、イタリア語、フィンランド語、ルーマニア語などのサポーターを採用し、学校に派遣した。

サポーターの採用は、多くの団体や個人と連携することで可能となった。ハローワークの外国人求人や外国人雇用サービスセンターでまず公募をする。しかし、希少言語はハローワーク経由では応募がない場合が多く、国際交流協会、大学の研究者や留学生センター、外国人支援団体、大使館や領事館、教会やモスク、各国・地域の飲食店や食材店などに連絡・訪問し、人材発掘・確保に努めてきた。

#### **（４）市町との役割分担**

サポーターは当初、市町の負担なしで兵庫県教育委員会から市町立小・中学校に派遣をしていたが、市町との役割分担から、2015（平成 27）年度から来日 1 年間は県教育委員会から派遣するが、それ以降は市町教育委員会からの派遣をお願いすることとし、継続した支援をすることとしている。しかし、市町により財政的な基盤の違いがあり、サポーターの派遣に地域格差があることが課題である。

### **4 就学支援ガイダンス**

#### **（１）経緯**

新渡日の外国人児童生徒が増加する中、子どもや保護者の中には、日本語理解が十分でないこと、また、日本の教育制度や中学校を卒業したあと高校や大学に進学する方法がわからない人が多いことなどから、高校への進学率が低いという全国共通の課題があった。そのため、兵庫県の民間ボランティアは進路ガイダンスを重視し、平成 18（2006）年まで、ひょうご日本語ネットが主催し、こうべ子どもにこにこ会が共催、兵庫日本語ボランティアネットワークが事務局の体制で、毎年 10 月に神戸市と姫路市の 2 会場で行われていた。

しかし、入試制度の説明を行う進路ガイダンスは、本来外国人支援団体ではなく兵庫県教育委員会が行うべき取組であるとの意見を踏まえ、2007（平成 19）年からは、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターが就学支援ガイダンスという名称で行うようになった。現在は、神戸市・姫路市を含めて県内 4 会場で夏季休業中に開催している。

#### **（２）意義**

ガイダンスでは、子ども多文化共生サポーターや関係団体、ボランティア等の支援を受け、高校に進学し、大学進学や就職をした先輩（ロールモデル）から体験談を聞き、先輩のようにがんばろうという意欲を育てている。また、教育委員会や関係団体関係者などが個別の教育相談を行い、支援を行っている。県教育委員会は、さらに、学校への就学や高校入試についての説明をわかりやすく行い、高校進学への意欲を高めている。日本語を含め 12 言語で『就学支援ガイドブック』

を作成し、配布している。

こうした取組の結果、近年、高校進学者は増加しており、ガイダンスの意義が理解できる。

### **(3) 今後の課題**

就学支援ガイダンスは、当初、外国人支援団体から始まった取組を兵庫県教育委員会が受け継いだものであり、今後とも連携して支援を行っていくことが大切である。

さらに、2016(平成28年)から外国人生徒にかかわる特別枠選抜が県内3高校(神戸甲北高校、芦屋高校、香寺高校)で始まり、2019(平成31)年から5校(3校+伊丹北高校、加古川南高校)となった。指導の充実が求められるとともに、その取組の発信が課題である。

## **5 日本語指導**

### **(1) 生活言語と学習言語**

外国人児童生徒が習得すべき日本語には、日常生活や学校生活に必要な「生活言語」と教科学習をする上で必要な「学習言語」がある。当該児童生徒が学校に転入学すると、子どもや教師とのコミュニケーションにより自然に「生活言語」を覚えていくが、「学習言語」の習得は5～7年かかると言われている。「生活言語」が習得できても、学習言語が習得できているとは限らず、当該児童生徒の日本語能力を把握し、その状況に対応した日本語指導が必要である。

文部科学省の日本語指導が必要な外国人児童生徒の基準は「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」としており、生活言語だけでなく学習言語の重要性を指摘している。

### **(2) 日本語能力把握・診断のための調査**

児童生徒の日本語能力を把握・診断する調査としては、多くのものが作成されているが、2010(平成22)年3月、兵庫県日本語指導連絡協議会が作成した『日本語習得度チェックシート(試案)～効果的な日本語指導を進めるために～』<sup>(11)</sup>がある。

文部科学省は「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を作成している。

### **(3) 文部科学省「JSLカリキュラム」<sup>(12)</sup>**

2007(平成19)年度・2008(平成20)年度、日本語指導の一層の充実を図るため、文部科学省の「JSLカリキュラム実践支援事業」を行った。県内5校を推進校に指定し、神戸大学留学生センターの水野教授、(公財)兵庫県国際交流協会の酒井日本語教育指導員を学識経験者に迎え、JSLカリキュラムを活用した教科指導の実践、教材の開発など日本語指導の普及・充実を図った。その取組は『JSLカリキュラム実践事例集』(2009(平成21)年3月)<sup>(13)</sup>にまとめられている。

学習活動に日本語で参加するための力をつけるためには、言葉だけを取り出した日本語指導だけでは十分ではない。日本語指導と学習指導を結びつけることで、児童生徒が学習活動に日本語で参加するための力を育成するために開発されたのが、JSLカリキュラムである。学習活動には、

「体験」「探求」「発信」などさまざまな活動単位（Activity Unit(AU)<sup>(14)</sup>）がある。それらを、AUカードという日本語の基本形を使い、日本語指導をしながら、同時に教科指導を行うことに特徴がある。（例：「体験」では、～～したことがありますか？ はい、あります。という日本語のパターンを学習する。）

JSLカリキュラムは、別室での日本語指導から在籍学級での学習に橋渡しをするためのカリキュラムである。JSLカリキュラムは、在籍学級での教科学習に日本語の基本形（AUカード）を組み込むことで日本語指導が可能となり、県内で徐々に受け入れられた。現在、AUカードは活用されていないが、外国人にわかりやすいシンプルな「やさしい日本語」を使い、理解を深める教科学習の工夫・改善につながっている。

日本語指導研修会等には、大阪教育大学臼井智美准教授に講師に来ていただき、ご指導をいただいた。その指導内容は、『学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』がわかりやすい。

## 6 母語教育支援事業

### (1) 趣旨

すでに述べたように、新渡日の外国人児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、生活言語、学習言語の習得を支援するためには、日本語による支援に加えて、母語による支援が求められている。母国で母語を習得し、日本に来た外国人児童生徒は思考基盤が母語であるため、母語での支援を行うことにより、効果的に学習言語の習得を図ることができると言われている。

そのため、2006（平成18）年度より2009（平成21）年度まで4年間、新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業を実施し、母語を思考基盤とする新渡日の外国人児童生徒の学習言語の習得を支援するとともに、母語・母文化にふれるさまざまな体験をとおして、アイデンティティの確立を支援する取組を行った。

母語教育支援センター校を2008（平成20）年度は17校、2009（平成21）年度は15校を指定し、担当教員を中心に母語教室を運営し、母語による支援者を配置して、日本語の習得の基礎となる母語の指導や母文化についての理解を深める教育を行った。

新渡日の外国人児童生徒は、生活言語は早い段階で習得するが、学習言語の習得は時間がかかりなかなか進まないという課題認識であった。そのため、バイリンガルの個人は2言語の認知と記憶は相互に共通しているというカミンズの「相互依存仮説」に依拠し、人間は言語を使って考えることができ、その思考基盤である母語の力を伸ばすことによって認知力が身に付き、それが日本語での学習に応用できるはずであるとして、事業を推進した。

### (2) 成果

成果として、(1) 母語での理解を深めながら、日本語での理解を促進することができた、(2) 母語や母文化への理解を深めることができ、自己肯定感やアイデンティティの確立を図ることができた、(3) 母語への理解を深め、母語話者である家族との絆を深めることができたなどがある。

この事業は、2009（平成21）年度末に、この趣旨が子ども多文化共生サポーターの役割と似ていること、予算縮小に伴う事業見直しなどにより、残念ながら終了した。

しかし、母語教育の重要性は認識されるとともに、外国人団体により母語教育は継続されている。その取組を支援するため、2019（平成31）年、神戸市立海外移住と文化の交流センターにポルトガル語とスペイン語の母語センター、たかとりコミュニティセンターにベトナム語の母語センターが設立された。

### 第3節 豊かに共生する心を育む取組

#### 1 子ども多文化共生センター

##### (1) 経緯

2000（平成12）年8月に策定された「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を踏まえた具体的な施策の方向性を検討するために2002（平成14）年度「子ども多文化共生推進委員会」が設置され、その報告書がまとめられた。その報告の中の、子ども多文化共生教育を全県的に推進していくセンターが必要であるとの意見を踏まえ、2003（平成15）年10月、兵庫県立国際高等学校校舎内の一教室に「子ども多文化共生センター」が設置され、指導主事1名と子ども多文化共生コーディネーター1名が配置された。

施設管理上の要請から、2008（平成20）年4月、県立国際高等学校敷地内に別棟のセンターが完成し、今日に至っている。

##### (2) 役割

兵庫県では散在地区が多く、多文化共生、外国人児童生徒教育、日本語指導などの取組の蓄積や継承が、学校や市町教育委員会では難しく、子ども多文化共生センターが情報提供や指導助言を行うなど、センター的な役割を果たしている。

役割としては、研修やイベントの情報提供、外国人児童生徒に関わる教育相談、学習教材・書籍・ビデオ・CD等の展示や貸出、子ども多文化交流をめざす交流活動、子ども多文化共生サポーター派遣の調整やボランティア登録と紹介等を行っている。

#### 2 多文化共生をテーマにした教育資料の作成

兵庫県教育委員会では、高校生用『HUMAN RIGHTS』、中学生用『きらめき』、小学校高学年用・中学年用・低学年用の教育資料『ほほえみ』を作成し、その中に多文化共生・外国人をテーマにした教材を収録している。教育資料を活用することにより、国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣を尊重し、豊かに共生する心を育んでいる。

高校生用では「豊かに共生する心をはぐくもう」「多文化共生社会への虹の架け橋」、中学生用では「翔の怒り」、小学校高学年用では「ママの願い」「ともに生きる社会 ～「多文化共生」ってなんだろう」、小学校中学年用では「ぼくの名前」「発見！ 世界の文化」「みんなちがって みんないい」の教育資料がある。

## 第4章 関係機関・団体等と連携した取組

多文化共生社会の実現をめざす教育、外国人児童生徒の教育や支援を効果的に行っていくためには、学校だけの取組で十分ではなく、学校を中心に家庭、(1) 県教育委員会・子ども多文化共生センター、(2) 市町教育委員会、(3) 県・市町国際交流協会、(4) 地域の日本語指導教室・ボランティア、(5) 外国人当事者団体・支援団体、(6) 大学・教育研究団体、研究者など関係機関・団体等のそれぞれの特徴や強みを活かした連携した取組が大切である。これまでは、以下のような取組を実施してきた。

(1) の県教育委員会や子ども多文化共生センターの役割については、すでに詳述している。特に県教育委員会が先導的に取組を行うことにより、市町教育委員会はそれに倣って取組を行う傾向があり、県教育委員会の積極的な取組は重要である。

(2) の市町教育委員会は、管内の小中学校に在籍する外国人児童生徒の状況を迅速かつ的確に把握することができ、学校を指導助言することにより、子どもに応じた指導を行うことができる。

(3) の県国際交流協会は、日本語指導者養成講座を開催し、地域の指導者を養成するとともに、地域の日本語教室の立ち上げを積極的に支援している。市町国際交流協会は、県と連携しながら、大人対象の日本語教室だけでなく、子ども対象の日本語教室も行っている。

(4) の地域の日本語教室やボランティアによる日本語教室において、子どもは日本語を学んでいる。

(5) の外国人当事者団体や支援団体は、母語や母文化の教育を行い、民族としてのアイデンティティや自尊感情を高める取組を行っている。

(6) の大学や教育研究団体は、日本語指導や母語指導のあり方を研究しており、連携することは大切である。

2015年、兵庫県教育委員会、関西学院大学教育学部、西宮市教育委員会、西宮市国際交流協会、西宮市外国人教育研究協議会の5団体の共催で、多文化共生のフェスティバルである「わ～んど・にじいろ・まつり」が始まり、2019年には5回目の開催となった。現在は、関西学院大学と西宮市外国人教育研究協議会の2団体の共催で行われているが、大学生が中心となってイベントを開催し、多文化共生への理解を深めている。このような経験をした大学生が、教員や社会人となって活躍していくことは大切である。

## おわりに

私は、2003（平成15）年4月から人権教育課に勤務したが、その年の10月26日、兵庫県立国際高等学校の校舎の一角に子ども多文化共生センターが開所した。同日、その年に開校したばかりの国際高等学校・芦屋国際中等教育学校で子ども多文化交流フェスティバルを開催し、センターの開所に花を添えた。兵庫県の多文化共生教育の1つの出発点に立ち会うことができた

ことは、私にとって大切な思い出である。それ以降、主として、多文化共生の担当として、子ども多文化共生サポーターの採用・派遣、日本語指導や母語教育支援、多文化共生のあり方の研究や指導、外国人児童生徒在籍状況（不就学）調査、子ども多文化共生センターでの勤務など数多くの取組に携わることができた。今回の「実践レポート」で概要を取りまとめ、発信することができ、安堵している。

子どもの教育は、教育委員会が行っているわけではなく、学校や先生が行っている。その学校や先生をどう支援できるかが大切であり、教育委員会が先導して支援していくことを念頭において取り組んできた。しかし、学校や先生が子どもの教育の中心であるが、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関・団体と連携・協力し、顔の見える関係を築きながら取り組んで行くことが大切である。

今後とも、教育委員会が施策でリーダーシップを取りながら、学校、家庭、関係機関・団体、ボランティアなどと連携をしながら、外国人児童生徒を含めすべての人が、「違い」を「違い」として認め合い、信頼関係を深め、安全で安心して暮らせる多文化共生社会の実現をめざす教育の充実が求められる。

#### (注)

- (1) 文部科学省の施策において長らく「外国人児童生徒」という用語を使用しており、各教育委員会においてもこの用語を使用している。この場合、外国籍がある児童生徒という意味になるが、支援を必要とする子どもは、国籍、母語、学習歴、家庭環境など多様であり、近年、「外国につながる子ども」「外国にルーツを持つ子ども」という用語が関係者では使用されている。
- (2) 兵庫県教育委員会人権教育課ホームページ
- (3) 兵庫県教育委員会の取組が取り上げられている書籍として、白井智美『言葉が通じなくても大丈夫！ 学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』（明治図書 2014年）や真嶋潤子編著『母語をなくさない日本語教育は可能か 定住二世児の二言語能力』（大阪大学出版会 2019年）がある。
- (4) （公財）アジア福祉教育財団難民事業本部ホームページ
- (5) 文部科学省ホームページ
- (6) 『詳説日本史 B』（山川出版社、2016年）P331
- (7) このことについて、小説ではあるが、方政雄『ボクらの叛乱』（兵庫県在日外国人教育研究協議会、2019年）がわかりやすい。
- (8) 1990年の出入国管理法改正等により急増した南米や東南アジア等からの外国人を、戦前から日本に居住する在日韓国・朝鮮人等と対比して、新渡日（ニューカマー New Comer）という。
- (9) 小島祥美『外国人の就学と不就学 社会で「見えない」子どもたち』（大阪大学出版会 2016年）第1章が不就学調査について詳しい。

- (10) 文部科学省ホームページ
- (11) 兵庫県教育委員子ども多文化共生センターホームページ
- (12) JSLはJapanese as a Second Language(第2外国語としての日本語)のことで、J S Lカリキュラムは日本語を母語としない児童生徒が日本語を学習するカリキュラムのこと。
- (13) 兵庫県教育委員子ども多文化共生センターホームページ
- (14) 日本語の表現には、様々な活動単位 Activity Unit に応じた様々なパターンがある。体験という活動では、「～したことはありますか」「はい、あります」「いつ、どこでしましたか」「～に、～でしました」という日本語の表現パターンがある。それを活動単位ごとにまとめたカードを「AUカード」という。



## あとがき

野津隆志

本年度の研究紀要第21輯では、「平成30年度の人権に関する県民意識調査結果の分析」とそのほか3本の論文、1本の実践ノートを掲載している。意識調査にご協力いただいた県民の皆様と、兵庫県の人権啓発促進に賛同し執筆いただいた各研究委員の方々に感謝申し上げます。

本紀要では今年度より、兵庫県で人権に関わる職務に関わってこられた現場の方に「実践ノート」を執筆していただくことにした。実践ノートでは現場の目線で人権の啓発や人権の保護について具体的な取組の経験や事例を読者に提供したいと考えている。

以下で各論文と実践ノートの記述を引用しながら論旨の一部を簡単に紹介しておきたい。

山本委員による「平成30年度の人権に関する県民意識調査結果の分析」は、48頁にわたる詳しい兵庫県民への意識調査結果の分析である。

兵庫県及び兵庫県人権啓発協会は、1998年から5年おきに「人権に関する県民意識調査」を実施している。本紀要の論文は、2018年10月に行われた意識調査の結果を、統計的手法を使って分析したものである。

具体的には、性別、年代、人権への親近感、人権侵害を受けた経験と各設問のクロス集計を行い、有意差を示し、差が生じた要因を考察している。以下に結果の一部を示しておく。

「特に関心のある人権問題（問3）」においては、性別による有意差が見られる項目があった。「女性に関する問題」は女性の割合が高く、女性が関心を持っていること、「部落差別などの同和問題」は男性の割合が高く、男性が関心を持っていることが分かった。

年齢によって「人権をどのくらい身近な問題として感じているか（問1）」への回答にも有意差がみられた。人権を身近に感じる人は、年代が上がるほど割合が高くなっている。「女性に関する問題」では、特に「70歳以上」の人の割合が低くなっている。「子どもに関する問題」は、実際に小中学生を子どもに持つ「30～39歳」、「40～49歳」の割合が高いのが特徴的である。「高齢者に関する問題」では、年代が高くなると割合が高くなる。「インターネットによる人権侵害の問題」では、「30～39歳」の割合が最も高く、「70歳以上」「18～29歳」の割合は低くなっている。

井澤委員には「障害のある人におけるの就労支援の動向」を執筆いただいた。論文の前半では障害者の権利保障のために近年整備されてきた法制度について概説されている。2006年に国連で「障害者権利条約」が採択され、その後国際的な障害者の人権及び基本的自由の確保に向けての法的整備が加速した。同条約では「合理的配慮」の概念を明示し、世界の障害児のためのインクルーシブ教育が推進された。日本ではこの条約をふまえて、2012年「障害者虐待防止法」、2015年「障害者基本法の一部を改正する法律」、2016年「障害者差別解消法」と「障害者雇用促進法」が制定された。

これら一連の法制度整備は、「障害」を心身の機能の障害と見るのではなく、社会の側がもつ様々なバリア（障壁）として見る「社会的モデル」の考え方に立脚している。つまり、障害者の努力によって社会に適応するのではなく、社会の持つバリアを解消することを目指している。そのため、障害のある人を支援することは社会的責務と捉えられる。また、障害のある人も労働を含めた生活に生きがいを実感し、社会的責任を果たしていくことが求められる。

論文の後半では心理学の一分野である行動分析学の理論モデルを用いた障害者の就労支援が具体的に紹介されている。井澤委員が実践する障害者へのソーシャルスキルトレーニングや認知行動療法プログラムでは、障害者が実際に働く場面を設定し、障害者が具体的にどう行動しコミュニケーションをすればいいかを段階的に訓練する。こうした障害者の就労のための準備支援が「社会的モデル」に立脚した障害者への合理的配慮なのである。

筒井委員には「女性の労働力参加と行政の課題」を執筆いただいた。日本では1985年の「男女雇用機会均等法」の制定により、政府・行政の主導で男女共同参画の取組が始まった。1999年には「男女共同参画基本法」が制定され、この基本法に基づき、2003年に内閣府男女共同参画推進本部が「社会のあらゆる分野で、指導的地位に女性が占める割合を2020年までに30%にする」という数値目標を設定した。ちょうど今年が2020年だが、この数値目標は達成されていない。

論文では特に女性の進出に障壁が高い経済活動分野での男女共同参画の現状、また女性の経済的活動の特徴を多様な経済学的データを駆使し、さらに国際比較の視点も加えて考察されている。

よくマスコミでも取り上げられる「ジェンダーギャップ指数」では、日本は下位に低迷している。その要因の一つは、女性の経済活動参画への障壁が高いことである。経済活動への女性の参画はさまざまな制度的、構造的要因で決定されているため、簡単には変革が難しい。日本の女性の労働力参加率をOECD加盟国の中で比較するとさほど低いわけではない。しかし、実際には未婚女性のフルタイム就労や有配偶者女性のパートタイム就労が多く、男女の雇用機会均等とはいえない。

論文の最後では、今後の日本の女性労働力参加の促進のために必要な行政の取組のあり方を「政策介入」という視点から提言している。行政課題を適切に設定し、課題に介入するためには、他の政策体系や社会の全体的な構造についての適切な認識を持つことが必要である。これまでの女性の経済活動に関する行政施策には広い視野からの認識が欠け、場当たりに施策が進められたことが指摘されている。

坂口委員には「遺された者への支援と死者の尊厳」を執筆いただいた。日本は「多死社会」を迎え、2018年の年間死亡者数は136万2470人で戦後最多となった。「多死社会」では、亡き人の傍らでその死を嘆き悲しむ人たちも増加させる。

論文では多死社会の中で、遺された者たちが、亡き人の死を自分なりに悲しみ、悼む権利

と、その後の生活や人生を自分らしく幸せに生きていく権利をいかに支援するか論述されている。また、死者への尊厳についても深い考察がなされ、死者の生きた証を伝承することの意義について論じられている。

坂口委員自らが実践する「死者の生きた証の伝承」が論文後半で詳しく紹介されている。死者の生きた証を伝承し、社会のなかで共有することで、人は当たり前のように過ごしている時間の尊さや、かけがえのない人の存在を強く意識することができる。遺族の思いに心を寄せ、死者の生きた証を共有できる社会こそが、生きている一人ひとりのいのちを大切にできる社会であると主張されている。

「伝承」のための実践例として、2019年11月に坂口委員たちが主催した「命のメッセージ展 in 神戸」が紹介されている。メッセージ展は6時間あまりの開催時間だったにもかかわらず、1万2千人以上が来場し大きな反響を呼んだ。アンケートに答えた来場者349名のうち、約7割が「たまたま通りがかった」だけだったが、約9割が「遺族の悲しみやつらさを感じ」また「命の尊さを強く感じた」と回答している。さらに約9割が「来て良かった」「来年も開催した方がよい」と回答している。

本年度の紀要から掲載が始まった実践ノートでは、長く兵庫県教育委員会で教育行政の立場から子ども多文化共生教育の職務に携わってこられた樋口正和氏に執筆をしていただいた。

実践ノート「兵庫県教育委員会における多文化共生社会の実現をめざす教育の取組と今後の展開」では、兵庫県教育委員会の外国人児童生徒への教育施策の経緯が詳細にまとめられている。現場で直接関わった当事者でなければ分からない先進的な取組とその意義がいくつも紹介されている。

たとえば2000年に兵庫県教育委員会は「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定し「多文化共生」の用語を使った。文部科学省が「多文化共生」という用語を使い始めるのは2016年「外国人児童生徒等教育充実方策」からである。兵庫県の「教育指針」の先進性を見て取ることができる。

また、教育指針では外国人児童生徒の自尊感情の形成のために、母国の文化や言語にふれる学習の機会の提供に努めることが大切であるとした。そこで、兵庫県教育委員会は他県に先駆け、外国人児童生徒の母語・母文化を重視し、母語教室が県内各地に開設された。

さらに、兵庫県教育委員会が先頭に立って外国人児童生徒の実態を把握するための調査を実施したことも紹介されている。この調査が起点になって、学校に行けない児童生徒が目の前にいれば、地域住民等から連絡・通報を受けて、市町教育委員会が確認し、就学につながる取組が始まったことが記されている。県教育委員会が先導的に取組を行うことによって、市町教育委員会はそれに倣って取組を行うことができる。そのため県教育委員会の積極的な取組が重要であると主張されている。



## 研究推進委員会及び執筆者紹介（論文掲載順）

**山本 克典（やまもと かつのり）** ※ 執筆者兼務

神戸国際大学教授、理学修士、教育学修士  
教育学、教育方法学、教育工学

著書（共著）

鈴木正幸、山本克典他編著『甦る教師のために 改訂版』川島書店、2019年3月

鈴木正幸、山本克典他著『教員免許更新制と評価・認証システム』黎明書房、2010年11月

論文（単著）

「大学における教養教育について考える－今日求められている学士力を中心に－」神戸国際大学経済文化研究所年報 第27号、2018年4月

「小・中・高等学校のICT化と大学教育」神戸国際大学紀要 第93号、2017年12月

「人権に関する県民意識調査の分析－クロス表分析を中心に－」（公財）兵庫県人権啓発協会研究紀要 第11輯、2010年3月

**井澤 信三（いさわ しんぞう）** ※ 執筆者兼務

兵庫教育大学大学院 特別支援教育専攻 教授 博士（教育学）  
特別支援教育 発達障害臨床心理学 応用行動分析学

著書

『障害児心理入門（第2版）』ミネルヴァ書房 2013年

『思春期・青年期の発達障害者が「自分らしく生きる」ための支援』金子書房 2013年

論文

Effects of Textual Prompts and Feedback on Social Niceties of Adolescents with Autism Spectrum Disorder in a Simulated Workplace. Journal of Applied Behavior Analysis 2019年

「学校教育における発達障害支援のこれから」教育と医学（慶應義塾大学出版会）793巻

510-516 頁 2019 年

「自閉症スペクトラム障害特性を背景とするひきこもり状態にある人の家族支援－発達障害者支援センターにおける CRAFT 適用の検討－」*認知行動療法研究* 44 巻 3 号 147-158 頁 2018 年

「自閉症スペクトラム障害児への介入研究の動向」*発達障害研究* 38 巻 1 号 14-19 頁 2016 年  
「高機能自閉症スペクトラムのある者における継続就労に関する検討－心理・精神的状態を観点として－」*児童青年精神医学とその近接領域*. 56 巻 5 号 801-808 頁 2015 年

## 筒井 淳也 (つつい じゅんや) ※ 執筆者兼務

立命館大学産業社会学部教授、博士(社会学)  
家族社会学、計量社会学、女性の働き方

### 著書(単著)

*Work and Family in Japanese Society*, Springer, 2019年

『結婚と家族のこれから』光文社新書, 2016年

『仕事と家族』中公新書, 2015年

### 著書(共著)

『社会学入門』有斐閣, 2017年

『ポスト工業社会における東アジアの課題』ミネルヴァ書房, 2016年

『計量社会学入門』世界思想社, 2015年

### 論文(単著)

「社会学におけるワーク・ライフ・バランス」『大原社会問題研究所雑誌』723, 4-16頁, 2019年

"Dual-earner Couple Society as a Solution?: From a Perspective of Studies on Child-birth", *Sociological Theory and Methods*, 31(6): pp. 84-93, 2016年

"Female Labor Participation and the Sexual Division of Labor: A Consideration on the Persistent Male-Breadwinner Model", *Japan Labor Review*, 13(3): pp. 80-100, 2016年

"The Transitional Phase of Mate Selection in East Asian Countries", *International Sociology*, 28(3): pp. 257-276, 2013年

# 坂口 幸弘 (さかぐち ゆきひろ)

※ 執筆者兼務

関西学院大学人間福祉学部教授、博士（人間科学）

臨床死生学、悲嘆学、グリーフケア論

## 著書（単著）

『悲嘆学入門－死別の悲しみを学ぶ』昭和堂、2010年

『死別の悲しみに向き合う－グリーフケアとは何か』講談社現代新書、2012年

『喪失学－「ロス後」をどう生きるか?』光文社新書、2019年

## 著書（共著）

『グリーフケア－見送る人の悲しみを癒す～「ひだまりの会」の軌跡～』毎日新聞社、2011年

## 著書（分担執筆）

『夫と妻の生涯発達心理学－関係性の危機と成熟－』福村出版、2016年

『死生学のフィールド』放送大学教育振興会、2018年

## 論文

「わが国のホスピス・緩和ケア病棟における遺族ケアサービスの実施状況と今後の課題－2002年調査と2012年調査の比較－」『Palliative Care Research』11(2):137-145、2016年

「Bereavement Risk Assessment Tool 日本語版の作成：家族を対象とした予備的検討」『Palliative Care Research』11(3):225-233、2016年

「ペットロス経験者のためのリーフレットの作成」『Human Welfare』10(1):93-102、2018年

「全国都道府県・政令指定都市における自死遺族支援事業の実態調査報告」『自殺予防と危機介入』39(1):118-123、2019年

「犯罪被害による子どもの死が児童期・青年期のきょうだいに及ぼす影響の探索」『死の臨床』42(1):201-207、2019年

「認知症の人の家族へのケア－家族が体験する喪失・悲嘆－」『看護展望』44(7):20-24、2019年

「精神科病院に勤務する看護師における患者の自殺に直面した経験とストレス反応、対処方略、複雑性悲嘆との関連」『産業ストレス研究』27(2):印刷中、2020年

## 樋口 正和（ひぐち まさかず）

※ 実践ノート執筆者

兵庫県立宝塚西高等学校 校長、学士（経済学）

兵庫県高等学校朝鮮文化・多文化研究部（会）連絡会会長

兵庫県教育委員会事務局人権教育課指導主事（2003 年度～ 2008 年度）

（公財）兵庫県人権啓発協会研究・啓発部長（2009 年度～ 2011 年度）

兵庫県教育委員会事務局人権教育課副課長・課長（2014 年度～ 2016 年度）

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議委員（文部科学省）  
（2016 年度）

報告書（取りまとめ）

『社会教育における人権教育調査研究事業報告書』（文部科学省報告書）兵庫県教育委員会、  
2006 年

『日本語指導にかかる指導資料』兵庫県教育委員会、2007 年

『JSL カリキュラム実践事例集』（文部科学省事業報告書）兵庫県 JSL カリキュラム実践  
支援事業連絡協議会、2009 年

『平成 20 年度新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業実践報告書』母語教  
育支援センター校等連絡会、2009 年

「「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて」兵庫県教育委員会 2014 年

「「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために」兵庫県教育委員会、2016 年

作成協力

『人権スキルブックⅢ』兵庫県人権教育研究協議会、2014 年

『日本語指導ボランティアマニュアル ～学校の先生がた、ボランティアのかたへ～』ひよ  
うご日本語ネット、2016 年

# 野津 隆志 (のつ たかし) ※ 委員長

兵庫県立大学政策科学研究所 教授 博士 (教育学)  
比較教育学、教育人類学 (アジアの子どもの教育と人権に関する研究)

## 著書

- 『アメリカの教育支援ネットワーク』 東信堂 2007年
- 『タイにおける外国人児童の教育と人権ーグローバル教育支援ネットワークの課題』 ブックウェイ 2014年
- 『市民活動概論ーひょうごとアジアのNPO・NGO・ボランティアを学ぶー』 学術研究出版 2015年
- 『多文化児童の未来をひらくー国内外の母語教育支援の現場から』 学術研究出版 2017年 (松田陽子、落合知子、野津隆志編著)
- 『私の赤ちゃんは先生です』 学術研究出版 2018年

## 論文

- 「新渡日外国人児童生徒への教育保障ー兵庫における支援ネットワーク形成への課題ー」 兵庫県人権啓発協会研究紀要 第10輯 2009年
- 「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因ーサムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例よりー」 『タイ研究』 第10号 2010年
- 「タイにおけるニューカマーの学校就学と支援ネットワークに関する研究」 科学研究費研究成果中間報告書 2012年
- 「学生の震災支援ボランティアによる学び」 兵庫県立大学商大論集 65巻 第1号 2013年
- 「東日本大震災支援のための学生ボランティア活動の課題ー宮城大と兵庫県立大の事例よりー」 兵庫県立大学商大論集 第66巻 第1号 2014年
- 「赤ちゃん先生クラスが小学生に与える効果ー絵シート・アンケート調査の分析よりー」 梅野智美と共著 兵庫県立大学商大論集 69巻 1, 2号 2017年

研究紀要第二十一輯

令和2年3月発行

編 集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発 行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

神戸市中央区山本通4丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館内

TEL078 (242) 5355

印 刷

株式会社旭成社

神戸市中央区琴ノ緒町1丁目5-9

TEL078 (222) 5800



